

Historical Studies of Socialist System

ISSN 2432-8774

社会主義 体制史研究

No.39 (Aug. 2025)

東独イエーナの白いサークルによる沈黙円陣(1983 年)(増補版)

— 東独出国運動の街頭進出 —

青木國彦(東北大学名誉教授)

White Silent Circle in Jena, East Germany (1983) (enlarged edition)

— The East German Exodus Movement Takes to the Streets —

Kunihiko AOKI (Prof. emer., Dr., Tohoku University)

既刊リスト (past issues)



社会主義体制史研究会

The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System

『社会主義体制史研究』(Historical Studies of Socialist System)

ISSN 2432-8774

Website: <https://journal-hsss.com>

publisher: 社会主義体制史研究会

(The Japan Collegium for Historical Studies of Socialist System)

size: A4

mail to journal.hsss99gmail.com (99 = at mark)

不定期刊(原稿があり次第発行)、文字数制限なし、無料のオンライン・ジャーナルです。

旧社会主義諸国(共産圏)の歴史(「革命」前・体制転換後を含む)と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。投稿歓迎。

表紙写真: イェーナの白いサークルによる沈黙円陣

東独イェーナ中心部の広場における「白いサークル」の示威行動「白い沈黙円陣」

沈黙円陣は1983年6月18日～7月30日の各土曜日午前9時から警察官に解散させられるまで短時間実施。目的は東独国籍除籍と西独への出国の許可を得ることで、写真は人数から7月9日の第4回円陣(37人参加)と推測され、東独警察官が手前と円陣近くに2人ずつ見られる。出所: 同上シュタジ撮影(MfS, HA XX, Fo, Nr. 211, Bild 54) (<https://www.alles-wissen-wollen.de/05-ausreisebewegung/>)による。 <https://www.jugendopposition.de/>の"Weißer Kreis Jena"にも掲載。

白い沈黙円陣の中の2人の女性が後ろに立つカメラマンに疑いの目を向けている(原注)



(出所) MfS_HA-XX_Fo-0211_Bild-2.jpg in: <https://www.stasi-mediathek.de/medien/demonstration-der-aktion-weisser-kreis-in-jena-und-aufloesung-durch-volkspolizei-im-juni-1983/>。

しかし<https://www.jugendopposition.de/themen/145402/weisser-kreis-jena>[2017/10/25]掲載のぼかしのない写真を見ると、2人の視線は別々であり、ともにカメラに向いていない。

東独イエーナの白いサークルによる沈黙円陣(1983 年)(増補版)

－東独出国運動の街頭進出－

青木 國彦*

White Silent Circle in Jena, East Germany (1983) (enlarged edition)

－The East German Exodus Movement Takes to the Streets－

Kunihiko AOKI*

目次

増補について 1

＜旧稿再録＞ 1(旧稿 ページ割りは本文中に記載)

はじめに 1

1 出国運動発生初期のシュタジの状況認識 2

2 イエーナの白いサークル 4

3 書簡と宣言と 1503 手続き 7

4 宇宙飛行士広場の白い沈黙円陣 8

5 シュタジの対応 12

6 戻り接触による白いサークル再建プラン 14

6.1 事前情報 14

6.2 事前対策 15

6.3 ZKG にとっての教訓 16

7 評価 16

おわりに 18

旧稿引用文献 19

＜増補: Lembke (2024)を中心に＞ 21

はじめに 21

1 節 出国申請 21

2 節 白いサークルの誕生 22

3 節 白いサークルの書簡 23

3a 節 13 項目綱領全文 24

4 節 白い沈黙円陣開始 26

5 節 事態が大きく動く 27

6 節 最大の沈黙円陣(7 月 23 日)とメンバーの出国許可 29

7 節 レムプケ一家の出国許可 31

8 節 第 7 回沈黙円陣と逮捕(7 月 30 日) 32

9 節 出国手続きと出国 33

10 節 西独バイエルン州首相シュトラウス来訪 35

11 節 著者について 37

あとがき 37

図表 1 宇宙飛行士広場に向かうシュツダンスキー夫妻(先頭の白いシャツ)ら 21

図表 2 「国連とホーネッカーへの手紙」署名 23

図表 2a 白いサークルの 13 項目綱領 24

図表 3 白い沈黙円陣 26

図表 4 イエーナ平和共同体の円陣 26

図表 5 白い沈黙円陣各回の特徴(1983 年) 26

図表 6 シュトラウスとホーネッカー 27

図表 7 西独による東独囚人の「自由買い」 30

図表 8 私服のシュタジ 2 人が睨む 31

図表 9 1983 年 7 月 30 日警察による逮捕 33

図表 9a 1983 年 7 月 30 日連行と見物人 33

図表 10 ドイトランスのコンテナ 34

図表 11 モニカ・レムプケの国籍除籍証明書 34

図表 12 西独ギーセンまでの切符 34

図表 13 ドレスデンでのシュトラウス夫妻 35

図表 14 オーク広場(宇宙飛行士広場)全景 39

図表 15 出国許可の種類別比率 39

図表 16 東独の対非社会主義圏の資産と債務 40

増補引用文献 38 本誌既刊リスト 41

増補について

本稿は青木(2014)「東独イエーナの白いサークルによる沈黙円陣(1983 年): CSCE マドリード会議閉幕を前に」(東京国際大学論叢経済学部編第 50 号)(以下旧稿と呼ぶ)をその後得られた知見によって増補しようとするものである。

旧稿作成に当たってお世話になった Gerbergasse 18 誌のベルナー(Daniel Börner)氏から、2 年前に同誌掲載のレムプケ(2025)原文抜き刷りが送られてきた。その翻訳紹介を考えたが、別の案件があつて翻訳掲載が 2 年後になった。それをベルナー氏に送ると、レムプケ氏自身から著書(Lembke 2024)も送られ、そこでは初めて白いサークルの内情が詳しく描かれていた。しかも「白いサークル」のあり方の発案者はレム

プケ夫妻とされていたが、彼女だと分かった。

そこでレムプケ氏による情報を主とし、それに私が旧稿以後に得た若干のシュタジ文書や文献による情報を加えて旧稿を増補することとした。そこには旧稿の一部訂正を含む。

本稿の構成は、青木(2014)全文をそのまま再録し、次いで増補を掲載する。増補の内容は旧稿には書き入れていない。

旧稿再録では元のページ割と異なるので、再録文中に元の各ページ冒頭を挿入した(例えば旧稿 p.1)。

＜旧稿再録＞

(旧稿 p.1)

はじめに¹

* 東北大学名誉教授。Prof. emer., Dr., Tohoku University

¹ 本稿は科学研究費補助金(2008～10 年度基盤研究

C, 課題番号 20520631, 代表者青木國彦)による研究とその増補による。東独・西独(西ベルリンを含む)という略語を用いるが、引用では原文に応じて正式名(ドイツ民主

「リーザ市民権イニシアチブ」をはじめ 1970 年代半ばに発生した東独出国運動は、東独における独裁と隔離の体制を突き崩す挑戦であり、かつ CSCE(全欧安保協力会議)や国連の諸規定を援用するものであったため、東独当局に強い衝撃を与えた(青木 2009)。

出国運動は急速に進展し、私見では、1983 年から新たな段階に入った。その画期をもたらしたのがイエーナの白いサークルとそれによる沈黙円陣であった。その行動はまたたく間に東独全土に伝播した。

ところが、白いサークルとその行動については評価が分かれる上に、事実関係も文献によって異なる記述が多く、さらに未発掘であった事実もある。

そこで本稿は、シュタジ文書保管庁(BStU)²や連邦公文書館(BA)、ハーベマン協会(RHG)所蔵の元機密文書および既存諸研究³に基づいて、第 1 に、初期の出国運動についてのシュタジの認識の特徴を明らかにし(第 1 節)、第 2 に、白いサークルとその行動の事実関係を整理・発掘し(第 2～4 節、第 6 第 3 に、白いサークルとその行動がもたらしたシュタジの認識と対応の変化を、出国運動初期のそれとの対比において明らかにし(第 5 節、第 6.3 節)、第 4 に、事件の評価を考えようとするものである(第 7 節)。

1. 出国運動発生初期のシュタジの状況認識

まず、白いサークルへのシュタジの認識との比較のために、出国運動発生時のシュタジの状況認識を確認しておきたい。青木(2009)で扱った時期以後 1980 年代初めまでの出国運動の進展と当局の対応、それらの背景については別稿とする。

初期の状況認識には多数の文書があるが、紙幅の都合で、ここではシュタジ ZKG(中央調整グループ、逃亡・出国問題担当)の「年次分析 1976」(1977 年 1 月 24 日付, BStU ZKG 2164)のみを取り上げる。これが 1975 年 12 月に活動を開始した ZKG 最初の年次報告であり、かつリーザの衝撃を如実に反映しているからである。

(旧稿 p.2)

「〔西独の〕敵対的なセンターや組織、施設が DDR 市民に〔逃亡よりも〕合法的な移住の要請を鼓舞することにより強く集中していることが確認されるべきである。彼らは出版物によって DDR 国家権力に反対する積極的な行動のマニュアルを与え、DDR 国家機関への圧力を強めるために“失望した DDR 市民”の提携を呼びかけている。それによって大衆への影響が強められ、“内なる反体制”がいわゆる“市民権イニシアチブ”と表現されている。さらに、いかに〔東独当局への〕移住要請が作成されるべきか、それがどの国

家機関やDDRの指導的代表者に出されるべきか、要請却下にはどう対処されるべきかの指南が授けられている」(Bl.5)。

このように、逃亡から出国許可要求への転換が強い危機感をもって認識された。但し「敵の鼓舞」が東独市民から西独への支援要請に基づくことを、分っているといつもように書かない。「市民権イニシアチブ」という名の「内なる反体制」の「大衆への影響」への強い警戒は、リーザ市民権イニシアチブが与えた衝撃の強さを示した。

同分析が描いた出国希望者の「国家敵対的その他の否定的行動の諸現象と諸傾向」(Bl.27ff.)は大別 3 点からなる: (1)「敵」との連絡、(2)グループ形成と集団請願、(3)公共の場で世論に訴える「移住許可強奪」行動(箇条番号は青木、以下同様)。これらについての同分析の説明は以下のものであるが、そこにはリーザ市民権イニシアチブの実績が色濃く反映している。

(1)は、「政治的・イデオロギー的妨害工作のセンター、マスメディア、敵対組織、西側国家機関・外交代表部あるいは国際組織に連絡を取り、敵の破壊活動に組み込まれる」ことである。連絡先としては、「あちらからの助けの求め」、「〔国際〕人権協会」、「シュプリンガー系の新聞」、「連邦ドイツ内閣関係省」などが挙げられた(これらについて青木 2009 参照)。リーザのグループを支援したのは国際人権協会(西独フランクフルト)であった。

連絡の主な中身は東独からは移住希望者リスト、西独からは資料であり、方法は「通常は郵送」だが、「しばしば陰謀的方法」、つまり「仮の宛名や偽名の利用、同時に何通も送る、断片に分けて複数の宛名に送る」、「DDR に滞在した BRD や西ベルリンの人物、BRD ないし西ベルリンの親戚、知人、戻り接触、元の刑務所仲間、移住希望者の知人グループのつながり」の利用もあったと言う。ちなみにリーザ関連ではコルセットに縫い込んでの西独宛郵送もあった(青木 2009:137)。

「戻り接触」(Rückverbindung)は東独からすでに移住した人物による東独市民との郵便・電話での通信と東独・東欧での接触を指す用語であり、シュタジはこれに神経を尖らせていた。「違法な移住要請を DDR 市民に鼓舞し強めるための敵対的活動の大部分は、元 DDR 市民の戻り接触を通じてなされている。移住した DDR 市民の数の一層の増加に伴い作戦上重要な戻り接触の数も増えている」(BStU ZKG 1978:10, 1981 年 1 月 28 日)。接触の際に元市民から、西独での生活と政府支援が賛美され、移住要請方法や示威行動が助言され、現市民から西独当

共和国ないしドイツ連邦共和国または連邦共和国)、ドイツ語略称(DDR ないし BRD)とする。

² シュタジは国家保安省の略称。引用する文書名は、当該文書を保管したシュタジ部署、BStU が付したアーカイブ番号の順に表記し、必要に応じてコロンのあとにページ番号を記す(例えば BStU ZKG 2164:11)。ページ付けは BStU によるフォルダー別通しであり、シュタジのそれとは異なることが多い。文書収集には同庁 Katharina Städter(現姓 Squar)女史に何度も大変お世話になった。記して感謝の印とする。

³ 科研費や本学研究費による入手のほか、大学間相互利用および東北大学図書館・同宮田文庫のお世話になった。雑誌 Gerbergasse 18 所収論文・記事は Geschichtswerkstatt Jena e.V.のプロジェクトマネージャー Stefan Walter 氏の、Ebert(1980)は「非暴力運動の評価と促進」のためのウェブサイト(<http://www.archiv-aktiv.de>)の Andrea Walter 氏のご厚意により入手した。両氏とも質問にも懇切に回答された。但し Ebert(1980)の最終ページの数行が氏自身のテキストでも欠落していた。記して感謝の印とする。

局や団体への書簡が依頼されるなどした(同前)。シュタジ第 IX 局の捜査記録によると、「移住強奪」のための犯罪の 1986 年 23.9%, 1987 年 18.4% に戻り接触が関わっていた(BStU HA IX 422:51)。本稿第 6 節でも重要な役割を果たす。

(2)は、「移住希望者が BRD や西ベルリンの敵対センター・組織・施設に鼓舞されて、国家敵対的性格を持つグループ形成のために提携した」ことを指す。その目的は、「国際世論に DDR におけるいわゆる人権侵害を注目させること」と「いわゆる“反体制派”が存在するという印象を与える」こととされた。つまり目的が対外アピールと見なされた。

グループ形成の例として「xx のまわりの国家敵対的グループ」が挙げられた。このグループは明らかにリーザ市民権イニシアチブであり、黒塗里人名「xx」⁴はニチュケである(青木 2009:134 以下参照)。このケースは公共事項であり黒塗里対象外のはずである。

(旧稿 p.3)

同分析はリーザ市民権イニシアチブの活動内容を東独当局あて請願書への署名集めと請願書の西マスメディアへの送付とし、その活動スタイルを「陰謀的な、地下活動に特徴的な活動方法」、すなわち「敵対的構想の作成」、「敵対施設との連絡ルートや参加者相互の関係ならびにその集会の陰謀」、「資料の密かな保管」、逮捕を想定した準備と特徴付けた。エルベ川に浮かべたボートでの集まりなど「地下活動的」であった(青木 2009:141)が、集会権や通信の秘密権のない国では当然のことであり、当然白いサークルの集会も隠密裏であった。ただリーザのグループは、グループとしての国内世論向け街頭行動を企画も実行もしなかった。

(3)について同分析は、「増大する程度に移住希望者は公共の場で世論に訴えないしは DDR 国家機関に対する挑発的・示威的行動によって国籍除籍申請と非社会主義諸国または西ベルリンへの移住要請の許可を強奪しようと試みて」おり、「従来主に実行された方法では次のものが重要」とした(B1.32ff.): ①自殺やハンスト、公共の場での鎖縛りの脅し、②人通りの多い道路や広場に横断幕やプラカードなどを持って登場、③住宅の窓やバルコニーに文書掲示(一部は頑固に撤去拒否)、④国境検問所や国家機関への立ち入り(一部は自由意志での退去を拒否)、⑤国境検問所で「旅券もビザもなしに」身分証明書による出国の試み、⑥東独国籍拒否の意思表示として身分証明書を返却または示威的に破棄、⑦示威的に就業放棄、雇用関係の解除または職業資格にふさわしくない就業「逆に当局や企業による配置換え、職業禁止なども」、⑧子どもの就学拒否「逆に当局による就学差別も」。

「殆どの場合に移住希望者は挑発的・示威的行動のために...高い訴え効果が保証される場所と時間を選択」し、また「行動の実行が重要政治日程に合わせられ」、「若干の示威犯人はその行動前に...西ジャ

ーナリストや BRD 常駐代表部〔=大使館相当〕職員あるいは BRD ないし西ベルリンの親戚・知人に彼らの計画を知らせた。「その種の行動はしばしば、移住要請が許可されないとの当該国家機関からの公式通知のあと、すぐにあるいは短期間になされる」。

なお、移住希望者は「増大する程度に...不許可の場合に DDR を不法な方法で去る計画」も立て、「犯罪的な人身売買集団」〔=西独にあった逃亡援助ビジネス(青木 2009:124 以下)〕の利用を図るか、「またはほかの方法での不法越境の準備行動を企てる」とも言う。しかし逃亡援助ビジネス利用は出国運動の発展とともに大幅に減少した。

以上のように当時シュタジは、出国運動を「陰謀的、地下活動的方法」による対外アピールと個人的かつ散発的な訴え行動と見なしていた。街頭での「挑発」防止に自信を持つ当局にとって、組織された持続的な集団街頭示威行動の出現は想定外であった⁵。

同分析によれば、「移住希望の人物たちの提携の傾向がとりわけルードルシュタット(グラ県)やビショフスヴェルデ・ラーデボイル(ドレスデン)、ベルリンで知られた」(B1.31f.)。

特に詳述されたルードルシュタットでは、1976 年 10 月〔西独テレビがリーザ事件を中継放送した一ヶ月後〕、4 人(人名黒塗里)が「他の人物たちとともに、共同の、部分的には陰謀的手段で実行される国家敵対的行動のために提携し」、「公共の場で世論に訴える“抗議デモ”の実行のための組織と内容の構想」と「扇動的内容のスローガン」(東独の人権侵害を非難)を作成し、「その種の“示威”の許可を得るために、15 人が署名した文書での申請を内務省とグラ県庁、人民警察ルードルシュタット署に送った」。全員が移住希望者であった。Ammer (1977:382)によると関係者の一部が逮捕され 3 年までの自由刑となった。

上記年次分析によると、「犯人たちは、ルードルシュタットやイエーナのさらなる移住希望者や敵対的・否定的態度を持つ他の人物たちおよびすでに BRD に移住した人物たちとの広範囲な結び付きを維持し、また結んだ」。

(旧稿 p.4)

従ってこの街頭デモ計画は当事者から直接にイエーナの移住希望者にも伝わったはずである。またこの件での「多数の人物たちの逮捕について」国際人権協会が記者会見し、西独での「新聞キャンペーンが 1976 年 10 月 26 日に始まった」(同前 B1.32)のだから、西独マスコミ経由の情報もイエーナに伝わったはずである。

ルードルシュタットは、「開かれた活動」(Offene Arbeit, 略称 OA)のメッカであり、そこの牧師シリンク(Walter Schilling, 1930-)は「OA の父」と呼ばれた。OA は、東独福音教会が 1960 年代から実施した青年向け活動で、キリスト教徒に限らず全青年に「開かれ」、当初から社会的・政治的テーマを扱い、イエ

⁴ BStU では閲覧文書の複写の際に職員がプラバシー保護(黒塗里)を施す。閲覧の際には黒塗里なしでも複写時の黒塗里が予想される部分はメモしようとしたが、短期間に大量の文書を処理しなければならなかったため、一部しかできなかった。以下同様。

⁵ 1981 年のある日東ベルリンでフンボルト大学農学部教授の車に同乗中に「立っている警官が多い」と私が言うと、彼は「だから挑発は不可能だ」と応じた。日本では考えられない応答だったので、記憶している。

ーナ青年教区がその全国的拠点であった。イエーナ青年教区の活動からは、白いサークルと深い関わりがあった「イエーナ平和共同体」(Friedensgemeinschaft Jena)も誕生した。ルードルフシュタットとイエーナは同じゲラ県内にあり近い上に、OA を通じた人物交流と連帯があった(詳細別稿予定)。

上記街頭デモ計画は不発に終わったが、イエーナの白いサークルの先駆けであり、同サークルは街頭進出について事前に阻止されない工夫とシンボル戦術を加えることによって衝撃的な成功を獲得することになる。

2. イエーナの白いサークル

「ゲラ県内の、違法に移住を要請する人物たちの敵対的・否定的グループによって、ここ数週間に、敵対勢力や西マスメディアと共同で、BRD への移住強奪のための〔街頭での〕示威行動が組織された。彼らの行動様式は敵によって、さらなるその種の活動を鼓舞し組織するために利用されている」。

これは、シュタジ次官・中将ミッティヒ(Rudi Mittig, 1925-1994)が 1983 年 7 月 22 日に出した指示(BStU BdL-Dok 7017:1ff., 以下ミッティヒ a)の冒頭部分である。ここでの焦点は東独南部ゲラ県内の都市イエーナ(Jena, 当時人口約 10 万人)にあった⁶。

示威行動とは、イエーナの中心広場で白いシャツを着た人々が演じた沈黙円陣(白い沈黙円陣)であり、その担い手組織が「イエーナの白いサークル」(Jenaer weiße Kreis)と呼ばれた⁷。白いサークルは、全国的に知られたイエーナ平和共同体になぞらえて、イエーナ出国共同体(Ausreisegemeinschaft Jena)と名乗った。

彼らが白をシンボルカラー(当初はシャツ、のちにはリボンも)とした理由について、Gehrmann(2009:188ff.)は、「非暴力のために平和の鳩をモデルにした」と言う(非暴力戦術については後述)。JOW は、東ベルリンの環境活動家の大気汚染・森林枯死抗議自転車デモ(1982 年)が白いリボンを付けたことを指摘した上で、「そうこうするうちにベルリンでも白いリボンは出国申請した人々のシンボルになった」と言う。

「平和の鳩」として東独を含むソ連圏で有名なのは、当局がプロパガンダに使ったピカソの絵であり、

「小さな白い平和の鳩」(Kleine weiße Friedenstaube)という歌が東独小学校唱歌とされていた(Wolle 2013:156ff.)。それをモデルにしたとは信じがたい。Gehrmann は根拠を挙げていない。

反ナチ抵抗で有名なショル兄妹らミュンヘンのグループ「白バラ」(Die Weiße Rose)は「DDR の生徒たちが授業でいつも反ファシズム抵抗の卓越した例として聞かされていた」ので、「ナチ時代の抵抗が DDR 内のとりわけ若い体制反対者にインスピレーションを与えた多数のケース」があった(Ammer 2003:618)。それは白いサークルにも影響したかもしれない。

イエーナに近いアイゼンベルクの高校からイエーナ大学に進学したアマー(Thomas Ammer, 1937-, 上記論文の著者)らが組織した非公然集団「アイゼンベルク・サークル」(Eisenberger Kreis)も「白バラ」に範を採った。このサークルは高校時代の 1953 年から 4 年余も反体制活動を行ない、当時東独最大規模の抵抗グループだったと言われる。結局 24 人が 1 年半(旧稿 p.5)～15 年(平均 4 年半)の有罪判決を受けた(アマーが 15 年)。彼らの要求は複数政党制、自由選挙、言論・出版の自由、ドイツ全体の旅行の自由、ワルシャワ条約機構からの脱退などであったが、その中心は「議会制民主主義の再建」と「その結果としてのドイツの国家的統一の回復」であった。アマーはイエーナ大学の FDJ(自由ドイツ青年団、官製青年組織)幹部にもなっていたように、グループの活動スタイルは「陰謀的」であった。彼は 1964 年に最初の自由買いにより西独に釈放され(青木 2009:129)、編集者や研究者として SED 独裁を追及し続け、1999 年連邦功労十字章を受賞した⁸。

イエーナ大学やその周辺ではアマーらの活動が伝承されていた可能性があるし、特に後述のシュツダンスキーのような経歴の者はショル兄妹の「白バラ」はもちろん、アイゼンベルク・サークルのことも知っていた可能性がある。

Ammer(2003)によればイエーナには「白バラ」という名のグループも実在した。但し一般には「知られざる抵抗グループ」であった。1951 年にハマー(Franz Hammer, 1933-1957)と 5～6 人のイエーナの高校生が抵抗グループを結成し、ショル兄妹を真似て「白バラ」と名乗った。ハマーは 1955 年に逮捕され 10 年の有罪となり、1957 年獄死した(公式には首吊り自殺)。同時に有罪となった他の 4 人は 1956 年に恩赦で釈放された⁹。ハマーらは反体制辞典 Veen(2000)

⁶ 両独統一後県が廃止され州制度に復帰し、イエーナはチューリンゲン州(東独時代は概ねエアフルト県とゲラ県とゾール県に分割(GBI T.I 1990, Nr.51:955))所属。同州とザクセン州(同じくドレスデン県とカール・マルクス・シュタット県、ライプツヒヒ県(同前))の大部分は、第二次大戦末期に当初米軍が占領したが、まもなく撤退してソ連占領地区、従って東独に入った(Henke 1995:714ff.; Benz 2009:592f.地図)。その時住民は「米軍占領のままであってほしかったとの非常に無念な気持ち」であったと言われる(Benz 2009:58f.)が、私も 1980 年夏に過ごした同地で米軍撤退を悔やむ住民の思いに接した。

⁷ 以下このサークルとその沈黙円陣について、元機密文書のほか、Fricke 1984:172f.; Gehrmann 2009:186ff.; Hanisch 2012:334ff.; Hildebrandt 1997; JOW; Löwenthal 2002:67ff.(引用箇所は Kamphau-

sen); Nawrocki 1983; Pietzsch 2005:238ff. & 368ff.; Pietzsch 2009:291ff.; Rutz 1999; Scheer 1999:226f.; Schmidt 1996; SWR 1983; Veen 2000:59; Zhao 2003 を参照した。以下ではこれらの間に異論がない場合は典拠を挙げず、独自情報や異論は個々に典拠を記す。Fricke(1984)の主な典拠は Rainer Hildebrandt(西ベルリンの壁博物館創設者)の記事(Der Tagesspiegel vom 23. 10.1983)である。

⁸ Veen 2000:45f&80; Stiftung Haus der Geschichte 2001:72; zur Mühlen 1995:52ff.&64&179&233f. 参照。

⁹ イエーナの白バラの初期メンバーの一人で、大部分の初期メンバー同様にすでに 1952 年に西(彼は西ベルリン)へ逃亡したが、その後もハマーらとの接触・情報交換を維持したクリチュ(Eberhard Klitzsch)の証言(裁判記録の

に登場しない。

ミッティヒ a は白いサークル対策のためにシュタジの全国全職務単位責任者に、「すべての政治的・作戦的その他のふさわしい可能性を利用」して、「その種の敵対的な計画・企図および違法な移住要請者の間でのその影響を予防的に阻止することがただちに必要である」と指示した。

なぜ一地方都市の、しかもこの時点では 50 人に満たない出来事に全国対策が必要だったのか。文面によると、「最近の西マスメディアの活動は、DDR 内のさらなるそのような [= 白いサークルのような]、また類似の行動を鼓舞し組織すること」を試みており、「これらの試みは、目前に迫った [CSCE] マドリッド会議最終文書署名とともにさらに増えるだろう」(同前)と予測されたからである。

しかし表向きは何ごととも外敵の陰謀のせいにするのがシュタジの常である。実は、その陰謀が効果を上げる内部事情、つまりますます増加する出国申請者という「内なる敵」が各地で模倣行動に立ち上がる可能性への危機感こそがシュタジを駆り立てた。

逃亡・出国問題を所轄するシュタジ次官・少将ナイバー (Gerhard Neiber, 1929-2008) らは 1982 年 3 月 25 日の ZKG 会議において、逃亡抑止や「国家敵対的人身売買」(＝逃亡援助ビジネス)撲滅には成果があがっているが、「著しい努力にもかかわらず...移住要請抑止」は「不満足な結果」となっており、「この闘争部分の全領域で有効性を高め全職務単位が相応の努力をする時である」と叱咤した。これは「1981 年に新規になされた [出国] 要請が 26% 増加したことを批判的に確認」したためであった¹⁰(初申請統計は青木 2009:表 4)。

イエーナは東独主要企業の 1 つ、国有化されたツァイス社 (正式名は Kombinat VEB Carl Zeiss Jena) が所在し、また大学都市とも呼ばれた。同時に早くから反体制運動が盛んであり¹¹、教会の青年向け活動や平和運動の拠点でもあった¹²。

1977 年に東独から追放されたイエーナの作家フックス (Jürgen Fuchs, 1950-1999, 1987 年トーマス・デーラー賞) や、イエーナ平和共同体創立者の一人

一部抜粋を含む)が最近出た (Kaiser 2012:261ff.)。

¹⁰ 「活動資料: 1982 年 3 月 25 日 ZKG 職務会議における ZKG 責任者の報告と次官・同志少将ナイバーの結語からの抜粋」(BStU ZKG 2016:5)。ZKG 責任者は初代ヴォイテ (Willi Woythe) から会議直前 15 日にニープリンク (Gerhard Niebling, 1932-2003) が引き継いだ。

¹¹ Veen (2000:190ff.) にイエーナにおける戦後抵抗運動史概略があり、Gehrmann (2009:182ff.) や Kaiser (2012), Pietzsch (2005), Scheer (1999), zur Mühlen (1995) などにその詳論がある。

¹² 牧師エッペルマン (Rainer Eppelmann, 1943-) や「平和のための女性」(Frauen für den Frieden) らの平和運動の拠点であった東ベルリン救世主教会 (Erlöserkirche) で 1983 年 7 月にイエーナ平和運動の展示会が開かれた (JOB) ほどであった。ちょうど白い円陣の時期であった。

¹³ Kreis は、同系の英語 circle や日本語「サークル」と同様に、仲間の集まりと円陣・円の両義がある。関連文献において Kreis がどちらを指すかが問題となる。本稿では文脈に応じて集団の場合をサークル、行動の場合を円陣

で、白い円陣開始 10 日前に追放されたヤーン (Roland Jahn, 1953-, 1998 年連邦功労十字章、現 BStU 長官) らが西ベルリンに集結して「イエーナ村」を形成し、東独反体制派を物心両面で支援した。フックスは東独反体制派としては最も著名であったハーベマン (Robert Havemann, 1910-1982, 青木 2004a 参照) のグループに属し、ヤーンは官製行事のマイクを取って演説したり、追放後も東ベルリンやイエーナに潜入するなど最も果敢に行動した。

(旧稿 p.6)

とはいえ、「イエーナはなるほど抵抗の拠点であったが、DDR のどこでもと同様に、ここでも反体制派 [のうちの独立グループ] よりもずっと多くの出国希望者がいた」(Gehrmann 2009:186)。

白いサークルには、「主に比較的若い人々」(Fricke 1984:172) がいたとも、「若いも若きも、家族持ちも独身者も、労働者も芸術家も、除籍された学生も、裕福な者も」いた (Schmidt 1996:13) とも言われるが、写真からすると、若者が多い。

彼らの「DDR から出たい」という意志は強く、当局に提出した「出国申請 [の扱い] を国家当局の恣意に委ねるつもりはない。彼らは行動によって世論に訴えるつもり」であった (Schmidt 1996:13)。そのため彼らは、イエーナ市中心部の宇宙飛行士広場で、白い衣類を着て沈黙のまま円陣 (die Schweigekreisen または stumme Kreisen) を組んだ¹³。

宇宙飛行士広場 (Platz der Kosmonauten, 現 Eichplatz) はイエーナ大学の円形高層ビルと市役所の間にあり、市役所の反対側にマルクト広場がある。

サークルの中心はシュツダンスキー夫妻 (Hannelore und Rüdiger Studanski) だったとされる (JOW や Schmidt 1996:13) が、「レムプケ夫妻 (Monika und Dietrich Lembke) が発案者」とも言う (Pietzsch 2005:242, Pietzsch 2009:300)。Schmidt (1996:13) 掲載の写真¹⁴によれば、最初の行動の際にグループを先導したのは、白いシャツを着て手をつないだシュツダンスキー夫妻である。全員がにこやかで、カメラに向かって V サインを示す者もいた。

Veen (2000) にはリーザ市民権イニシアチブのニチ

とする。前者をグループとしないのは、後述のように当人たちがグループという言葉 avoided からである。例えば Schmidt (1996:13) の写真説明には、シュツダンスキー夫妻が「イエーナのマルクト広場で den Weißen Kreis を率いる」とある。これは、宇宙飛行士広場へ向かって縦列で歩く写真なのだから、円陣ではあり得ず「白いサークルを率いる」という意味である。Kreis をすべてサークルと解する意見もある (例えば注 3 の Stefan Walter 氏の私信)。だが同じページの「den samstägligen Weißen Kreis」は「土曜日ごとの白い円陣」であって「土曜日ごとの白いサークル」ではない。円陣を意味する例はほかにも多い。「Der erste Weiße Kreis in Jena wurde am Samstag, dem 18. Juni 1983 gebildet」(Gehrmann 2009:187) は「イエーナの最初の白い円陣」がいつ作られたかであって、集団がいつ作られたかではない。「Samstag für Samstag. Sie bilden einen Kreis und schweigen」(SWR 1983) も土曜日毎のグループではなく円陣である。

¹⁴ シュタジ撮影の白い円陣の写真は多くの著作や JOW にあるが、この写真 (注 13 に説明あり) は恐らく Schmidt (1996) のみである。

ユケは登場するが、シュツダンスキーもレムプケも登場しない。

シュツダンスキー(夫)が東独法令を研究して、刑法上の懲罰対象たる「グループ形成」(Gruppierung)を回避するために、白いサークルを「グループ」ではなく「友人サークル」と名乗った(Schmidt 1996:14)。この場合の刑法とは 217 条(集合)と 218 条(違法目的のための提携)であっただろう。しかし当局は実態から判断するのであって、名称を鵜呑みにすることはなかった。

彼はイエーナ大学で哲学を学んだが、二度除籍された。「トロツキスト」として弾劾された同級生から彼が「十分に距離を取らなかった」から 1979 年に除籍された。円陣を組む前年には「マルクス主義哲学者にはなれない」として除籍され、彼の「職業展望はほぼゼロ」になり、出国を申請した(同前:13)。

レムプケ(妻)によれば、イエーナ市の出国申請窓口である内務係が彼女らの出国申請に対して、「あなたたちは政治的でも反社会的でも犯罪的でもない。だから、あなたたちは決して出て行くことはできない!」と言った。そのため彼女らは「反社会的または犯罪的」になる気はないので、「政治的」になろうとした(同前)。つまり集団街頭示威行動を選択した。これは、当局の対応が出国申請者を政治化するという、しばしばあった事例の 1 つである。

宇宙飛行士広場で沈黙円陣を組んだのは白いサークルが最初ではない。前年 11 月 14 日に約 80 人(約 70 人とも言う)が「世界平和のための 1 分間沈黙」と銘打ち、横断幕やポスターを掲げて円陣を組んだ。これは同年 9 月 1 日に平和運動で逮捕されたヤーンらへの連帯行動でもあった。同年 12 月 24 日に第 2 回が試みられたが、事前に察知したシュタジが道路封鎖と予防拘禁と逮捕をもって対応した(JOF; Hildebrand 1997:6; Gehrman 2009:183)。

そこで白いサークルは、「意図的ではなくても平和共同体に勇気づけられて」発生した(Hildebrand 1997:2)とか、「2 つの平和のための沈黙円陣および一般に平和共同体が非暴力抵抗の思想の有効性を実地に示したこと」によって刺激された(Gehrman 2009:186f.)と言われる。

但しシュタジ撮影の両者の写真(JOF; JOW)を見比べると、円陣の組み方が違った。平和のための沈黙円陣は顔と身体を外側に向けて手(旧稿 p.7)をつなぎ、外から見えるように身体にポスターを貼り付けたり横断幕を掲げたが、白い沈黙円陣は何も持たず(無印)、顔と身体を内側に向けて手をつないだ。前者は 1 回限り、後者は毎週繰り返した。さらに、前者と異なる後者の特筆すべき戦術は非暴力沈黙行動にシンボル・カラーとシンボル記号を加えたことであった。

白いサークルの戦術はガンジーやキング牧師の非暴力抵抗運動にヒントを得たと言われる。Fricke (1984:172)は、「ついに DDR 市民は移住の自由のための闘いにおいて、マハトマ・ガンジーによって発展させられた...諸形態に比肩しうる非暴力行動という反体制戦術も用いている」と記し、その戦術の説明とし

て Ebert (1968:40) が引用したガンジーの言葉(国家の権威の無視、不道德な法律の無視、立ち入り禁止命令の拒否など)を紹介した。彼が紹介を略した部分には、「完全な市民的不服従とは暴力なき反乱である」とあった。

現に後述の白いサークルの宣言には「非暴力の平和的な抗議」とある。米国の非暴力抵抗の典型的な行動は sit-in (座り込み)であるが、Schmidt (1996:13)は白いサークルの行動を「stand-in」とした。ちなみに「stand in a circle」は、立って円陣を作ることである。

当時非暴力抵抗に関する西独文献が東独でも出回っていたので、白いサークルにも伝わった可能性が強い。Neubert (1998:376)によれば、「西ベルリンの平和研究者エーベルト」¹⁵による「非暴力についての 10 カ条テーゼ」がひそかに東独に持ち込まれ、「大きな反響」を呼び、「諸グループ・サークルで取り上げられ、何度も書き写されてさらに伝えられた」。「そのコンセプトは非暴力的変革についての叙述を含んでおり、部分的には DDR の諸関係に適用可能であった」上に、エーベルトは「EKD (ドイツ福音教会) 教会会議メンバーかつ一時西ベルリン教会指導部のメンバーであったので、[東の]教会の平和運動とのさらなるつながりが生じた」。

1981 年 12 月末には、平和運動や兵役拒否者支援で有名なドレスデンの牧師ヴォンネベルガー (Christoph Wonneberger, 1944-) が東独全土の平和グループから招いた約 20 人とともに、毎月同時に全県庁所在地で「平和の祈り」を実施することや、「今後の行動の戦略についての基本文書」を「米国民権運動家キングの非暴力行動原則とエーベルトの社会防衛テーゼに基づいて作成する」ことなどを取り決めた(Neubert 1998:393)。

Thompson (1999:19)も、「平和グループや教会サークルは非暴力について多くの議論をし、あらかじめ具体的な戦略を開発した」が、その際「非暴力抗議の構想が決定的であった」と言う。

白いサークル関係者の人的交流関係から考えると、彼らにもこうしたことが伝わったはずである。

よく分からない点もある。Neubert の典拠は、シュタジの教会対策の資料集 Besier (1992, 改訂版)の資料 71 である(Neubert は 1991 年初版を利用)。これは教会に関するシュタジ第 XX 部指導将校の演説草稿であり、編者は 1982 年 10 月作成と推定した。そこには、教会内のある平和運動非合法組織のプログラム [= おそらく上記ヴォンネベルガー取り決め] の基礎は、「エーベルト...によって書かれた非暴力についての 10 カ条テーゼである」とあった。この 10 カ条テーゼは 1980 年 5 月に行われた西独フランクフルトにおけるエーベルト講演の内容であり、それが Ebert (1980)として出版されたと Besier (1992:374)は言う。

私は、従って、この 10 カ条テーゼは非暴力行動の簡潔な指南だと想像した。ところが、入手した Ebert (1980)の内容は、タイトル「制度化された民主主義

¹⁵ ベルリン自由大学政治学教授 Theodor Ebert。主著 Ebert (1968) やその縮約版 (1970)、論文集 (1981)

などで知られ、主著のタイトル「暴力無き反乱：内乱への代案」が示すように、市民の非暴力抵抗の指南役であった。

における社会運動」のとおり、議会制民主主義は「デモス(人民)なき民主主義」に陥りがちであり(現に西独はそうだが)、デモスによる議会外の街頭での「社会運動」によって補完されねばならない、その際社会運動(具体例は平和運動と環境運動)は単なる反対・批判ではなく「建設的な代案」を提示せよ(旧稿 p.8)というものであった。つまり、戦術指南ではなく、基本原理、しかもあくまで議会制民主主義を前提としたその提示であった。東独反体制派がそこから何を参考にしたのか、定かではない¹⁶。

3. 書簡と宣言と 1503 手続き

白いサークルは円陣実行の前日 1983 年 6 月 17 日に、東独国家評議会議長(国家元首)かつ統一党書記長ホーネッカー(Erich Honecker, 1912-1994)とイエーナ市役所へ 13 項目の宣言を記した書簡を送った(Pietzsch 2005:239)。偶然だろうが、いわゆるベルリン暴動記念日であった。

私が入手した RHG 内 Matthias-Domaschk-Archiv 所蔵のこの書簡(RHG/RG/T03)には日付も署名がないが、文面から署名があったことは確実であり、同じものを JOW は 6 月 17 日付としている。その骨子は：

書簡署名者にとって DDR 国籍が「耐えられない重荷」ゆえ、「国籍法(1967 年 3 月 23 日制定)第 10 条に基づいて DDR 国籍からの除籍を決心し、そのためにすでに必要な申請をおこなった」。「我々は、この書簡においてあなた方に我々の不満を熟知させることを願って...宣言を発送する」：

1)「世界文明の諸成果」つまり言論の自由や参政権、「文化的あるいは精神的、物質的ないろいろの財の消費の権利」を断念する気はないので、「DDR を合法的に去ることを意図している」、

2) 国家権力とりわけシュタジによる私生活への干渉・攻撃に「最も鋭い抗議を表明する」、

3) 移住権と国内での住居の自由選択権の制限に同意できない、

4) 外国への旅行ないし訪問の制限に同意できない、

5) 教育への両親の関与の否定と、敵を想定する国家目的奉仕の教育(両親が国家目的を支持しないと両親も敵とされる)に同意できない、

6) 国籍除籍申請が「国家の敵」ないし犯罪とされ、そのために失業(「しばしば見え透いた理由」での首切り)あるいは学籍抹消、政治的理由による拘留とその後の無収入という結果になり、「反社会分子や犯罪者以下の社会的地位に追いやられる」、

7) DDR 国籍を強要されている限り、「DDR と世界におけるすべての政治的および社会的な出来事についての我々の意見を表明する」、

8) 国家による「報復措置」により「社会的に排

除された者かつ・または政治的に差別された市民」と「同盟」し支え合う。出国動機に関係なくすべての出国希望者と行動を調整する、

9)「相互支援の有効性を高めるために[出国や国籍除籍の]申請者に対する[当局や職場の]報復措置を公表し、国連の人権宣言違反として」追及する、

10)「申請者の動機が市民的・法的な基本的秩序の倫理のおよび道徳的諸原則に反しない限り、すべての申請者と連帯し彼らを支援する」、

11)「非暴力の平和的な抗議」活動によって世論に訴え、また「情報を探しているすべての人に、合法性を犯すことなく DDR 国籍から除籍されるのに必要な手順と方法を説明する」、

12)「人権に関する国連資料や人権を保証する DDR 法令を普及させる」、

13)この「宣言」の作成は権力転覆のためではなく、いかに「DDR の現実が一般的な人権から離れているかを明確にするため」である。

要するに、独裁と隔離の国家体制への告発と決別の宣言であり、同時に、反体制市民と同盟しつつ、国際法や国内法に依拠して出国権実現のために、動機の如何を問わずすべての出国希望者と共同で非暴力抗議行動を行うという闘争宣言であった。第 13 項は東独刑法の国家転覆罪回避のためである。

サークルが出した書簡については細部に不明な点がある。

(旧稿 p.9)

Pietzsch (2005:238f.)は書簡が 3 回出されたと言う。6 月 17 日のほか、5 月 28 日のホーネッカーあてと、7 月 12 日の人民議会あて(26 家族約 50 人の署名付き)である。ここで彼は 6 月 17 日付を 13 項目としたが、ずさんなことに、資料として掲載したそれ(S.368ff.)には 12 項目しかない。これは 13 項目版の 4 項と 5 項を併せて 4 項とし、また前書き部分の 1 つの代名詞が欠落している。欠落はたぶん資料活字化の際の単純ミスだろう。

人民議会あて書簡は Schmidt (1996:13) も Gehrmann (2009:187) も Scheer (1999:226) も 7 月 17 日と言い、Schmidt はそれが 12 項目だったと言う。

しかし Fricke (1984:172) は、後述の西独第 1 公共テレビ ARD のニュース番組(7 月 18 日)が「ホーネッカーあての 12 項目宣言を公表し、その中で 26 人のイエーナ市民が家族ともども氏名・住所を記して、彼らの出国を勝ち取るために国家評議会議長に要請した」と言う。この 12 項目書簡は ARD の現地取材(7 月 16 日)以後の作成とは考えられないので、Pietzsch の言う 7 月 12 日付と同じと思われる。

ミッティヒ a には、このサークルのメンバーが、「DDR 人民議会あての“宣言”および DDR 国家評議会議長と国連事務総長とに宛てた“公開書簡”を作成し、これらを署名者の集会後にそれぞれあてに」送り、同時に、「公表させるためにこれらを ND[統一党中央機

¹⁶ 「10 カ条テーゼ」の出版としては Ebert (1975) もあるが、入手していない。なお、「<http://www.archiv-aktiv.de>」には Ebert による最近の解説「Was ist unter

einer „gewaltfreien Aktion“ zu verstehen?」が掲載されている。

関紙]あてに」送ったとある。ここでは宣言と書簡の宛先が区別され、また宛先も増えている。いずれも日付は書かれていない。

宣言・書簡はあちこちに、日付も異なって送られ、また当初の 13 項目版が、その後 12 項目版になったのだろう。

さらにミッティヒ a によると、白いサークルによって、「通信社のルートを利用して移住書類を、作戦上周知の BRD 女性市民 xx を通じてジュネーブの国連人権委員会に送ることが試みられた」。

これは明らかに「1503 手続き」利用の試みを指す。この件は従来の白いサークル研究には出てこない。

この「試み」や上記の宣言から分るように、白いサークルは国連の文書・機関に依拠した。後述のシャッターに貼られたポスターもそうである。当時終盤にさしかかっていた CSCE マドリード会議を気にしたシュタジとは異なる。マドリード文書はまだ出ていなかったが、白いサークルはリーザの場合と異なり、CSCE ヘルシンキ宣言(1975)にさえ触れなかった。

Hanisch(2012:334f.)は出国運動を肯定的に取り上げた労作であるが、論調全体を「CSCE のおかげ」にしすぎた。その論調の支えにしたかったのか、彼女は当時の西独週刊誌シュテルンに拠って白いサークルはヘルシンキ宣言を要求の根拠としたと言うが、上記のようにそうではなかった。出国運動にとって CSCE は重要な支えであったが、内なる運動がなければ CSCE は絵に描いた餅にすぎず、また CSCE だけが頼りであったわけでもない。

「周知の BRD 女性市民」の名前 xx(黒塗り)はクルンプ(Britte Klump-Heckmann, 1935-) ¹⁷である。この件での彼女の名前も周知の公共事項であって、黒塗りはミスである。

1503 手続きとは、立松(2007:89-90)によると、国連経済社会理事会決議 1503 に基づいて国連人権委員会が 1970 年に設けたもので、個人や NGO からの通報により人権侵害問題を人権委員会が非公開で審議し、1978 年から対象国名が公開される。この手続きの目的は個人の救済ではなく、通報による人権侵害の有無を特定し改善措置を決定することだと言う。

しかし集団訴訟は取り上げられ、東独の案件では 1503 手続きによって個人救済が実現した。それがシュタジの言う「クルンプのやり方」である。Klump(1981)の書名「自由に価格はない」は、両独政府間交渉で成立した価格で西独が東独当局から「政治犯」を買い取る「自由買い」への批判的対置である。

逃亡失敗(1978 年)で東独刑務所にいる甥を救出したいクルンプ(元東独、当時西独在住)(旧稿 p.10)は、東独弁護士フォーゲルから甥の自由買い不可との通知を受け、国連事務局や西独外務省に問い合

わせて 1503 手続きを知った。そこで、1980 年から彼女はこの手続きによる集団訴訟のリーダーとしてジュネーブの国連人権委員会で活動した。甥のケースでは集団訴訟の 3 ヶ月後、1980 年 11 月 13 日に甥とその両親の出国が実現した。de.wikipedia は、「クルンプが...開発した国連 1503 手続きの有効性が確認された。今や、自由買いなしの家族合流が国連の後押しで可能だということが示された」と評価する。

1503 手続きは彼女の著書やマスメディアによって流布し、白いサークルもこれを知っていた。

シュタジは、Eisenfeld(2005:1001f.)によると、国連人権委員会に暗号名「クレー」(Klee)と同「ウシ」(Uschi)という 2 人の IM(Inoffizieller Mitarbeiter, 非公式協力者)を送り込み、同委員会への東独市民の請願内容を報告させていた。クレーは著名な東独法哲学者クレナー(Hermann Klenner), ウシは東独外務省法務部人権課の女性研究者(実名記載なし)である。Müller-Enbergs(2006)はクレナーを IM としていなかったが、同(2010)は IM の中でも重要な IMS・IMB であったとした。クレナーは 30 才ですでにフンボルト大学法学部教授兼学部長代理になったが、その後二度も修正主義批判を受けた。しかしその都度すぐに復活し、多くの要職を務め、1988 年にはナショナル・プライスを得た。IM 歴が暴露されると通常は社会的地位を失うが、彼は今もフンボルト大学名誉教授やローザ・ルクセンブルク財団理事である。但し若い時ナチ党員であったため国連人権委の要職には付けなかった(同前)。de.wikipedia(Klenner)も彼を IM としている。

シュタジの IM はいわゆる密告者である。1970 年代半ば以降常におよそ 18 万人の IM がいて、うち約 10% は毎年入れ替わったとされる。これには対外諜報員と囚人密告者は含まれない。後述の GMS(Gesellschaftlicher Mitarbeiter für Sicherheit, 社会的保安協力者)は、「体制に忠実な幹部としておおよけに知られ」ている人々のうち IM となった者で、約 3.3 万人いた(Gieseke 2011:114f.)。

IM のうち IMS は「社会的分野の保安」を委託された IM, IMB は敵との結び付き摘発や敵対活動疑惑の「処理」のための IM である。かつて NHK スペシャルでも紹介された女性モニカ・ヘーガー(Monika Häger, 暗号名 Karin Lenz)は IMB であった。BStU で読んだ彼女ほか IMS・IMB の密告報告(出国運動第 3 段階に関連)の詳細さに驚きを禁じ得なかった。露見を避けるために彼らが現場でメモを取ることはできなかったはずだからである。

4. 宇宙飛行士広場の白い沈黙円陣

白いサークルは最初の沈黙円陣を 1983 年 6 月 18 日午前 9 時に宇宙飛行士広場で開始した ¹⁸。参加者は「約 30 人」(Fricke 1984:172)とも、20 人

¹⁷ 彼女およびその 1503 手続きについては Klump(1980; 1981)や Mihr(2002:159ff.), de.wikipedia(Britte Klump)などに詳しい。

¹⁸ JOW や Zhao(2003)は円陣が組まれた年を 1982 年とも 1983 年とも書いた(いずれにも混在)。前者のサイト管理者に 2006 年 8 月に電子メールで「1983 年である」旨、理由を挙げて指摘したところ、「複数の情報があるが、

恐らくあなたが言うように 1983 年が正しいので、確認の上修正する」という趣旨の返事があった。2010 年 1 月改訂版では修正された。そのうち「Der Weiße Kreis trifft sich im Juni und Juli 1983 regelmäßig jeden Sonnabend auf ...」とある部分の 1983 が以前は 1982 になっていた。写真説明にも同じ誤記があった。

(SWR 1983),「一握り」(JOW),「ちょうど 1 ダース」(Schmidt 1996:13),「約 1 ダース」(Gehrmann 2009:187)とも言う。

Pietzsch(2005:242; 2009:300)は、シュツダンスキーやレムプケなど 5 組の夫婦, 1 家族, 単身 3 人の名前を列挙した。1 家族とはルツツ一家であり, 夫婦と 9 才の息子(Rutz 1999 の著者)であったから, 合計 16 人となる。Schmidt(1996)に掲載の写真から確認できる人数は確かに「1 ダース」であるが, この写真はまだマルクト広場を歩く場面であり, また子供連れが見られないので, この撮影後にルツツ一家ほかが合流したのかもしれない。

Nawrocki(1983)は初回参加者を約 20 人としつつ, 最初に問題意識を共有したのは「何ヵ月もあるいは何年も出国申請の許可を待っていた約 1 ダースの人々」であったと言う。

彼らは, 内側を向き手をつないで円陣を組み無言のまま立ち続けた。そのうちの多くが白い Y シャツや T シャツ, ブラウスを着た。沈黙円陣の継続時間は 1 時間(Fricke 1984:172; Gehrmann 2009:187)とも約 20 分(Löwenthal (旧稿 p.11) 2002:68), 15 分(Nawrocki 1983)とも言うが, 後述のミッティヒ b の記述からすると, 妨害されない限り 1 時間であった。シュプレヒコールも横断幕やポスターなどの掲示物も無く, シンボルカラー以外は無印であった。

こうした行動が毎土曜日午前 9 時から繰り返された。1 回目の参加者を「1 ダース」と最も少なく伝えた Schmidt(1996:13)によると, 6 月 25 日の 2 回目は「20 人余り」(Gehrmann 2009:187 は「約 2 ダース」), 3 回目は「約 30 人」(Scheer 1999:226 も同じ)と, 次第に増えた。

それに対して Nawrocki(1983)と SWR(1983)は 2 回目 35 人, 3 回目 50 人, 4 回目 100 人ないし 100 人以上と言うが, これらの数字はシュタジの確認(5 回目 49 人, 後述)に比べて大きすぎる。

引き続き彼らは上衣でシンボルカラーを示し, さらに一部はそこに「Ja」や「JA」, 「J.A.」, 「JA - Jena Ausreise」といったシンボル記号を追加した。文字の解釈はいろいろある¹⁹。西へ Ja(=yes)とか, Jena(er) Ausreise(イエーナ(の)出国)ないし「Jenaer Ausreisegemeinschaft」(イエーナ出国共同体)の頭文字とされた(Schmidt 1996:13; Scheer 1999:226; ミッティヒ a)。Nawrocki(1983)は西独国旗(現ドイツ国旗)と「JA」がいっしょにプリントされたと言う。だから「連邦共和国 [= 西独] へ Ja [= yes]」という意味だとしつつ, 「または“イエーナ出国共同体”をも意味することができた」と言う。

その後全国で多用された出国希望者のシンボルカラーは白いリボンに, シンボル記号は単に出国(Ausreise)の頭文字「A」²⁰や「D」となった。D は当時ヨーロッパにおける西独登録車の識別記号であり,

東独のそれは DDR であった。

1 回目の円陣には 1 台のパトカーがやってきたが, 何もしなかった。そのため彼らの間では効果があるかどうかの疑念が生じ, 内部で「激しい」議論が生じた。しかし「もっとやる」という意志は確かであった(Schmidt 1996:13)。

元女性メンバーの証言(Löwenthal 2002:68)によると, 当初市民には「若い男女のこのグループが何を語ろうとしているか」が不明だったが, 全員が出国申請者だということに「ある時 1 人の当局の職員が気付いた」ので, 「政治的示威行動」だということになり, シュタジの介入が始まった²¹。なお彼女は, 白いシャツ着用だけではなく, 「日よけ」のように「白いボール紙」も用いたと言う。

3 回目(7 月 2 日)には警官約 30 人が来て解散を命じ, 彼らは警官に参加者リストを付した出国要望書を渡した。

5 回目(7 月 16 日)には広場全体が警察車両に囲まれ, シュタジも配置された。当時は参加者 60 人とも言われた(Fricke 1984:172)が, ミッティヒ a によれば 49 人であった。Rutz(1999)や JOW も 49 人とした。Nawrocki(1983)は「7 月半ば [= 7 月 16 日] にはすでに 180 人」が参加したと言うが, 180 人規模は 7 月 23 日である。ミッティヒ a は, この日一部が「J.A.」という文字付けたシャツを着たと言う。

16 日には警官が円陣の真ん中に進み, これは無許可の示威行動であり解散せよと命じ, 参加者は抗弁せずに広場から色々な方向に立ち去った(Fricke 1984:172)。介入が本格化した。

ミッティヒ a は, 東独市民向けの「行動の手引き」とするために「この集会は DDR 駐在許可のある ARD 支局の委託で 2 人のカメラマンによって許可なく撮影された」と憤慨した。特派員は東ベルリン以外の取材には当局の許可が必要であり, 許可を申請すると対策を立てられるので, ARD が代行を委託したのかもしれない。

翌々日 7 月 18 日に ARD の「今日のニュース」(Tagesschau)が, 「イエーナの円陣」を報道し, 26 家族の署名と住所を記したホーネッカーあて出国許可要請の書簡を伝えた。2 分間の放映(Gehrmann 2009:187)にすぎなかったが, この番組の東独での視聴率は高く, この行動が一気に東独全土に知れ渡った。ARD を視聴できない地域はごく一部であった(青木 2009:注 37)〔訂正: 正しくは注 36〕。

そのため, 「他の地域でも違法な移住要請者の間で非合法組織を形成し, 同じ形態で公共の場(旧稿 p.12)で訴えようと試みられている」(ミッティヒ a)。

西独特派員が白いサークルの円陣行動を知ったのはイエーナ平和共同体を通じてであったと JOW は言う。

但し両者の関係は, 他地域同様に, 対立と協力,

に自分で大きく白色テープで「A」(Anfänger の頭文字)を描くことになっていた。

²¹ 彼女は介入開始を「6 月半ば」と言うが, 早すぎる。その証言内容は前夜からの市の封鎖と逮捕など 7 月 30 日のケースである。当局の介入は 3 回目から始まり, 7 月 16 日から本格化した。

¹⁹ Hanisch(2012:334f.)は「JA」の意味を Schmidt(1996)のみに拠って解釈した。せめて彼女が大量に取得したシュタジ文書も参照すべきであった。同書は労作にもかかわらず, ほかに細部の不正確さが目につくのは残念である。

²⁰ ちなみに東独では自動車運転初心者は車の後部窓

相互浸透の複雑な関係にあった(青木 2011:68; 2011a:18)。平和共同体に対するシュタジの作戦「反撃」(Gegenschlag)によって円陣開始 10 日前に追放されたばかりのヤーンは直後の手記に、一方で「若干の者、特に教会の代表者たちが我々を、西へのチケットを安く手に入れるためにセンセーショナルに振る舞うと非難した。しかし...多くの人々がとりわけ逮捕や教会の拒否のあとはや DDR の中には生活の展望を見なかった」と出国派に同情しつつも、他方では「西に到達するいかなる手段も正当」との考えをもって「我々に加わろうとしていることに我々が気付いた時、我々は腹を立てた」とも記した(Jahn 1983:76)²²。しかしのちには、イエーナで反体制活動をしていた 1983 年に出国派と話し合い、その重要性を理解したと言う(Schwabe 2003:37f.)し、その後独立グループと出国派の提携工作もした(Neubert 1998:673)。

しかし Schmidt(1996:14)は、シュツダンスキー夫妻が東ベルリンにある ARD 事務所を訪れることに成功し、盗聴対策のため筆談で白いサークルの説明をしたと言う。おそらくこの時に、上記ニュースで報じられた 26 家族の署名付き 12 項目書簡を渡したのだろう。訪問の日付が書かれていないが、ARD の現地取材(7 月 16 日)よりも前にちがいない。西側施設は制服・私服の保安要員が見張っていたので、近づきにくいし、逮捕されることもある。当時彼の妻が妊娠中であつたことが「隠れ蓑」になったそう。彼らが逮捕された場合は、東ベルリンの米国大使館前で待つ男性メンバーがその場でハンストに入るという打ちあわせになっていたと言う。

ARD への通報はおそらく平和共同体とシュツダンスキーの双方からあつたのだろう。どちらも西マスメディアとの接触を重視した。

ARD 報道の効果は絶大で、次の土曜日 7 月 23 日には、人民警察が市の中心部を封鎖したにもかかわらず、チューリンゲンのみならずドレスデンや東ベルリン、マグデブルクなどからも加わって、184 人が参加した。これに対して当局は身分証明書のチェックと写真撮影をしたが、その後は監視しただけであつた。これを Fricke(1984:173)は 8 回目とするが、6 回目である。

7 月 28 日付けのミッティヒ b(BStU BdL-Dok 7019)によれば、「7 月 23 日の集合の際には、他の諸県からかなりの数の人物が参加したことが確認された」。Nawrocki(1983)によれば、当日の参加者の「殆どは...30 才から 45 才まで」で、安定した職業の子持ち家族が多く、しばしば「まさに良い暮らし」をする人々であつた。

ここで保安当局が通例と異なり連行などの措置を取らなかったのは、明らかに、この日から 27 日まで東独を訪問した西独バイエルン州首相シュトラウス(Franz Josef Strauß, 1915-1988)への配慮であつた。彼は西独から東独への大型借款、いわゆる「10 億クレジット」(Milliardenkredit)の供与を数週間前に仲介したばかりであつた。

大型借款の背景は第 2 次石油危機と国際高金利

のもとでの東独を含むソ連東欧諸国の外貨危機であつた。経済危機のソ連は東独・東欧へ外貨支援ができないばかりか石油供給を削減し、ホーネッカーらの強い反発を買った。ポーランドは米国の勧めもあつて 1981 年に IMF と世界銀行への復帰を申請したほどであつた。東独が外貨を得る相手は西独しかなかった。余力のないソ連共産党政治局は秘密裏に 1981 年 12 月ブレジネフ・ドクトリン廃止 = 冷戦終結を決めた(青木 2004)。

そこで、連行・逮捕に代えて、「説得キャンペーンが決定され、世論に訴える更なる行動を中止すれば早期に出国させることが約束された」(Rutz 1999)。

このキャンペーンの具体策と推定される情報(旧稿 p.13)が Nawrocki(1983)にある。「約 150 人のイエーナ市民」が所属企業の幹部から、示威行動による「脅し」をやめて静かにしているなら、「諸君の[出国]申請が年末までに新たに処理される」という説得を受けたが、行動をやめなかったと言う。これは説得力不足ゆえか、あるいは「当局の恣意」拒否(前述)の現れかもしれない。

Nawrocki(1983)によると、この頃、「若干の者」が住宅の窓や窓に付いた巻き上げ式シャッター(ベネチアン・ブラインド)に出国意志を示すポスターを貼り付けた。うち一人は下ろしたままのシャッターに東独憲法第 27 条[意見表明の自由]を貼り付けた。警察官が来てシャッターを上げるように指示したので、彼は指示に従った。ところがそこには世界人権宣言第 13 条[移住権]が貼り付けられていた。あわてた警察官は、「それはもっと悪い。もう一度シャッターを下ろしてくれ」と言ったそう。いずれも東独では合法文書だが、現場警察官は言論の自由よりも移住権要求が「もっと悪い」と判断した。

まもなく何十人かのメンバーに出国許可が出た。おそらく上記キャンペーンに沿った措置であり、当時シュタジが逡巡していたガス抜きの実施であつた(第 5 節参照)。その数は文献により 30 人(BStU HA IX 342:4 所収の 1983 年 12 月 10 日付 Tagesspiegel 記事)、約 40 人(Fricke 1984:172)、約 50 人(Nawrocki 1983)、約 70 人(Schmidt 1996:13; Scheer 1999:227; SWR 1983; Zhao 2003)と分かれる。

Nawrocki(1983)によれば、当局による申請許可方針決定後に初めて、内務係から彼らに公式書式が渡され、記入を求められた[当初の「違法な」申請は申請者の自己流]。その際出国希望理由は、「政治的ではなく、例えば申請者が西にいる親戚または友人のそばで生活したい」と記すように言われた。そうすることによって東独当局は、「例えば国連人権委員会に対して、すべての出国申請が遅滞なく処理されているということを公式に主張でき」[＝上記の 1503 手続き対策かつマドリッド会議対策]、加えて、家族合流のケースなら「ボンからの外貨」[教育費などの「補償」]が得られる。

こうした情報は上記出国者からの聞き取りによるのだ

²² 彼は「便乗者は、例えばツァイスでは“西へ行きたければ、プラカードを高く掲げさえすればよい、すぐに出発だ”と言われていたことに責任がある」と続けたが、「責任がある」

のは「便乗者」＝出国希望者ではなく、出国権を認めなかった東独当局にあつた。

ろう。Nawrocki(1983)によると、当初彼らの多くは西独本土ギーゼンの、一部は西ベルリン・マリエンフェルデの緊急受け入れ収容所に滞在した(前者はBrunner 2013:97ff., 後者は、記念館になって以後を含み写真も多数のEffner 2005 および主にシュタジ資料に基づく青木 2005 参照)。

彼らがいつ出国したかの記述は見当たらない。後述の元メンバーCの場合は8月1日である。追放の場合は即日だが、規定通りの出国許可であれば、無債務証明書など多数の証明書類を集めねばならなかった(青木 2009:132 以下)ので、多少日数を要した。他方で、通例、出国情報の拡散を恐れた当局は許可後のすみやかな出国を要求したので、この場合には簡略化したかもしれない。許可の際に当局が出国日を指示するので、このケースの全員が8月1日かその直近に出国しただろう。

早期の出国許可は、なによりも、事態の早期收拾により伝播を防ぐというシュタジの思惑の結果である。同時に、多くの論者が指摘するように、終盤に入っていたCSCE マドリード会議や国連人権委員会、西独からの大型借款の代償といった外圧も強く作用した。

翌週には「作戦的認識によると、7月30日(土)9時～10時にあらためてそうした挑発をイエーナで実行すること、参加者数を特に他県からの違法移住要請者によって増やすことが計画され」た(ミッティヒ b)。「作戦的認識」は密告・監視情報を指す。

ミッティヒ c (8月3日付, BStU BdL-Dok 7020)によると、ミッティヒ b に基づく「政治的・作戦的予防措置」によって7月30日に宇宙飛行士広場で「計画された世論に訴える挑発は防止された」が、「それにもかかわらず違法な移住要請者やその他の敵対的・否定的勢力(そこにはいわゆる平和グループのメンバーとされる者を含む)が、DDR の他の諸県やゲラ県の色々(旧稿 p.14)な地区からイエーナに到着し、示威的・挑発的行動を実行する試みを行うことに成功した」。

このシュタジ情報と、「約20人のみが宇宙飛行士広場に(現れ)、数人が逮捕されたが、午後には釈放された」というTagesspiegel紙の報道(Rutz 1999)を合わせ考えると、一部が同広場に辿り着いたが、「世論に訴える挑発」つまり円陣は阻止されたと考えられる。

この日の措置は、それまでに比べ強硬な対処であった。Nawrocki(1983)は、この日「初めて警察がハードに介入」し警棒を用い30～40人を逮捕したが、「すぐに釈放された」と言う。

しかしRutz(1999)によれば、「すぐに釈放された」のではなく、「釈放はようやく1年近く後、1984年夏に連邦共和国による自由買いによってなされた」のであって、「もう一度円陣を作ろうと試みた約30人の最後の反抗者は容赦なくバスで輸送され、ある体育館に何時間も、のちには郡人民警察署に留置され、結局シュタジの取り調べ拘置所に連れて行かれた。しかし西プレスにはこの最後の沈黙円陣示威の行く末が見逃されたと思われる」。

ミッティヒ c に実のところがある:この日には「予防的保安措置の成果」として34人を連行したが、「[イエーナに]到着した示威犯の一部は連行から逃れること

に成功した」。連行された者のうち、「ライブチッヒ・ポツダム・ハレ・ベルリン・ゲラ県からの挑発参加者18人に対して刑法214条[国家活動・社会活動侵害]と219条[不法な結び付き]による捜査手続きが導入された」。

従って、16人はすぐ釈放され、18人のうち有罪となった者がのちに自由買いされたのだろう。

捜査手続きが導入されると尋問、家宅搜索、押収、逮捕、未決勾留、起訴が可能となる。シュタジのそれは警察や税関の場合と異なり、検事をシュタジが選定し、しかも検事には事実上監督権がなく、捜査書類も内部用と裁判用が作られた(Engelmann 2012:80f.)。

Nawrocki(1983)は、この日に「約1000人の見物人」がいて、この行動に「共感」を寄せたと言うが、シュタジの厳しい「予防措置」ゆえ円陣を組めなかったのだから、日にちの間違ひだろう。SWR(1983)も、「7月末」の行動は「約1000人の見物人からの拍手と共感を得た」と言うが、その際の行動参加者は「180人」とあるので、これは7月23日のことになる。この日ならあり得る。日付不詳ながら多数の見物人が写る写真もある(シュタジ撮影, Engelmann 2012:48 ほか)。

Rutz(1999)のみならず一般に7月30日が円陣の最後の試みとされるが、実はその後も企てがあった。

ミッティヒ c は、「作戦および取り調べからの認識によると、敵対的・否定的勢力は1983年8月6日[土曜日]と次の土曜日に挑発を繰り返す考え」であり、「その上、イエーナやDDRの他都市の敵対的・否定的勢力と平和主義グループのメンバーが1983年8月6日のために、この[広島原爆投下]記念日を乱用して...“平和デモ”を計画している。そこにはBRDへの移住をせきたてる人物たちも参加しようとしている。この企図についてすでに西メディアが報じた」と警戒した。

8月11日付けの国家保安相ミールケ(Erich Mielke, 1907-2000)の指示(BStU BdL-Dok 7042, 以下ミールケ指示)によると、「イエーナにおける1983年8月6日と1983年8月7日の敵対的・否定的勢力の世論に訴える挑発は阻止された」。それは「予防的な政治的・作戦的諸措置」、すなわち「IMとGMSの投入と、県・郡・区の内務係および人民警察諸機関との協力」の成果であった。

その結果、(1)イエーナで:イエーナ周辺に広く配置された人民警察検問所や市内で22人が「予防的に連行」された。うち12人(ハレ6人、ベルリン3人、ドレスデン2人、ゲラ1人)に刑法214条による捜査手続きが導入され勾留された(1人は勾留なし)。逮捕者は「例外なくその意図を頑固に追及する違法移住要請者」であり、宇宙飛行士広場における「挑発」への(旧稿 p.15)参加を目的としてイエーナにやって来た。(2)ドレスデン・ライブチッヒで:ドレスデン県のパウツェンにおける「示威的・挑発的集会の準備」が「予防措置」と逮捕者1人の尋問によって判明し、阻止された。「ドレスデンとライブチッヒで意図された敵対的・否定的勢力の集合が、予防的な政治的・作戦的保安諸措置の結果、阻止され得た」。

これは成果の誇示であるが、出国派の公然たる行

動の拡散の証明でもある。

ミールケ指示は、「西マスメディアにおける勧誘と“デモンストレーション”激励の目的を持った報道や、敵対的・否定的勢力の作戦地域〔＝イエーナやその周辺〕への結集、違法移住要請者相互の結び付きにもとづいて、更なるその種の活動が煽り立てられることが考慮されるべきである」として、引き続きイエーナ制圧を図った。

Löwenthal (2002:68)には「シュタジは 8 月 25 日に白いサークルの大部分のメンバーを逮捕し」、そのうち証言女性はすぐ釈放されたが、ほかのメンバーは有罪となったとあるが、この日付は疑問である。

8 月 6 日をもって事態が一段落したので、第 5 節ではここまでのシュタジの対策の推移を見る。しかし 1983 年末にはシュタジをさらに驚愕させる事態が生じた。白いサークル復活計画である(第 6 節)。

5. シュタジの対応

シュタジは当初出国運動を、対外アピール目的の「陰謀的、地下活動的」および部分的に個人的かつ散発的な世論訴え行動と見なしていた(第 1 節)が、ミッティヒ a(7 月 22 日)は、第 2 節冒頭の引用にあるように、白いサークルによって、組織的に国内世論に訴える示威行動の脅威が到来したと捉えた。この新たな認識は出国運動の新たな段階への発展の反映であった。

彼は、「①すべての政治的・作戦的その他のふさわしい可能性を利用すること、および②その種の敵対的な諸計画・諸企図を解明すること、③違法な移住要請者の間でのそれらの影響を予防的に阻止することがただちに必要である」との対策を指示した。

①と②はシュタジに通例の対処であるが、③の中身はシュタジ内でも賛否分かれる対処であった。③は、伝播防止方法として、「原則的な指示や方針」の遵守を言いつつも、「国家の安全と公共の秩序・保安にとっての危険のもとになっている人物たちの要請についての決定が、より迅速になされるべきである」と指示した。

この分かりにくい表現の意味は続く文章によって明らかである：「奪回〔＝出国申請撤回〕のためのすべての影響可能性〔＝説得や脅し、配置換え、解雇など〕が成果なしに汲み尽くされ、除外理由〔＝機密保持などの出国不許可の理由〕がなく、かつその移住から DDR にとっての重大な結果〔＝国際的不評など〕が発生し得ないなら、そうした人物たちの要請〔＝出国申請〕に同意し、できるだけ迅速に実現されるべきである」。要するに「頑固に違法移住要請をする人物たち」を出国させる。いわゆるガス抜きである。

当時東独は、「法規には非社会主義諸国...への移住の権利は定められていない」ので、そういう「移住を

達成しようとする DDR 市民の試みは却下されなければならない」と定めていた(閣僚会議議長指示 34/77 第 1 項)が、2 つの例外規定があった。そのうちの 1 つが、シュタジ大臣命令 6/77 の 9 項に基づく「特別の場合に政治的・作戦的理由」による出国許可であった(青木 2009:154)。③はこの特例の「迅速な」適用を意味した。

この特例許可の増発は、当局にとって不穏分子排除であったが、出国希望者にとっては出国可能性の拡大であり、かえって出国申請を増やしただけではなく、意志の「頑固さ」や示威行動が特例出国への道だと知らしめ、出国運動を強化する結果になった。

そこで、ナイバーらによる上記 ZKG 会議(旧稿 p.16)(1982 年)は特例規定の乱用を厳しく批判した。特例適用には「政治的利益と生じる損害の間の関係」を考慮すべきだが、「徹頭徹尾には思考されていない例がある」(Bl.39)。「頑固に移住を要請する硬化した敵対的・否定的態度の者の処理」のための作戦(OV²³と OPK)の最近の終了率が 50%前後にすぎない上に、作戦終了の「大部分」も〔本来の目的に反して〕移住許可をもって「首尾よく」終了にされたと怒り爆発であった。「移住努力を聞き届けた上で、終了報告では“目的達成”あるいは“必要な終了”が語られる」という「数字の曲芸」、「遅かれ早かれ作戦活動に害をなすだけのごまかし」が「まれではない」し、成果なしに何年も続く作戦も「部分的に」存在した。移住後の「作戦地域〔＝西独〕における移住者コントロールのためのその後の諸措置が殆どの場合導入されていなかった」(Bl.31f.)。

現に 1982 年の特例適用は 390 件 937 人と、前年比が件数で 25%に、人数で 27%に激減した(BStU ZKG 1976:44 から計算)²⁴。

ところが上記③は特例適用促進を指示した。次官同士の意見の違いもあったかもしれないが、むしろ切羽詰まった証しと考えられる。

Eisenfeld (1999:388) は特例削減〔という強硬路線〕の「結果、ますます多くの申請者が我慢ならず、〔1983 年に〕再び強く公共の場での発散を試みた」と言う。しかし申請者が秘密裏の特例減少をこんなに早く察知したとは思えない。また、ZKG が言うように、特例の減少のみならず増発も申請者の行動を増幅した。当局は出国について絶えず強硬と寛容を行きつ戻りつしたが、どちらも出国運動を増強した。

上記 ZKG 会議はガス抜きの別種たる自由買い(東独としては囚人売り)については「弁証法」によって加速を容認した：「同志大臣命令 6/77 に設定された諸基準」の遵守を言いつつも、「これが加速された手続きにおいてなされねばならないということ」はあり得る、対象者の審査・決定においては「わが党と国家の政策および現在の階級闘争の弁証法への深い認識が

²³ OV は Operativer Vorgang(作戦プロセス)の略で、個々の案件の作戦諸措置の全体を指す。OPK は Operative Personenkontrolle(作戦的人物コントロール)の略。

²⁴ Eisenfeld(1999:388)ともあろう人が、数字に関する原資料注記(Bl.13)にもかかわらず、「1982 年には...1981 年 3500 人に対して 1500 人に減少した」と読み間違えた。この両数字はともに 1981 年の人数と件数である。

彼は 2010 年 69 歳で逝去。Gedenkstätte Berlin-Hohenschönhausen (2010)にあるように彼の死は東独の過去の解明、とりわけ出国運動研究にとって大きな損失であった。青木(2011; 2011a)執筆時点では私に納得可能な唯一の先行研究者であった。彼は 1975 年出国まではブラハの春支持や徴兵拒否などの行動で知られシュタジの OV や有罪収監も経験し、最初期の出国運動家でもあった。

必要である。平和共存の諸原理に基づく DDR と BRD の間のノーマルな発展〔と DDR の外貨獲得〕の利益において並びに国際的雰囲気の健全化への寄与としてこの分野でも時として通常ではない諸措置が必要である」(Bl.40)。ならば、特例対象者をどんどん有罪にして自由買い対象(囚人)に変換すればよいが、「平和共存の諸原理」のためにそれにも限度があった。

ミッティヒ a は③以外、つまり「頑固に違法移住要請をする人物たちの移住を〔当局が〕拒否する場合には、作戦的处理が継続されるべきである」とした: 具体的には、a)「そうした人物たちが敵対的・否定的活動を展開するなら、世論への影響を防止するために証拠を固め、短期に政治的・作戦的ないし刑法上の諸措置を実現すること」、b)その際、「あらゆる可能性の利用...とりわけ違法な移住要請者の、IMとGMSによる作戦的コントロール・処理によって、作戦上重要な活動情報が入手されるべき」であり、「いわゆる出国共同体の鼓舞者・組織者・“広報者”」になりうる者が「作戦的コントロール」の特に重要な対象である、c)そうして得た密告情報によって「そうした人物たちの提携...、敵対的・否定的グループの形成や自然発生的集合その他の挑発的・示威的行動」を未然にまたは即座に阻止せよ、d)「この関連での西ジャーナリストの活動を発見し阻止し記録するないしはすべての情報のすぐれた刑法上の評価を保証するために、ラインII〔防諜担当〕およびラインIX〔捜索担当〕と緊密に協力すべきである」。

作戦的コントロールとは作戦的人物コントロール、つまり人物監視作戦のことで、IM投入や尾行、盗聴、郵便物検閲、隠し撮りなどを行う。作戦的处理は、「敵対的・否定的行動」に対するすべての「政治的・作戦的活動」全体を指し、人物コントロールに基づいて各種の情報収集・分析と、合法・非合法手段を駆使するチェキスト的な抑圧とを行う(Engelmann 2012を参考に補筆)。ラインは本省の局と県支部の当該部を指す。(旧稿 p.17)

シュタジは出国希望者の組織形成防止に懸命であった。そこでミッティヒ a は、「違法な移住要請者の間での敵対的・否定的グループの存在ないし発生のメルクマール」を挙げた: 1)複数で申し合わせて内務係に来る、2)連名で国家機関や指導者あてに請願や苦情申し立てをする、3)移住実現のために私的および社会的な場で集まる、4)共同で戻り接触する(特に自由買いされた者と)、5)西独常駐代表部など西側外交代表部を訪問する、6)西側特派員と接触する、7)団体結成や催し実施の許可を申請ないしその企図を表明する。

シュトラウスが帰国した翌日(7月28日)に出されたミッティヒ b は、7月23日の経験を踏まえて、特に全国波及阻止を指示した:「敵対勢力や西マスメディアによって鼓舞されて、違法な移住要請者の敵対的・否定的グループがイエーナの宇宙飛行士広場で示威的・挑発的行動を継続し、絶えず拡大しようとしている」ので、「これらの敵対的・否定的勢力の訴え行動の予防的防止のために」、①他地域の「違法に移住を要請する人物たちやその他の敵対的・否定的勢力がイエーナに入ることを防止」せよ、②ゲラ県以外

の各県においてそうした人物たちが「イエーナへすでに出発したとの情報がある場合には」シュタジのゲラ県支部に「遅滞なく」通報せよ、③ゲラ県支部責任者は「計画された集合」を「予防的に」防止せよ。この指示の7月30日における実施結果は第4節のとおりである。

①のために、IM投入に加えて、内務係と出国申請者との「協議においては、諸前提が存在する場合、示威的・挑発的行動の断念という条件の下での〔申請許可への〕好意的な審査と決定が約束される」。やはりイエーナへ行かないなら出国を許可せよというガス抜き指示であった。内務係と申請者の「協議」は秘密裏に制度化されていた(青木 2009:133&144 以下)。

白いサークル関係者の多くを出国させたあと、8月6日の行動予定を控えたミッティヒ c(8月3日)は、「イエーナにおいて意図される挑発の予防的防止のために、またDDRの他の諸都市における敵対的・否定的勢力の世論に訴える計画と意図の阻止のために」、次のように指示した: a)ミッティヒ b を引き続き実施せよ、b)治安機関の「訓告や警告」ないし「内務係によって約束された移住要請の好意的な審査と決定にもかかわらず、イエーナその他における示威的・挑発的活動に参加する試みを行う人物たちは連行して尋問」せよ。その結果次第で「第IX局と調整して捜査手続き導入」を検討せよ、c)「平和グループ」を名乗る者や「平和主義」者も「予防措置」の対象とし、「適切な政治的・作戦的行動や政治的・作戦的共同諸措置、社会勢力の投入によって、その種の挑発的・示威的活動」への参加を阻止せよ、d)「違法な移住要請者並びに“平和グループのメンバー”を名乗る者」による「挑発計画」や「他の示威的・挑発的活動の組織化のためのすべての発覚した計画と企図について、第XX局およびZKG、担当の県支部」に「遅滞なく」知らせよ。

b)はガス抜きの示唆にもかかわらず行動参加を優先した申請者がかなりいたことを示す。c)と d)は、シュタジが平和運動と出国運動の重なりに着目していたことを示す。

8月11日に本件では初めて大臣自らのミールケ指示が出た。それはミッティヒ諸指示より強硬で、ガス抜き促進の指示もなかった。「敵対的・否定的な違法移住要請者および“平和グループ”メンバーとされる人物たちの更なる敵対的行動を妨げるための予防的諸措置の有効性の一層の向上のために」、①ミッティヒ指示の諸措置を強化し、「とりわけ敵対的・否定的勢力が集合するかあるいはその他の方法で世論に訴えること」を阻止せよ、②「敵対的・否定的勢力および“出国希望者”のグループや“平和グループ”メンバーとそのシンパを自称する人物たちのグループを動揺させ、分解」せよ、③「違法移住要請者への規律教化」のために、「世論に訴える示威行動に参加する前の警告を守らなかった場合の刑事訴追」についてと、「国家秩序維持の必要に応じた保安機関の行動」について(旧稿 p.18)での彼らへの「忠告」を「より有効に活用」せよ、④「示威行動に参加するか参加しようとする人物たちはすべて逮捕」し、とりわけ「違法に移住を要請する者」・「労働法関係〔＝雇用関係〕にない者

(怠け者)」²⁵・「与えられた義務や忠告を守らない者」には「捜査手続き」を導入せよ、と指示した。

②にある「分解」(Zersetzung)は、敵対的・否定的な人物やグループ(独立グループや出国申請者、教会活動家など)に対する「隠密裏の撲滅方法」である。これは、ホーネッカー時代に国際的評価を気にして適用しづらくなった刑事訴追の代替として多用された。「敵対勢力を粉砕し、萎縮させ、組織を解体し、相互にまた周囲から孤立させる」ことであり、手段は、あることないことによる信用失墜工作、「職業上と社会生活上の不成功の系統的な組織化」〔住宅割り当て差別や困窮に追い込むことも含む〕による自信喪失誘発、メンバー間の「不信、ねたみ、対抗心、相互疑心」誘発工作、「他の国家機関との協力による職場束縛や職業禁止、徴兵、強制追放」などであった。フックスは分解を「ひそかなテロ」と呼んだ(Engelmann 2012:390f.)。Gehrmann(2009:182)は、分解措置では自殺に追い込むことも容認されていたとして、イエーナ平和共同体共同創始者の一人画家ルプとその妻(Frank und Eve Rub,二人の写真がFuchs(1991:108)にある)を例に挙げた。ルプについては第7節で再度触れる。青木(2009)が詳しく取り上げたザイファートの妻が離婚に追い込まれたのも分解工作の事例と言える。

ミールケは②のために「とりわけ必要なこと」を列挙した:a)「敵対的な勢力やセンター、鼓舞者、黒幕を暴く計画」・「作戦地域の中やその背後における〔シュタジの〕活動のすべての可能性を利用する計画」・「DDR内の敵の拠点や合法基地の作戦的コントロール・監視を確保する計画」、b)「企図された活動が適時に認識され予防的に防止されるように、とりわけ違法な移住要請者に対するOVとOPKの措置を組織すること」、c)「意図された示威行動の防止」と「グループ形成および敵のセンターや個人との結び付きの防止のためにIMとGMSを投入」、d)「誰が誰を」という問題を解明して「必要な諸措置について〔人物別に〕差別化された決定をし、実現する」、e)「県・郡・区の内務係の可能性を、特に示威行動の計画と意図の抑止のためにもっと有効に利用する」、f)「作戦情勢の根本的評価にもとづいて〔人物別に〕差別化され、隠密裏のまたは公然と見える保安・コントロール諸措置を危険地域の人民警察と協力して実施」、g)「彼らの出現を阻止するために導入された諸措置、特に危険地域の防御を絶えず再点検し、作戦情勢に応じて新たに考え抜き、修正する」。

③は行動に移ろうとする者への逮捕等の事前の脅しだが、その脅しに対して出国希望者は、「逮捕の先には自由買いが待っているのだから、望むところ」であった²⁶。しかも上記のようにシュタジは自由買い継続の方針であった。

以上の大がかりな対策こそ、東独当局にとっての白いサークルとその伝播の脅威がいかに大きかったかの証明である。これらの対策が次節の事件では一層発展させられ、シュタジ国内部門の全力投入モデルが形成され、それが出国運動の「予防的阻止」策の模範とされた。

6. 戻り接触による白いサークル再建プラン

出国した白いサークル元メンバーが1983年末に戻り接触によって、白いサークル再建とそれによる「世論に訴える示威的・挑発的行動計画」を組織した。計画にはイエーナのみならず首都ベルリンも含まれた。

シュタジはこれを事前に探知し、最大でもわずか数十人の小規模な計画にもかかわらず、ZKGが指揮・調整する物々しい全国動員体制によって阻止した。この計画と鎮圧も既存の白いサークル研究には出てこない。

6.1 事前情報

本項と次項はZKG文書「作戦起点情報(旧稿 p.19)(Operative Ausgangsinformation):1983年12月13日のDDR首都ベルリンにおける、イエーナの敵対的・否定的な移住要請者のグループの世論に訴える示威的・挑発的行動計画について」(1983年12月5日,BStU HA IX 342)に基づく。

1983年11月30日、シュタジのゲラ県支部から本省次官ナイバーと同ミッティヒ、ZKG責任者ニープリンクあてにテレックス(BI.17f.)が入り、シュタジ全体が緊張した。

テレックスの情報源は、ゲラ県支部が同年11月25日に刑法214条違反で逮捕した被疑者A〔黒塗り人名のイニシャルA・B・C・Dは青木による〕の尋問結果である。それが、1981年11月以来の移住要請者D(ツァイス社機械組み立て技師、大学卒)に対するシュタジ同社支所による人物コントロール作戦「光学」(OPK「Optik」)と、「人民警察イエーナ署K部警部Iのコンタクト・パーソン」とによって確証された。その上、テレックス送信後にもIMから情報が入った(後述)。

BI.9には、情報源は「作戦的情報、捜査結果および西マスメディア」とあり、上記の尋問情報が「捜査結果」、それ以外が「作戦的情報」(作戦による情報)に当たるが、西マスメディアの該当情報を私は確認していない。

「頑固な移住申請と度々の示威的・挑発的行動〔＝白い沈黙円陣〕ゆえに」出国許可を得て1983年8月1日に西独に移住し西独市民となった元白いサークル・メンバーCが、同年11月初めに「強力な戻り接触」を実施した。Cは、西独本土から西ベルリンへアウトバーンをトランジット通行中に、イエーナに近いヘルムスドルフ・ジャンクション(Hermsdorfer Kreuz)²⁷のサービスエリアで、ツァイス社の溶接工Bと落ち合

²⁵ 出国希望者には解雇や自発的離職、資格より低級な職種への転職が少なかったため、本来の職業資格で働かない者は出国希望者だとシュタジは疑った。出国希望者ではなかったが、東独軍幹部のロシア語通訳だった私の知人は、西独に親戚の多い女性と結婚するため高級通訳資格をなげうってウェイター、のちに私営パブ経営者になった(青木1991:)。

²⁶ シュタジ第IX局の報告によると、1987年に「移住強

奪のための犯罪行為ゆえに処理された549人」のうち143人〔26%〕が、自由買いを期待して「意識的に逮捕を挑発した」か、または逮捕後の自由買いの「可能性を計算に入っていた」(BStU HA IX 422:49;51)。

²⁷ ベルリンから南下するアウトバーン(現E51)とドレスデンから西へ延びるそれ(E40)のジャンクション。当時両独ともアウトバーン利用は無料だったが、西独は東独にトランジット料(1983年5.25億DM)や車両通行料(同5千DM)、

い、B自身とその知り合いの移住努力を「世論に訴える挑発的・示威的行動によって実現すること、および〔申請許可の〕決定を国家機関に委ねないように鼓舞」するとともに、それを「効果的に支援するために、西ベルリンに設立されたいわゆる“イエーナ平和運動”と連携」するつもりだと述べた。さらに2人は「イエーナの選ばれた信頼できる“申請者”が1983年12月13日に世論に訴える示威的・挑発的行動を実行することを決めた」。

12月13日の行動計画によれば、20～30家族が「挑発の効果を高めるために」子どもを伴って早朝4時31分発の列車で東ベルリンへ行き、国家評議会の建物の訪問者入り口前に「申請者イエーナ」(Antragsteller Jena)と記した厚紙ワッペンを着けて並ぶ。そこは請願窓口でもある。そこにCが手配する東独駐在の西独テレビチーム(ARDと第2公共テレビZDF)が待ち受ける。各家族が国家評議会に陳情したあと、西独常駐代表部へ向かう。テレビチームも取材と保安機関からの参加者保護のために随行する(BI.5ff.)。

当時「申請者」とは当局にも市民にも「出国申請者」(Antragsteller auf Ausreise)のことであった。

シュタジにとって「作戦上重要なこと」は、彼らと、コッブス県ホイアースヴェルダ²⁸のある移住要請者グループとの「作戦上重要な結び付きが確認されたこと」であった。これはシュタジのコッブス県支部が12月1日に採り当てた。イエーナと遠隔地との結び付きはシュタジに全国規模の連携の可能性を想起させたにちがいない。ホイアースヴェルダのグループは12月9～11日に「申請者」と書いた白地の円形ワッペンを着けてクリスマス・マルクトに繰り出すことになっていた(BI.7)。

「計画された挑発の準備のために1983年12月4日14:00～16:00、イエーナのグループの約30人が...HOG [= 国営レストラン] “アイスバー” (Eisbar) で会った」。潜入したIMによって、「挑発準備のための作戦上の既知の状況が確認され」、参加者の写真により人物識別がなされた。ここでは、人権デー前日の同年12月9日にイエーナのマルクト広場での「世論に訴える」行動も計画された(BI.7.f)。

6.2 事前対策

シュタジは、この小規模な出国許可陳情計画(旧稿p.20)に対して大規模動員体制を敷いた: ZKGと第IX局が現地へ派遣する「責任ある職員」の支援のもとシュタジのグラ県支部によって、「知られている敵対的・否定的人物グループを、人民警察の課題と権限についての法律に基づき連行するために、ふさわしい、政治的・作戦的に重要な諸措置が1983年12月6日のために準備されている。その尋問の結果に応じて挑発の有効な予防的阻止並びにこのグループの壊滅と分解のための差別化された作戦上の決定が実行される」; 同6日にコッブス県でも「適切な作戦諸措置が実行される。それは〔ZKGによって〕時間と内

容上グラ県支部の諸措置と調整される」(BI.8)。

上記に言う準備されている諸措置とは、ZKG責任者が12月2日に定めた「移住意図を持つ敵対的・否定的勢力によって計画された挑発の予防的防止措置計画」(BI.9ff.)を指す。つまり、:

ア)「組織者とおぼしき」Cに対して:「刑法第219条違反を犯すためのトランジット悪用」として、「特別トランジットでの探索と逮捕のいかなる可能性が導入され得るかをZKGと第IX局によって検討すること。そのために具体的な証拠状況の考慮のもとで状況報告と提案が作成されるべきである」。

イ)「1983年12月13日に予告された国家評議会とDDRにおけるBRD常駐代表部の前での移住要請者の示威行動」に対して:「予防的防止のために狙いを定めた以下の政治的・作戦的諸措置が実行されないしは導入される」。その要旨は:

①〔行動参加予定者への措置〕内偵により明らかになった挑発参加予定者を事前に連行・逮捕するとともに、更なる予定者の有無を調べる。そのためIM投入を含む「包括的なコントロール」のための「作戦的・技術的諸措置」を実施する。これらを実施する両県支部は、本省の「ZKGと第IX局の責任ある職員によって支援される」。連行と尋問はグラ県支部第IX部が既知の参加予定者19人に対して、人民警察イエーナ署が「約12人」に対して12月6日に実施する。連行者には出国申請撤回とIMとしての協力を働きかける。同日コッブス県支部も5人の連行と尋問を開始する。連行者には「差別化された諸決定」、すなわち相手の状況によって、捜査手続き開始または文書での訓戒、移住許可(申請拒否理由がない場合)、秩序罰のいずれかを適用する。「全措置の詳細な調整」は12月5日に行う。

②〔他県への波及防止と東ベルリン防衛〕「...既に移住した人物たちの戻り接触や、移住要請者相互のつながり、西マスメディアと西ジャーナリストの活動によって、イエーナの移住要請者たちの挑発計画」が「他県へ広がること」を防止する諸措置を取る。すなわち、ZDFやARDなどの西ジャーナリズムへの「作戦的コントロール」(第II局)、情報精密化(第III局)、西の敵対勢力の動きの収集と職務単位への伝達、イエーナその他のグラ県の移住要請者と結び付きのある人物を関係県支部に通知(ZKG)、東ベルリンでの「予防的な作戦的その他の諸措置の準備と実行」(ZKGとベルリン県支部)、「特にグラ・ズール・エアフルト・ハレ・ライプツヒ・ドレスデン・コッブス各県からベルリンへの交通網上での人民警察と交通警察の人員による特別の予防的コントロール・保安諸措置の準備と実行」(ZKGと第VII局、第XIX局)、挑発対象たる国家評議会の警護(ZKGと要人警護局²⁹)。〔丸カッコ内が作戦担当部門で、県

整備費(合計3.7億DM)を支払った(Jenkis 2012:18)。

²⁸ Hoyerswerda。イエーナから直線距離で約200km西北西、ドレスデンから同じく約50km北西に位置し、ポーランド国境まで直線で20数kmに所在する当時コッブ

ス県の町で、当時の人口は約7万人、同名の郡全体で約11万人であった。

²⁹ Hauptabteilung Personenschutz。SED要人や重要ゲストの警護・行動範囲全体の保安とテロ対策、ジェル

支部以外は本省部局。]

③[ZKG のリーダーシップ] 上記諸措置は ZKG が「集中的に」指導し、そのために 12 月 5 日から ZKG 責任者代理・大佐ノーティンク (Nothing) を隊長とする特殊作戦部隊 (ein Operativer Einsatzstab) を投入する。

④[敵の混乱誘発] 「敵対的な施設と勢力」 [= 西独内のそれら] への対策として偽情報を流すなど「作戦地域にいかなる可能性があるかが検討されるべきである」。「その際...1983 年 12 月 10 日 (人権デー) が敵対勢力, (旧稿 p.21) 特に周知の敵対組織 [= 国際人権協会] によって、とりわけベルリン (西) から DDR に反対する挑発のために利用されることに特に留意されるべきである」。

上記にあるシュタジの連行対象 19 人のリスト (Bl.13ff.)³⁰によると、「首謀者」はツァイス社の「仲裁委員」, うち 18 人が 9 組の夫婦, 大部分が同社関係者であり, 出国申請は 4 年前から 2 組, 3 年前から 1 組, 2 年前から 1 組, 1 年余前から 2 組の夫婦で, 残り 3 組と 1 人は数ヶ月前からである。年齢は 40 代前半が 6 人, 30 代が 13 人であった (生月日黒塗りのため生年からの推計)。4 人の欄外に「1983 年 10 月 18 日にイエーナでデモ」との手書きメモがある。

かくて「挑発」は未然に防止された。1983 年 12 月 10 日の Tagesspiegel (BStU HA IX 342:4 に転載) によると、「新たなイエーナ出国共同体」メンバーは 20 人であり, 逮捕は 7 人であった。

6.3 ZKG にとっての教訓

この作戦成功の中に「移住の試みに関連して意図された挑発がいかにして阻止される得るかが明確に示されている」, それは「初期情報 (Erstthinweisen) の適時の収集および関係部署の調整された統一的指導と方針」である。こう言うのは, ZKG 少佐ヴァルツェル (Reiner Walzel) のシュタジ付属ポツダム法科大学学士論文 (1986 年 1 月 15 日, BStU JHS 20410) である。つまりこの大作戦が出国運動の「予防的阻止」のための模範とされた。

ヴァルツェル論文に言う「初期情報」は, 「作戦地域 [= 西] と DDR における非公式情報源 [= スパイと IM] ならびにライン IX による搜索」から得られた事前情報を指す。これは上記の「作戦起点情報」に当たるが, それにない部分があり, 別途の事前情報もあったと考えられる。

「初期情報」によると, 「1983 年 11 月末と 12 月初めに, 西マスメディアとの緊密な協力の下に敵の諸組織と敵対的・否定的な元 DDR 市民 [= C] が, 移住を要請している DDR 市民を巻き込んで, 1983 年 12 月 10 日とそれに続く日々に, いわゆる人権デーのための挑発を計画」した。

「作戦起点情報」では 12 月 13 日が中心であったが, ここでは 12 月 10 日 (人権デー) が中心とされた。その際に「世論に訴える挑発」として 5 つの計画が列挙されている。そのうち「作戦起点情報」では詳しくな

かったか, 存在しなかった計画のみを取り出すと, 以下の通りである:

a) 12 月 10 日にイエーナ市役所前で約 50 人の移住要請者が「平和の沈黙同様の」「1 分間沈黙」(eine Schweigeminute) をし, 「白いサークル」支持と「出国意図」を示すために「白い衣服を着て火を付けたローソクを持ってイエーナの宇宙飛行士広場で円陣を作る」。

b) 東ベルリンの「アレクサンダー広場とクリスマス・マーケット」³¹で DDR の青年と, ねらいのある議論をするために「青年同盟」(Junge Union) [西独キリスト教民主同盟の青年組織] のメンバーとその同調者の DDR 首都への入国」。

c) 「作戦起点情報にある西独常駐代表部訪問の際に」「イエーナ出国共同体」として東独国家機関に移住許可を要求する「請願書」を作成し, それへの署名を集め, 西マスメディアやアムネスティ・インターナショナル, 国連, DDR 国家評議会, ND 編集部に送る。

d) 西独常駐代表部前では「ベルリン出国共同体」が「示威的に登場」し, シンボル「A」を見えるように掲揚する。[これは東ベルリンでのイエーナに倣った「出国共同体」の形成ないしその企図を示す。]

「これらの世論に訴える挑発の予防的阻止」の成功要因は, ①「ZKG によって措置計画が作成され, 作戦投入グループが組織された」こと, ②「すべての必要な諸措置が局, 独立の部, 県支部との緊密な協力の中で遅滞なく導入され, 断固実現された」ことであると言う。

②に言う「断固実現された」諸措置として挙げられた内容は, 第 6.2 節に紹介した諸措置と(旧稿 p.22) ほぼ同様であるが, 国境検問所での「ねらいを定めた」検問強化が加わった。これは, 戻り接触対策に加えて西独青年組織参加の情報があったためであろう。

ヴァルツェルは, 「実行された諸措置は有効と証明され, ... 計画されたすべての挑発が適時に阻止され得た。それによって同時に, 西マスメディアにおけるセンセーショナルなでっち上げ報道が阻止された」と誇った。だが現実はずぐにこの模範を反故にした。彼の論文のわずか 2 年後の 1 月に出国運動は第 3 段階に飛躍し, その 2 年近く後にはシュタジが消滅した。

7. 評価

共産党独裁国の常として東独でも官製以外の組織形成や街頭集団行動は非常に困難であり, 強行のリスクがきわめて高かった。東独では教会内のグループ形成はいくぶん容易であったが, 教会幹部が「社会主義の中の教会」という立場を取り, IM になった者も少なくなかった。

従来の出国運動も, 秘密グループによる署名と請願や個人的なポスター掲示などに留まっていた。だからシュタジは出国運動を「陰謀的, 地下活動的」と見なしてきた。

ジンスキーの名を冠した警備部隊の指揮, 要人とその家族の世話ほかを担当した (Engelmann 2012:148f.)。

³⁰ 氏名, 生年月日, 住所, 職業資格, 職業, 出国申

請時期を記載。但し前三者のうち生年以外は黒塗り。

³¹ たしか当時はアレクサンダー広場に近い S バーン駅 Jannowitzbrücke 付近で開催された。

JOW は、1980 年代初めには出国または国籍除籍の「申請者が互いに連帯するか、組織することは稀にしか生じなかった。わずかな例外を除いて、多くの人は申請後にはできるだけ控えめに行動した」、「多くの申請者が何年もその許可を待った。若干の者はその出国希望ゆえに犯罪とされ、若干の者は逮捕されさせた。多くの者が申請後に職を失い、その子供たちは学校で常に忠実な教師たちからいじめられ、より高い教育への進学ができなかった。この圧力の下で多くの人が公の場から身を引いた。けれども 1 つの例外がイエーナの白いサークルである」と位置づける。

しかしシュタジ諸文書からすると、「控えめ」ではなかった者が「わずかな例外」とは言えない。その割合の把握は困難であるが、年々増加したことは疑い得ない。そうした出国運動発展の趨勢に、白いサークルが行動の形態と規模、連続性の飛躍をもたらした。シュタジの言う「世論に訴える挑発」の組織化である。

「1980 年代初め出国希望者は[当局への請願書提出だけではなく]公共の場 [= 街頭] でもその願いごとへの注目を集めようとし始めた」と Engelmann (2012:48) も言う。

しかし、白いサークルの画期性は単なる街頭進出ではなく、巧みな戦術による継続的な街頭進出にある。白いサークルは、(1)教会の枠外で公然とした組織を形成し、(2)独裁と隔離の体制を糾弾し、(3)無印沈黙という非暴力集団街頭示威行動を実行し、(4)シンボルカラーとシンボル記号という宣伝方法を案出し、(5)それらを 1 ヶ月半にわたって繰り返した。

とりわけシンボルカラーとシンボル記号という簡便かつ有効で、個人でも集団でも実行でき、しかも取り締まりにくい行動形態は急速に全国に伝播し、加えてあちこちで組織化も生じ、「控えめ」ではない者たちを飛躍的に増やした。無印沈黙円陣も無印集団の「沈黙散歩」(沈黙デモ)として継承された³²。

当時これらは東独を含む共産圏では稀有な出来事であり、メンバーの多くは目的を達して出国したが、その出国実現が後継者を続々と生み出した。出国運動はこういうリレー運動であった。

かくて東独出国運動は、署名集めと請願、散発的なポスター掲示などの従来の行動枠を大きく踏み越え、新たな段階、組織的な集団街頭示威行動の段階に入った。

Gehrmann (2009:189) も「白いサークルの行動形態の新しさはシンボル使用の規模」であり、それによって「彼らは SED 政権に巧みに権力コストを負わせ」、権力を 1960 年代の米国黒人公民権運動の成功と「類似のジレンマ」に追い込んだとし、Paris (1998:74) を引きながら、「絶望的敗者」の抵抗の「基本メルクマールかつ成果の条件」たる「想像力と

賢さ」(Phantasie und Kreativität) を発揮したとした。(旧稿 p.23)

その結果、出国運動は圧倒的な露出力と闘争力を獲得し、東独で最も強力な反体制運動という潜在能力を現実の力量として発揮し始めた。ドイツ内外で今もその評価は低い、シュタジの認識と対応がその威力の証明であった。

彼らは体制を嫌悪・糾弾したが、その獲得目標は体制からの離脱 = 出国権実現であって、結果として体制崩壊に導いたが、直接に体制打倒とか改革を目標としたわけではなかった。そのことが彼らの行動の評価を分かれさせた。

フックスが言うには、白いサークルの「この行動についての意見は分かれた」(Scheer 1999:227) し、今も分かれている。それが「出国」を目的とし、「自らを反体制と理解し国内での変化を擁護するグループとは異なっていた」(同前) と見なす人々が多いからである。

確かに白いサークルは体制を糾弾したが、改革ではなく離脱を目的とした。しかし彼らの行動は体制をいかなる独立グループよりも深く傷つけた。「彼らは、それによって政権の敏感な核心をつくことを知っていた」(Fricke 1984:173)。のみならず、その行動は全国の出国希望者に受け継がれて拡大・発展した。闘う後継者を拡大再生産しての離脱であった。

白いサークルを評価しない者は、出国権が国際法上正当な要求であるのみならず、出国要求(外国旅行・移住の自由化)こそ体制の根幹を揺るがす変革要求でありかつ国民大部分の支持を得る要求であること、その実現が独裁と隔離の体制打倒でもあることを理解しない者である。

出国運動を卑しめる評価の多くは出国申請者の動機を根拠とするが、動機は複合的であり、しかも容易に政治化したし、そもそも動機によって出国運動の価値が決まるわけではない。その価値は体制への打撃力にあった(青木 2006; 2011・2011a)。

東独崩壊後によりやくそのことを理解した当事者もいる。イエーナの平和運動の中心の一人であった上記のルプは両独統一後連邦議会証言において「ヤーンがすでに触れたように、我々は、この体制から出て行きたい人々を排除した。その際私は最悪の一人だった」と述べ、出国派を排除し白いサークルとの提携を拒否したことを自己批判した(Rub 1995:167; 1996:15)。排除の理由は、第 1 に自らを「こちらに留まる者」(Hierbleiber) と自認していたこと、第 2 に教会が出国申請者排除を要求したこと(彼が言うにはこの点で「教会はかなり怪しげな役割を果たした」³³)、第 3 に、より根本的な問題として、「私が市民権を、つまり本当に重要なことを全く認識していなかったこと」

³² 西ベルリンでは 1976 年 5 月に東欧でのキリスト者抑圧抗議と人権擁護の「沈黙行進」(Schweigemarsch) があった。これは横断幕やプラカード付きであった(Boeckh 2010:167) が、これもヒントになったかどうかは分らない。

³³ 彼は具体例を挙げていない。Hildebrand (1997:5) はチューリングン教会指導部の 50% がシュタジに通じ、さらに最高宗務会議委員 8 人が「キーポジションにいる IM」として雇われていたと言う。この種の IM は「特別投入 IM」(IME) の一部であった。手元にあるホーネッカーとライヒ

(Werner Leich, 1927-, 1986-1990 年東独福音教会指導部会議議長) の政教首脳会談の記録(1988 年 3 月 3 日, BA DY 30/ J IV 2/2/ 2263:14) によると、ホーネッカーが、「当時イエーナの市民ヤーンを遠ざけることについて[教会との]一致が存在した。それによって教会に、じやまのない礼拝を行いイエーナに静穏と秩序を取り戻す可能性が形成された」と語った。つまりチューリングン教会はヤーン追放にさえ同意したのだから、容易に出国派を排除しようとしただろう。

である。第 1 のみならず、第 3 点でも体制側と共通であった。

「残念なことに、我々はなんと大きな機会を逃したとか。効果の大きい反体制派になるために我々は“白いサークル”と提携しなければならなかったのに」と彼は後悔した。

しかし彼がこの後悔の念に当時気付くことがあり得ただろうか。彼は「いつも...DDR のより良い進歩的な歴史 [= 社会主義幻想] にまさるオータナティブは存在しないといていた」。独立グループの大部分が同類であった。

そういう彼らと、西独にまさるオータナティブはないと考えた出国派の本格的な提携は難しかった。あり得たのは恐らくせいぜい前者の出国権理解と両者の目先の戦術提携(例えば青木 2011:69 に紹介した出国派による**リスク**行動請負)だろう。独立グループが社会主義幻想から覚醒すれば別だが、東独存続の間はそれは無理であった。他方出国派は独立グループとの提携がなくても前進可能であった。西独をオータナティブと考えるのは国民の大多数だったからである。

ルプ一家は、夫が 1983 年に西独からの抗議により 6 週間の勾留から釈放されたあと、シュタジの「分解」工作(住宅・アトリエ差別や事実上の職業禁止など)の対象とされ、そのために妻が自殺未遂にまで追い込まれ、1985 年出国を申請し西ベルリンに出た。そのシュタジの作戦名は「怒り」(Aktion Ärger)、そのうち分解作戦は OV「鑿」(MeiBel)で、イエーナ市役所(旧稿 p.24)住宅課長やイエーナ大学病院医師、一家と親しい芸術仲間が IMS または IMB として協力した。シュタジは早く追い出すために彼らが作品を持ち出すことを許可するという「譲歩」をし、西ベルリンでの作品展は成功した。しかし彼らはそこで安らぐことはなかった。社会主義イメージの破壊者という「とりわけ左翼」からの敵視にさらされたからである(Scheer 1999:199f.; Fuchs 1991:108)。その時彼らはようやく自己の「左翼」イメージを克服した**こと**だろう。

9 才の時に両親とともに円陣に加わったルッツはいまや歴史研究者であり、振り返って、「沈黙円陣によって出国希望者は初めて、公共の場でのより大きな共同行動によって注意を引きつけた。そして壁崩壊まで続く年々においても繰り返し、出国権を公然と要求する人々が集まった。申請者たちはほとんど反体制運動の一部と見なされず、これは彼らの自己理解においてもそうではなかったけれども、80 年代初め以来の彼らの公然とした抗議において市民運動のゆっくりした形成 **への** 重要な寄与が見られ得た」と言う(Rutz 1999)。

しかし出国運動が果たした役割は「市民運動の形成への重要な寄与」ではなく、体制打倒への決定的な寄与であった。「市民運動」(独立グループ)への出国運動の寄与は離脱者の受け入れやリスク行動の請負、1989 年夏のエクソダスによる刺激などにすぎなかった。

また「反体制運動」ではないとの「自己理解」という主張は、「反体制運動」を独立グループに限定する場合にのみ当てはまる。出国派の自己理解は誰もが体制嫌悪・離脱であり、体制が出国を引き留めなければ単に出て行くだけだが、引き留めれば多くが反体

制となった。

イエーナの行動は「国中にセンセーションを巻き起こした」(Nawrocki 1983)。リーザ市民権運動もそうであった。しかし両者には、行動の形態と広がりには違いがある。後者は出国希望者自身の当局に対する集団署名請願と西独人権組織への訴えという行動であったが、前者はそれを引き継ぎつつ、出国希望者に日常的表現形態(シンボル・カラーとシンボル記号)と公共の場での無印沈黙という非暴力抗議行動形態を与えた。それゆえ、運動が一過性終わらず、統一司令部がなくても統一性のある全国的運動を実現させた。

Nawrocki は、東独政府には「2 つの失敗の間の選択しかない」、つまり出国申請への寛容な対応(許可増発)か、抑圧かを選択だが、どちらを選択しても失敗になる、なぜなら前者は申請を一層増やし、後者は申請者の反発という「下からの圧力」を増やすからだと記した。

寛容は申請増を生むので抑圧を生み、抑圧は反発を生むので寛容を生むという行きつ戻りつを東独当局は繰り返した。その結果は「下からの圧力」すなわち出国運動の発展であった。

Nawrocki はさらに、「数十万の出国申請」が出ているらしいが、そのうちの「2~3 千人だけでもイエーナの出国希望者が示したようなことをするなら、これは DDR 指導部にとって殆ど解決不能な問題になり得る」と予測した。イエーナの白いサークルに続いた出国希望者は「2~3 千人」を桁違いに越えた。

イエーナのような行動は、直近では、上記のバウツェンの試みに加えて、「ゲラの出国希望者グループが窓に“A”を貼り付けて〔白いサークルと〕同じことを試み、ドレスデンでは、イエーナに似て、約 120 人の男女が〔目抜き通りの〕プラハ通りで沈黙示威をした」(Ott 1989:38)。その後の進展は別稿で詳論する予定である。

フックスが言うには、平和共同体と白いサークルがつぶされたあと、「権力者が 1980 年代後半までイエーナを強くコントロールした」が、「イエーナは 1987 年に再び関心を持たれた」。それは同市青年教区の活動「他者のための芸術家」(Künstler für andere)であった(Scheer 1999:227)。

これにベルリンのシンガー・ソングライターのクロウチク(Stephan Krawczyk, 1955-)とその妻で演出家のクリア(Freya Klier, 1950-)も参加した(同前)。クロウチクは、出国派によ(旧稿 p.25)る独立ローザ・デモ(1988 年 1 月)が掲げたスローガンの発案者であり、デモ参加後、デモ不参加の妻とともに追放された(青木 2008:2)。このデモ事件こそ出国運動を第 3 段階に導いた。

おわりに

白いリボンの広がりを示す歌を紹介したい:

昨今、真っ白なリボンがかなりの車になびいている。それは、これ以上この国に留まらない人々のしるしだ。

それは、彼らが降伏すること、ここで引き続き生きることをあきらめることを示している。

非難するように反抗的に包帯が風にはためいている。

これは、シェーネ(Gerhard Schöne, 1952-, 福音教会牧師の息子)という東独で人気のシンガー・ソングライターの「白いリボン」という曲(1989年)の一節である。JOWはこれを「出国した者と残った者に捧げられた」歌と言う。しかし、

私はひそかに小声で決心する: 私は決して白を掲げない。

私は黒いリボンを掲げるだろう。

我々から去った者、いつか行ってしまう者すべてのために私は喪に服す。

と続くので、この歌は残留派の出国派への怨歌であり、出国運動にとっては凱歌であった。

シンボル掲示だけではない。シュタジ第IX局が1988年1月にまとめた捜査活動総括(BStU HA IX 422:48)によると、1987年にはイエーナを手本にした「沈黙示威行動」(Schweigedemonstrationen)が8都市で実行ないし計画され、特にゲルリッツでは150人規模で何回も繰り返された。

白いサークルが1983年に展開した沈黙円陣とシンボル掲示やその復活計画は、出国運動に第2発展段階をもたらし、急速に全国に伝播した。白いリボンが車のアンテナやカバンに翻り、「A」・「D」の文字が車や住宅の窓に踊った。それらは出国希望者の「静かな、しかし誰にも明白な目印」(JOW)となった。無印街頭行動や当局窓口への集団押しかけもあちこちに出現した。それらは最終の第3段階を準備するものでもあった。

旧稿引用文献

青木國彦(2004)「ポーランド危機と冷戦の終わりの始まり」、東北大学『研究年報経済学』66-2

----- (2004a)「<ブラハの春>の東独波及とポーランドからチェコへの連帯クーリエ: ヘルシンキ宣言からベルリンの壁開放へ(1)」、『カオスとロゴス』26

----- (2005)「東独脱出(合法・非合法移住): ヘルシンキ宣言からベルリンの壁開放へ(2)」、『カオスとロゴス』27

----- (2006)「東独脱出動機論争」、比較経済体制学会『比較経済研究』43巻2号

----- (2008)「東独1988年4月“中央決定”の意味と文脈」、比較経済体制学会『比較経済研究』45巻1号

----- (2009)「東独出国運動の発生: 逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た」東北大学『研究年報経済学』70(2)

----- (2011)「東独出国運動の評価(1): ベルリンの壁開放の担い手についての謬論批判」、『東京国際大学論叢経済学部編』44

----- (2011a)「東独出国運動の評価(2): ベルリンの壁開放の担い手についての謬論批判」、『東京国際大学論叢経済学部編』45

立松美也子(2007)「国連人権理事会の成立」、『山形大学紀要(社会科学)』37-2

Ammer, Thomas (1977) Bürgerrechtsbewegung in Riesa: ein Versuch, in: Politische Studien, Nr. 234

----- (2003) „Weiße Rose“ in Jena, in: Deutschland Archiv, H.4

BA: Bundesarchiv in Berlin-Lichterfelde (引用注記のDY以下がアーカイブ番号)

Besier, Gerhard et al. (Hg.) (1992) „Pfarrer,

Christen und Katholiken“: Das Ministerium für Staatssicherheit der ehemaligen DDR und die Kirchen, 2., durchgesehene und um weitere Dokumente vermehrte Auflage, Neukirchener

Benz, Wolfgang (2009) Deutschland unter alliierter Besatzung 1945-1949, in: Gebhardt Handbuch der deutschen Geschichte Bd.22, Klett-Cotta

Boeckh, Jürgen (2010) Vierzig Jahre in West-Berlin und im Osten, Peter Lang

Brunner, Detlev et al. (Hg.) (2013) Asymmetrisch verflochten?: Neue Forschungen zur gesamtdeutschen Nachkriegsgeschichte, Ch. Links

BStU: Die Archive des Bundesbeauftragte für die Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen DDR. 表記方法は注2参照

de.wikipedia (Klenner):
http://de.wikipedia.org/wiki/Hermann_Klenner [2013/09/17]

de.wikipedia (Klump):
http://de.wikipedia.org/wiki/Brigitte_Klump [2012/09/17]

Ebert, Theodor (1968) Gewaltfreier Aufstand: Alternative zum Bürgerkrieg, Rombach

----- (1970) Gewaltfreier Aufstand: Alternative zum Bürgerkrieg, Fischer Bücherei

----- (1975) Gewaltfreier Aufstand: 10 Thesen, PPK-Geschäftsstelle

----- (1980) Soziale Bewegungen in der etablierten Demokratie, in: Gewaltfreie Aktion 3,4/12 (Heft 45/46)

----- (1981) Soziale Verteidigung Bd.1: Historische Erfahrungen und Grundzüge der Strategie und Bd.2: Formen und Bedingungen des zivilen Widerstandes, Waldkircher Verlagsgesellschaft

Effner, Bettina, et al. (Hg.) (2005) Flucht im geteilten Deutschland: Erinnerungsstätte Notaufnahmелager Marienfelde, be.bra

Eisenfeld, Bernd (1999) Flucht und Ausreise, Macht und Ohnmacht, in: Kuhrt, Eberhard (Hg.) (1990) Opposition in der DDR von den 70er Jahren bis zum Zusammenbruch der SED-Herrschaft, Leske+ Budrich

----- (2000) Ausreisebewegung, in: Veen et al. (2000)

----- (2005) Reaktionen der DDR-Staatssicherheit auf Korb III des KSZE-Prozesses, in: Deutschland Archiv, H.6

Engelmann, Roger et al. (Hg.) (2012) Das MfS-Lexikon: Begriffe, Personen und Strukturen der Staatssicherheit der DDR, 2., durchgesehene und erweiterte Auflage, Ch. Links

Fricke, Karl Wilhelm (1984) Opposition und Widerstand in der DDR: Ein politischer Report, Wissenschaft und Politik

Fuchs, Jürgen (1991) Landschaften der Lüge: über Schriftsteller im Stasi-Netz (III): „Zersetzung“ bis in den Tod, in: Der Spiegel Nr.49

GBI: Gesetzblatt der DDR

Gehrman, Manfred (2009) Die Überwindung des »Eisernen Vorhangs«: Die Abwanderung aus der DDR, Ch. Links

Gedenkstätte Berlin-Hohenschönhausen (2010) Presse-Information (23.06.2010) : DDR-Oppositioneller Bernd Eisenfeld Gestorben, in: http://www.stiftung-hsh.de/downloads/CAT_319/Nachruf-Eisenfeld.pdf

- Gieseke, Jens (2011) Die Stasi 1945-1990, Pantheon
- Hanisch, Anja (2012) Die DDR im KSZE-Prozess 1972-1985: Zwischen Ostabhängigkeit, Westabgrenzung und Ausreisebewegung, Oldenbourg
- Henke, Klaus-Dietmar (1995) Die amerikanische Besetzung Deutschlands, R. Oldenbourg
- Hildebrand, Gerold (1997) Zehn sind manchmal mehr als zehntausend: Die Jenaer Friedensgemeinschaft 1982/83, in: Gerbergasse 18, H.III
- Jahn, Roland (1983) „Du bist wie Gin“: Der Friedensaktivist Roland Jahn über seine Vertreibung aus der DDR (II), in: Der Spiegel, H.26
- Jenkis, Helmut (2012) Der Freikauf von DDR-Häftlingen: Der deutsch-deutsche Menschenhandel, Duncker & Humblot
- JOB: Gruppen in Berlin, in: Website „Jugendopposition“ [現行 (2008年9月改訂)]
- JOF: Friedensgemeinschaft Jena, in: Website „Jugendopposition“ [現行 (2008年9月改訂)]
- JOW: Weißer Kreis Jena, in: Website „Jugendopposition“ [現行 (2010年1月改訂) および改訂前]
- Kaiser, Tobias et al. (Hg.) (2012) Politische Verfolgung an der Friedrich-Schiller-Universität Jena von 1945 bis 1989, Metropol
- Klump, Brigitte (1981) Freiheit hat keinen Preis: ein deutsch-deutscher Report, Droemer. 付録: マインツ大学での講演記録 (1983年7月6日)
- (1980) UNO-Methode 1503 von Brigitte Klump, in: <http://www.britte-klump.eu/> [2012/09/17]
- Löwenthal, Gerhard; Helmut Kamphausen; Claus P. Clausen (2002) Hilferufe von Drüben: eine Dokumentation wider das Vergessen, Hänssler
- Mihr, Anja (2002) Amnesty International in der DDR: Der Einsatz für Menschenrechte im Visier der Stasi, Ch. Links
- Müller-Enbergs, Helmut et al. (Hg.) (2006&2010) Wer war wer in der DDR?, 4. & 5. Neuaufl., 2 Bde., Ch. Links.
- Nawrocki, Joachim (1983) DDR-Ausreisen: Die Angst der Partei vorm weißen Kreis: Jenas mutige Demonstranten bringen die SED in die Klemme, in: Die Zeit, Nr.33
- Neubert, Ehrhart (1998) Geschichte der Opposition in der DDR 1949-1989, 2. Aufl., Ch. Links
- Ott, Matthias (1989) Deutschland - Ein Ausreisemärchen: Die dokumentarische Geschichte einer Übersiedlung aus der DDR, Siegfried Bublies
- Paris, Rainer (1998) Stachel und Speer: Machtstudien, Suhrkamp
- Pietzsch, Henning (2005) Jugend zwischen Kirche und Staat: Geschichte der kirchlichen Jugendarbeit in Jena 1970-1989, Böhlau
- (2009) Der „Weiße Kreis“ in Jena, in: Ansorg, Leonore et al. (Hg.) (2009) „Das Land ist still - noch!“: Herrschaftswandel und politische Gegnerschaft in der DDR (1971-1989), Böhlau
- RHG: Die Archive der Robert-Havemann-Gesellschaft e.V in Berlin
- Rub, Frank (1995) Zeugenaussage, in: Materialien der Enquete-Kommission „Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland“, Bd. VII/1, S.163ff.
- (1996) „Wir haben leider eine grosse Chance vertan“: Von der Ablehnung, mit dem „Weiße Kreis“ zusammenzugehen, in: Gerbergasse 18, H.II
- Rutz, Andreas (1999) Aufruf: SED-Führung unter doppeltem Druck: Die „Weißen Kreise“ in Jena im Jahre 1983, in: Gerbergasse 18, H.I
- Scheer, Udo (1999) Vision und Wirklichkeit: Die Opposition in Jena in den 70er und 80er Jahren, Ch. Links
- Schmidt, Elker (1996) Die unerträgliche Last der Staatsbürgerschaft: Jenas Weißer Kreis, ein herzerfrischendes Überleben des Staatsapparates, in: Gerbergasse 18, H.II
- Schwabe, Uwe et al. (Hg.) (2003) Von Deutschland Ost nach Deutschland West: Oppositionelle oder Verräter?, Forum Verlag
- Stiftung Haus der Geschichte der BRD et al. (Hg.) (2001) Einsichten: Diktatur und Widerstand in der DDR, Reclam
- SWR (1983) Der Weiße Kreis Jena im Juli 1983, in: JOW. (SWR=Südwestrundfunk)
- Thompson, Mark R. (1999) Die „Wende“ in der DDR als demokratische Revolution, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, Beilage zur Wochenzeitung Das Parlament, H.49 (B45)
- Veen, Hans-Joachim et al. (Hg.) (2000) Lexikon Opposition und Widerstand in der SED-Diktatur, Propyläen
- Wolle, Stefan (2013) Der große Plan: Alltag und Herrschaft in der DDR 1949-1961, Ch. Links
- Zhao, Yafen (2003) Die Jenaer Opposition in der DDR, in: http://www.uni-jena.de/img/unijena/_faculties/phil/inst_auslgerm/Lehre/Leben_Studieren/PowerPoint/Jenaer%20Opposition.ppt [2007/05/03]
- zur Mühlen, Patrik von (1995) Der „Eisenberger Kreis“: Jugendwiderstand und Verfolgung in der DDR 1953-1958, J. H.W. Dietz Nachfolger.

はじめに

増補は主として、モニカ・レムプケ(以下著者またはレムプケと略記)の著作と書簡にある白いサークルの内部事情や関連シュタジ文書の紹介によって旧稿 4・5 節に補足や修正を加え、併せて青木が旧稿以後入手したシュタジ文書と文献から補足し、また諸現象への著者の解釈への批判的検討から成る。

その際 1・2・4・9 節の節題末尾のカッコ内(例えば S.64ff.(=64 頁以下))が Lembke(2024)の該当箇所を示す。著者のシュタジ文書記載には BStU(シュタジ文書管理庁)³⁵からの取得と記されているが、以下では省略する。BStU は 2021 年に連邦公文書館に吸収された。

引用文献欄には旧稿のそれを略した。

著者によって「白いサークル」の多くの内部事情が判明したが、そのうち最も驚いたのはサークルの「首謀者たち」3 人が逮捕されたあと行動自粛を約束して「即座の出国許可」を得、仲間に何も告げることなく秘密裏に出国したことである。彼らは東ベルリンの西独常駐代表部やマスコミ事務所を訪れて自分たちの意図を説明した。3 人の出国を知った仲間は驚愕し、自分たちはどうなるのかという不安に襲われた(5 節)。

3 人の秘密裏の出国は出国許可を得た経験談の伝播を避けるために、シュタジが出国許可者に出国申請者との接触を禁止した結果だと考えられる。レムプケ一家の出国許可後の行動についてシュタジ文書(7 節)には「知り合いの申請者たちを非常に十分に遠ざけた」とあることがその根拠である。シュタジはそうした接触禁止の遵守状況を監視したことも明らかになった。出国許可を得ると、レムプケ一家もそそくさと出国したように見える(7 節)。

上記の「首謀者」「組織者」とも言う)3 人はシュツダンスキー夫妻(Hannelore & Rüdiger Studanski)(図表 1)と氏名不詳の 1 人であった(3 節)。

図表 1 宇宙飛行士広場に向かう
シュツダンスキー夫妻(先頭の白いシャツ)ら



(出所) BStU(Lembke 2024:129 より)。Scnmidt

³⁴ 脚注と〔〕内は青木の追記、…は青木による省略を示し、西と BRD は西独(ドイツ連邦共和国)、東と DDR は東独(ドイツ民主共和国)を、SED(ドイツ社会主義統一党)は東独支配党を指す。西独は東独を DDR と呼んだが、自国を BRD ではなく連邦共和国と呼んだ。

³⁵ シュタジ(Stasi)は東独の治安・諜報・防諜機関「国

(1996)はこの写真の周囲も見える写真を掲載したが、1982 年と誤記した。

R.シュツダンスキーがサークルの「中心」であり(下記の 13 項目綱領を作成)、「白いシャツ」着用の「沈黙円陣」の「発案者」はレムプケ夫妻(Monika & Dietrich Lembke)とされてきた(旧稿 p.6)が、発案者は夫妻ではなく妻モニカであり、シュタジも妻、すなわち著者を「決定的」と見ていた(2 節)。

白いサークル員のうち出国許可を得た人数は 30 人、40 人、50 人、70 人と諸説あり、出国日付も不明であった。旧稿(p.13)は「メンバーC」の出国が 8 月 1 日であったので多くがその頃と推測した。しかし実際には 7 月半ばから 8 月半ばまでに相互連絡なしに出国したことが分かった。当局(市役所内務係、シュタジ、鉄道・コンテナなど)の実務上の都合もあった。

なお C が出国後「戻り接触」により白いサークル再建を企図した(旧稿 6 節)ことに著者は触れていない。

レムプケ一家は出国申請後、学校におけるシュタジの作戦「分解」の犠牲(自殺)となって長男インゴを失い、怒り心頭であった(レムプケ 2025))。[シュタジの作戦種類については青木 2020、2021a 参照]。

子供時代から強い気性でたびたび反体制感情を爆発させてきた著者は次のような思いのもとに行動した(Lembke 2024:118)：

イエーナの反政府的な「青年教区」や「平和共同体」でさえ「僅かの関係者のみ」が白いサークルに「理解を示すか、または接触を維持し、一握りの者のみが我々に参加した」。これらは「反 DDR を決心し…我々と同様に DDR の社会変革のための政治的関与を馬鹿げている(absurd)」と見ていた。だから白いサークル参加者全員の…主な関心は基本的には合法的出国による DDR 国家からの離脱にあり、内政上の反目ではなかった」。

現にレムプケ一家が届け出た出国理由は西に住む父の親族(義兄弟・義姉妹)との「家族合流」であり、CSCE ヘルシンキ宣言以来東独政府も認めざる得なかった人道的理由であった。そこには分断国家特有の事情もあった。東独は独自国籍を定めたが、西独は旧来の「ドイツ国籍」を維持し、それを東独国民にも適用していた³⁶。だから西独への出国は亡命ではなくいわば国内移住であり手厚く処遇された。

当時東独で合法的出国は年金生活者等と反政府活動による追放、自由買い(脚注 51 と図表 7 参照)以外には家族合流のみであり、故郷に愛着のある者や西に親族がいない者、思想的反政府派などが国内改革を求めたことを「馬鹿げている」と批判するのは「馬鹿げている」。実際に国内にとどまった者の 1989 年 10 月の大デモが政権交代への道を開た。

1 節 出国申請(S.64ff.)

「DDR の体制に特徴的なことは監視やスパイ、密告であった。全住民がイデオロギー的に影響された。自

家保安省」(Ministerium für Staatssicherheit、正式略称 MfS)の通称。東独ではシュタージ(Staasi)とも呼ばれたが、Stasi が多かった。青木(2018a)に幹部の写真。

³⁶ 第二次大戦後に両独は従来の「ドイツ国籍」を継承したが、その後東独のみ独自の DDR 国籍を制定した(詳細は山田(1981:上 179-183)参照)。

由の希求や独自発議、自立性、さらには独自思考さえもしないように DDR 市民はしつけられるべきであった。…国家が全てを規制した。夫と私は、この体制が存在する限り、変化の希望を抱いたことがなかった。だから我々二人は連邦共和国〔西独〕への出国の道を歩んだ。社会主義への完全な楽観主義を信じ、DDR 内で何かを変えるつもりの人々については私は繰り返し驚いた。「是非についての長く果てしない議論や我々の長男との会話、多くの疑問、幾晩もの眠れない夜ののちに、ようやく 1982 年 9 月 23 日に我々は DDR からの出国申請をした〔内容は脚注 54〕。…もちろん我々は〔1975 年 8 月 1 日 CSCE の〕ヘルシンキ宣言によって、内務係による迅速な許可決定がある程度容易になることを期待した」。

だがシュタジは出国希望者を「違法な移住要請者」(rechtswidrige Übersiedlungersuchende)と呼び、「RÜE または RWE」と略称した。出国申請の結果、シュタジが私や夫の母に圧力をかけ、夫は即時解雇、学校で「分解」措置の対象となった長男インゴが自殺した(レムプケ 2025 参照)。

〔ヘルシンキ宣言や国連人権規定に基づき集団的な東独出国運動が 1976 年に発生した。これを西独マスコミが「リーザ市民権イニシアチブ」と呼んで大きく報道した(青木 2009)。著者に尋ねると当時これを知らなかったと言う(Lembke 2025.02.22)。但し Lembke (2024:62f.) には Eisenfeld (1999) に基づく記述がある。〕

2 節 白いサークルの誕生 (S.106ff.)

著者は白いサークル誕生を以下のように回想する：

著者は夫とともに「聖霊降誕祭の日〔1983 年 5 月 25 日〕にチューリングゲンのパルチェフェルトの古い農場で出国申請した友人たち」と「どのように DDR から出ていくかを議論し」、「私は断固として」とにかくマルクト〔前の広場〕に立とう。そう、ただ単純に立つ。そうするだけで我々はすぐ注目を集めるだろう」と言った」。

参加者にはシュタジの IM〔非公式協力者、旧稿 p.10 参照〕も含まれた。それゆえ「我々のシュタジ文書」〔文書番号なし〕には、「アントン・フリーデル (Anton Friedel) とロランド・ヤーン (Roland Jahn) の移住〔と追放〕³⁷後に、レムプケ〔女性形ゆえモニカを指す〕は出国申請を押し通したい否定的グループの主導者 (Initiator) になった」と記された。

「我々の友人アントン・フリーデル」が地区間列車〔東独国鉄運用の両独間列車〕に乗るのを見送った。「いろいろと絶望的であってもこの出国行動は何か愉快でもあり、悲劇的でもあった。我々は、いつ再会できるか、また我々は自分たちの出国許可をどれくらい待たねばならないのかわからなかった。怒り、絶望、無力

感が当然ないまぜであった」。

そこで 6 月 11 日夜レムプケ夫妻は「ゲルバー (Michael Gerber) やヘルガート (Kerstin Hergert)³⁸、シュツダンスキー夫妻、シュティーム夫妻 (Katrin und Uwe Stiem)、シュレーダー夫妻 (Monika und Bernd Schröder)」と集まって、「自分たちを〔逮捕の〕危険にさらすことなく出国〔許可〕を手に入れるのにふさわしい方法を探した。我々は、いかにしてこの国から最終的には脱出することができるかについて熱く語り合った」。全員が「普通の方法で DDR から脱出できるかどうかについて大きな疑問を持っていた」。

参加者のうち「幾人かは夜間のポスター貼り行動をして捕まりそうになった」。シュタジ文書によると「1983 年 4 月以来イエーナの敵対勢力は反革命的行動を伴う活動を強め、…ますますわが平和・防衛政策への抵抗を呼びかけている。…4 週間にその種のステッカーや同種のもの 300 枚以上がイエーナ市内に取り付けられた」〔これは出国派ではなくイエーナ平和共同体などの平和運動による〕。

そこで私(著者)は上記 5 月 25 日の自分の「ただ単に中央広場〔宇宙飛行士広場〕に立つというアイディア」の具体化として「沈黙かつ横断幕〔やプラカード〕なし〔＝無印〕の円陣であるべき」であり、また「非暴力抗議のしるしとして我々は白い T シャツを着よう」と提案した。我々は出国許可を「牧草地の羊のように待つつもりはなかった。同時に我々は、すぐに逮捕されるようなきっかけを与えたくなかった。だから我々は沈黙でいるつもりだった」。

議論の末「全員が一致」して「毎土曜日午前 9 時に宇宙飛行士広場で沈黙円陣を作り、目印として白い T シャツを着ることによってグループとして我々の出国願望を世の中に表明するという考えが生まれた」。

「白」色については「闘争的ではなく」「平和的な告知として理解されることを望んだ」。円陣も「手をつなぎ、我々の視線を円の中心に向け…互いを見つめて我々のサークルの団結と決心だけを物語らせる」こと〔内向き円陣〕によって、「我々の共同行動のための強い象徴」とするつもりであった(図表 3)³⁹。

〔要するに白い無印沈黙内向き円陣に決まった。実際には白いシャツは全員ではなかった。この発案者は従来レムプケ夫妻とされたが妻モニカであった。また「白」の理由も様々に推測され、私見はイエーナでの前例から反ナチ抵抗で有名なショル兄妹の「白バラ」に倣ったと考えた(旧稿 p.4-5)。その後の出国派の街頭行動では「白」が白いリボンに、「無印沈黙」がデモ隊に継承された。〕

4 日後の 15 日に準備会合を開くことと、さらに多くの出国申請者を連れてくることを申し合わせて 11 日

³⁷ ヤーン(旧稿 p.5-6,12,23 参照)の追放は 1983 年 6 月 8 日。シュタジの OV「修正主義者」の対象であったフリーデルもこの時出国した。逮捕の上で強制追放されたヤーンと異なり、出国申請の許可による出国(彼の場合は 3 日以内の出国義務)であり、レムプケらが手伝い、大急ぎで保管先から「家具」をコンテナ(図表 10)に積み込み出国した(Lembke 2024:106f.)。OV(Operativer Vorgang、作戦ファイル)は、シュタジの「犯罪者ないしその見込み」に対する「陰謀の捜査手続き」である(BStU 2015)。

³⁸ ヘルガートが結婚予定であったドマシュク(Matthias

Domaschk)は結婚直前の 1981 年 4 月に「政治的地下活動」ゆえのシュタジによる拘留中に謎の死を遂げた。彼は 1957 年生まれ、イエーナの「Junge Gemeinde」(青年教区)の活動やビアマン追放反対運動などに参加した。(<https://www.jugendopposition.de/themen/145407/biografie-matthias-domaschk>)。

³⁹ 外側を向き政治的要求を書いたプラカードを胸にぶら下げた 1982 年 11 月 14 日の平和共同体の同広場での円陣(旧稿 p.6)(図表 4)との区別が強調された。

〔シュタジが記した職業は本来のそれではなく、出国申請による解雇後に転職した結果であった。著者は上司に迷惑がかかるのを避けるため出国「申請前に双方の合意における〔雇用〕終了契約」を結んだ（Lembke 2024:70）ので主婦だが、作戦対象ではなかった。彼女の夫は出国申請のため「即時解雇」され、私営家庭用品店⁴¹に就職した。〔即時解雇はレムプケ 2025:3 参照〕。

我々は当時出国希望者に対してシュタジが「どのような分解措置⁴²を予定していたかを全く知らなかった」が、「今や不確実性と不安が絶えず我々につきまとった」。それでも「我々は毎土曜日午前 9 時に宇宙飛行士広場へ行き、ただ単に黙って円陣に立つことに同意した」。こうして「この夜に白いサークルが誕生した」。

ピーチュ(Pietzsch (2005:238f.)によると、白いサークルの書簡は 5 月 28 日ホーネッカーに、6 月 17 日東独最高指導者ホーネッカーとイエーナ市役所に(12 項目書簡)、7 月 12 日人民議会に(26 家族約 50 人署名)、計 3 回送られた。そのうち人民議会あて書簡はシュミットによると 7 月 17 日付けで、内容はやはり「12 項目」であった(Schmidt 1996:13)(以上旧稿 3 節)。「12 項目書簡」は下記の 13 項目綱

そこで著者に白いサークルの書簡について質問したところ、2 種類との返事であった (Lembke 2025.02.25) : すなわち 1 つは、「1983 年 6 月 15 日に 28 人が〔東独〕国家評議会議長ホーネッカーと国連事務総長ハビエル・ペレス・デ・クエヤルに宛てた書簡に署名」(図表 2) して送った。著者の書簡 (2025.02.22) はこれを「**国連とホーネッカーへの手紙**」と呼んだ。

Ralf Blum
like Andromarin
Charvella Blitt
Alexandra Wexel
Rüdiger Schubert
Kamden Schubert
Pam. Günter und Birgit Alenriedt
M. Weiss und Roswitha Ostracke
un. Wolfgang u. Simone Gief
m. Christoph u. Monika Schönebaum
i.A. Michael Meunier

この手紙はデ・クエヤルの東独訪問予定をとらえて国際法上の移住の自由への東独の違反を糾弾し、救済を訴えた。だからだと言うが、宛名は国連事務総長でも、宛先地が「ジュネーブ」、つまり国連人権委員会所在地であった。当然 1503 手続きへの期待が背景にあった⁴⁸。

「ND」は SED 中央機関紙 Neues Deutschland (新ドイツ) の略語である。これらの内容が別々か同じか不明であったが、後二者も「国連とホーネッカーへの手紙」と同内容であった。

13 項目綱領の文面は「国連とホーネッカーへの手紙」とは大きく異なる。

⁴¹ 著者は「半国营」と記したが、明らかに私営商業である。当時東独には共産圏最大規模の私営経済が存在し、その後中国・ハンガリーのそれが増えた(青木 1991: 第3章)。かつて存在した「国家資本参加型私営工業企業」、つまり半官半民中小企業はブレジネフの圧力で1972年に有償国有化された(青木 1985: 435)。しかしすぐ1976年から小規模私営振興になり、その後雇用制限も緩和された。レストランや理容店、文具店、中古家具店などを見ると

⁴³ 1503 手続きの詳細は旧稿第 3 節参照。シュタジ文書によると、白いサークルによって「通信社のルートによる方法を利用して移住書類を作戦上周知の BRD 女性市民…(黒塗り)…を通じてジュネーブの国連人権委員会に送ることが試みられた」(旧稿のミッティヒ a = MfS BdL-Dok 7017、この指示詳細は旧稿 p.4-5.9.11-17)。

〔13 項目綱領も書簡形式で書かれたので、どこかへ送付されたと思われたが、著者が「綱領」と呼ぶようにメンバーが所持し、下記のように西のマスコミなどへ説明資料として手渡された。

その前書きには「この書簡」とか「宣言する」とあり(3a 節)、当初の作成目的は書簡ないし宣言であったと考えられる。しかし次節冒頭にあるように、著者によれば 13 項目綱領の所持は「即時の逮捕」と考えられた。確かに、特に第 7 項以下を反政府行動計画として逮捕される危険は大きかった。これを当局へ署名付きで送ることは火に入る虫であり、当局への郵送は「国連とホーネッカーへの手紙」になったようである。

旧稿の「13 項目」云々は「13 項目綱領」のことであり、また旧稿 P.8-9 の関連引用文献には誤りが少なくない。旧稿 3 節冒頭の「ホーネッカー…とイエーナ市役所へ 13 項目の宣言を記した書簡を送った」という記述(これは Pietzsch 2005: 239 の引用にもかかわらず記載漏れ)など 13 項目綱領送付という記述は誤りである。引用文献のままに旧稿がそれへの 26 家族約 50 人の署名とか 12 項目と記した記述も誤りである。〕

13 項目綱領は「秘密裏に東ベルリンの ARD〔西独第 1 公共テレビ〕特派員ロバート・E・レントゲンに手渡」された(Lembke 2024:113)。

いつ手渡されたかが著者引用のシュタジ文書(MfS XX/AKG 6180)によって判明した:

白いサークルの「主導者たち」は東ベルリンの西独常駐代表部に「これまでに実行された行動や計画中の行動について通報し」、サークル員のリストも手渡し、「同じ日〔著者注:1983 年 7 月 13 日〕に彼らは…ARD 事務所と南ドイツ新聞の職員と会った。これまで会話内容は知られていない。上記の諸行為は国家を裏切る通報や国家活動妨害、不法な接触、公然たる誹謗の疑いによる調査の理由となる」(Lembke 2024:116)⁴⁴。

このシュタジ文書には「主導者」3 人(著者の言う「我々の組織者たちのうちの 3 人」)に「夫婦」が含まれたとある。それはシュツダングスキー夫妻(図表 1)である(旧稿 p.12)。もう 1 人が誰かはこの文書にも著者の記述にもない。

〔シュタジが「会話内容」を把握できなかったのは彼らが盗聴対策のため筆談したからである(旧稿 p.12)。3 人はすぐ逮捕されたが、出国許可になったという驚きの事実も明らかになった(5 節)。

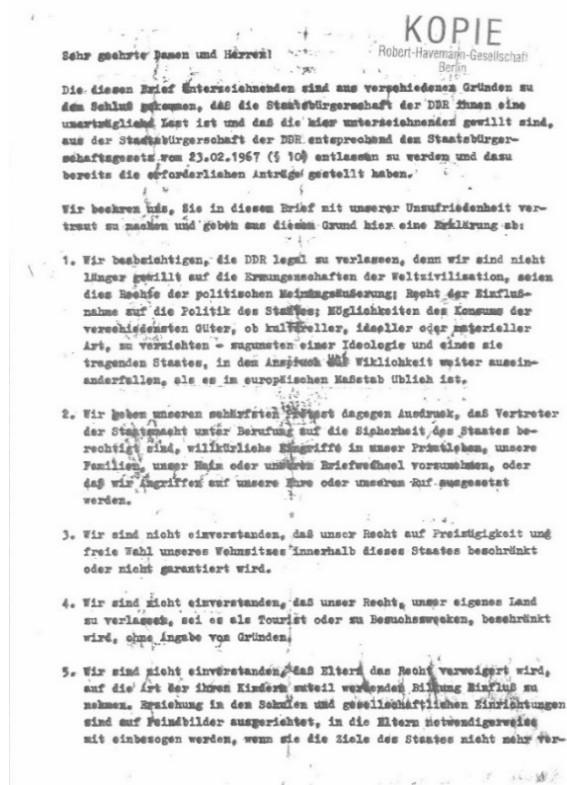
文書所在の第 XX 局は「国家機関・文化・教会・地下活動」担当であり、AKG は局長や県支部長のために ZAIG 同様の役割(脚注 52)を果たした。〕

3 日後、16 日には ARD 委託のカメラマンが第 5 回の円陣を撮影し、18 日には ARD の番組「今日のニュース」(Tagesschau)がそれを放映した(旧稿 p.11)。

〔西独テレビはごく一部を除き東独全土で受信可能であった(詳しくは青木 2009:注 36)。〕

13 項目綱領について旧稿は、ベルリンのハーベマン協会で購入したカーボンコピー(原本)のコピー(図表 2a)を利用した。

図表 2a 白いサークルの 13 項目綱領



(出所)ハーベマン協会(ベルリン)の Matthias-Domaschk-Archiv 所蔵の RHG/RG/T03 の写しの第 1 ページ。計 3 ページで、署名なし。

旧稿の引用文献 Pietzsch(2005: Dokument 37)では 13 項目綱領の第 6 項を第 5 項に統合して 12 項目であったことを活字化の際のミスと推測した(p.9)が、作成時に複数人がカーボンコピーし一部にミスが生じたと思われる。著者は手元にある 13 項目綱領のカーボンコピーから文字おこした PDF も送付してくれた。

〔東独ではコピー機は特別なところになく(しかもベルリン経済大では保存期間の短い電子コピー)、複写はタイプライターによるカーボンコピーが普通であった。壁崩壊後すぐ東ベルリンに多く登場したのはコピー店と街娼であった。〕

3a 節 13 項目綱領全文

レムプケ(Lembke 2025.02.22, Lembke 2024: 113)によると、13 項目綱領は「我々によって一種の聖遺物のように扱われた。それは決して発見されてはなかった。なぜならそれは即時の逮捕を意味したからであった」。だからレムプケ一家は出国時〔1983 年 8 月 10 日〕に、「聖遺物」の「カーボンコピーをこっそり洗濯機のホースの中に突っ込ん」でおき、「他の荷物とともに持ち出すことができた⁴⁵。DDR の税関は

⁴⁴ 通報者は平和共同体説とシュツダングスキー説があった(旧稿 p.12)が、いずれにも日付がなかった。

⁴⁵ レムプケ夫妻は出国前日にトラックで家具や荷造りした木箱をイエーナの貨物駅に運んで税関の検査を受けたう

えで持ち出した(Lembke 2014:150f.)。上記のアントンも同様であった。7 月 30 日の円陣に参加しようとして逮捕されたルツツ夫妻へのフォーゲル弁護士事務所スタッフの説明(同年 11 月 23 日)では「古美術品やマイセン磁器のよ

それを見つけないかった」。

著者によると、13 項目綱領は白いサークルの「組織者」であり、のちにシュタジが「首謀者」と見た R.シュツダンスキーが、「我々の〔白い〕サークルの結成との関連で 1983 年 6 月に他の申請者との協力のもとに」作成した。彼は 1979 年と 1982 年に 2 回も F.シラー大学イエーナの哲学部除籍となり、「出国申請提出後に DDR の…憲法と刑法」を研究した成果をこの文書作成に活かした。〔彼については旧稿 p.5-6 参照。〕

旧稿(p.8)での 13 項目綱領紹介は「骨子」のみであったので、以下に**全文**を紹介したい：

「敬愛する皆様！

この書簡の署名者はいろいろな理由から、DDR 国籍が彼らには耐えられない重荷であり、1967 年 3 月 23 日の国籍法〔山田 1981 上:179-182 参照〕第 10 条に基づいて DDR 国籍から除籍されるべきであるとの決心に至り、そのためすでに必要な申請をした。我々は、この書簡においてあなた方に我々の不満を熟知させることを願って、ここに宣言を呈示する：

1. 我々は DDR を合法的に去ることを意図している。なぜなら我々はこれ以上、世界文明の諸成果、すなわち政治的意見表明の権利、国家の政治に影響する権利、文化的・精神的であれ物質的であれ種々の財の消費の権利を断念する気はないからである。ヨーロッパの通例の尺度からは、権利と現実が、イデオロギーとそれを担う国家に有利なようにはるかにかけ離れている

2. 我々は、国家権力の代表者が国家保安を盾にとって我々の私生活あるいは我々の家族、我々の家あるいは我々の手紙交換に恣意的な干渉をおこなう権利を持っていることに、あるいは我々は我々の名誉あるいは評判への攻撃にさらされていることに対して、我々の最も厳しい抗議を表明する。

3. 我々は、移住の自由とこの国の中での我々の居住地の自由な選択のための権利が制限されていること、または保証されていないことに同意しない。

4. 我々は、自国を離れる権利が旅行者としてであれ訪問目的であれ、理由の提示なしに制限されていることに同意できない。

5. 我々は、両親にその子供に与えられる教育方法に影響を与える権利が拒否されていることに同意できない。学校や社会施設における教育が敵のイメージに向けられ、両親が国家の目的をものはや支持し得ない場合には両親が必然的に敵に加えられる。それは家族破壊と同じである。また両親だけではなく、子供の更なる教育の権利も拒否される。

6. 我々は、DDR 国籍からの除籍を申請した DDR 市民が申請だけを理由にして国家の敵と宣言されるか、あるいは犯罪者と見なされることに同意できない。彼らは(しばしば見え透いた理由で)失業させられるか、あるいは学籍抹消〔や〕政治的理由による拘留の

後に仕事と収入がないままにされ、そのため反社会分子や犯罪者以下の社会的地位に追いやられる。同様に我々は、申請者が企業内で自己の決心〔=申請〕ゆえに職場を断念するような報復措置にさらされる場合には、それを許されない強要と見なす。

7. 我々は、まだ DDR 国籍を有している間は、DDR と世界におけるすべての政治的・社会的な出来事についての我々の意見を表明することを必要と見なす。

8. 諸国家機関および国家権力の代表者たちによる抑圧措置が同種であるがゆえに、我々は同盟を結ぶ資格を持つ状況に追いやられていると判断する。

社会的に排除された者ないし(and/or)政治的に差別された市民として、我々には同じ該当者と同盟し、相互にないし道徳的に支え合う以外の選択肢はない。

というのは我々は精神的・道徳的な意味で自国内にある他国の飛び地(Enclave)に追いやられていると見ているからであり、その中で我々は接触能力を失いたくないなら相互の接触を必要としているからである。だから我々は、出国申請をしようとする動機が何であれ、すべての出国希望者と我々の行動を調整する用意がある。

9. 相互支援の有効性を高めるために、我々は申請者に対する抑圧措置を公表し、「国連の人権宣言」違反と指摘することが必要と見なしている。

10. 我々は、申請者の動機が市民的・法的な基本的秩序の倫理的・道徳的諸原則に反しない限り、すべての申請者と連帯し彼らを支援する用意がある。

11. 我々は、非暴力の平和的な抗議の中で DDR 世論に我々の意見を知らせるつもりであり、我々の動機に関心を持つすべての人にそれを説明すると宣言する。法的状態について情報を探しているすべての人に合法性を犯すことなく DDR 国籍から除籍されるために必要な措置と方法を説明する。

12. 我々は、いかなる人権侵害であっても、権利と DDR の現実の間の差異を世界の世論にも示すような抗議を呼び起こすことができるように人権に関する国連資料や人権を保証する DDR の諸法令を世間に広めることを我々の行動の一部と考えている。

13. この言明を我々は、我々の目的が DDR 内のなんらかの権力者の転覆に向けられたものではなく、国家権力とそれを担う諸組織の手段と目的、基本政策からの我々の離脱によって、DDR の自己描写と DDR の現実がいかに乖離し、また DDR の現実が普遍的な人権からいかに乖離しているかを明確にするために作成した。署名：」

以上のように書簡形式であるが、内容は行動綱領でもあった。しかし実際には第 7 項以下に宣言された行動が広く世論に向けられたことはなく、サークルの会合に集まった人たちの範囲に限られ、円陣も無印(目的表示物なし)であった。従って実際行動は 13 項目綱領ではなく、違法行為を避けるという著者の発案に沿

うなものでなければすべて持つて行くことができ」た(Rutz 2015:71)。夫は 1 年半、妻は 1 年 3 か月の有罪となり、翌年 4 月に自由買いされた(末尾の図表 7 に自由買いの各年人数)。出国ラッシュ(1984 年)の際の荷作りや出国祝い(Ausreisefeier)の写真が Graetz(2014:16-19)にある。持ち出さない家財は個人や中古家具屋に売るか知人

に贈与。そのため出国者がトランクに座る人と呼ばれたこともある(上記写真集では子どもがトランクに座っている)。自由買いに東独側として主要な役割を果たしたフォーゲルの弁護士事務所には 1988 年時点で 28 人もの「副代理」がいた(Vesting 2011:270)。

ったものであった。

13 項目綱領は不思議なことに移住権の根拠として国連の人権規定と DDR の関係法令のみを挙げ、CSCE ヘルシンキ宣言を挙げなかった。

13 項目綱領は上記のように 7 月 13 日に東ベルリンで西独マスコミに届けられ、7 月 18 日にその趣旨が西ベルリンのラジオ放送 RIAS から放送されて、広く知れ渡った(5 節)。

4 節 白い沈黙円陣開始(S.112ff.)

白い沈黙円陣は 1983 年 6 月 18 日から毎土曜日午前 9 時からイエーナ中心部の「宇宙飛行士広場」で始まった。その形(図表 3)は前年の平和共同体のそれ(図表 4)とは大きく異なる。

著者は、逮捕の際の次男(5 才)を心配して円陣に参加しなかったのも、夫や友人からの聞き取りとシュタジ文書によって各回沈黙円陣を次のように説明した：

図表 3 白い沈黙円陣



(注)内側を向き宣伝物も演説もなし。円陣の一部で、全体は本誌表紙に掲載。人数から第 4 回円陣と推測される。Lembke(2024:130)も部分写真を掲載。
(出所)MfS, HA XX, Fo, Nr. 211, Bild 51 in:
<https://www.alles-wissen-wollen.de/05-ausreisebewegung/>。

図表 4 イエーナ平和共同体の円陣
(1982 年 11 月 14 日宇宙飛行士広場)



(注)外を向き胸にプラカード。(出所)シュタジ撮影
<https://www.jugendopposition.de/node/145328?guid=36>

第 1 回沈黙円陣(6 月 18 日)

「逮捕を免れるため」集団ハイキングの出発場面を装った。そのため 1 人の老人がそばに来て「君らはいったいどこへ行きたいのか」とたずねたため、参加者が「ある場所を挙げて、経路を説明してもらった。その後

も彼らはそこに引き続き立っていたが、何も起こらなかった。1 時間後に彼らは解散し」、夫は「イライラしつつ」戻った。

〔参加者 12 人は 15 日に準備のため集まった 28 人の約 4 割にすぎず、質量ともにまだ「示威行動」と見られる円陣ではなかった。〕

同日夜の会合で「[まきを]くべす[人数を増やす]ことが決定され」、「沈黙円陣によって我々の出国の意思を明示することが確固となった。もう後戻りはできない」。その後は「主導者たちが週に一度、どのように円陣を使って前進すべきかを議論するために」陰謀的に「集まった」。

その際シュタジに知られないように会合の日時・場所を毎回変更し、その連絡場所として夫が店員をしている家庭用品店を利用した。「ほかでは秘密連絡が不可能であった」。「電話所持家庭は少なく、あってもシュタジによる盗聴の恐れがあった。〕

第 2 回沈黙円陣(6 月 25 日)

16 人に増え[15 日集合の 6 割]「白い T シャツを着ている人もシャツに"JA"(Jenaer Ausreisegemeinschaft(イエーナ出国共同体)の略語)と書いた人もいた」。やはり「何も起こらなかった」。

第 3 回沈黙円陣(7 月 2 日)

25 人に増え、「1 人の警察官が参加者たちに集まりを解散するよう促した。彼らは警察官に参加者リストを手渡した」だけで、「何も起こらなかった」。

「私は精神的にとっても疲れ果てていたのでこれ以上この圧力に耐えることができなかった。だから我々はバルト海沿岸のグライフスヴァルトの親族[夫の実家]へ行った。だから夫も第 4・第 5 土曜日の白い円陣に参加しなかった」。

そのため著者は第 4 回円陣(7 月 9 日)については参加者が 37 人になって円陣が広がり、白シャツも「JA」表記の者もいたとのみ記した。

レムプケによる各回の特徴づけが図表 5 である：

図表 5 白い沈黙円陣各回の特徴(1983 年)

	日付	人数	特徴
1	6/18	12	「恥ずかしそうな」円陣、「偽装」のためハイキング地図を地面に置く、白い服装
2	6/25	16	最初の「手をつなぐ」示威的円陣、「機関」による注目なし[但しシュタジの注目可能性(5 節)]
3	7/02	25	示威的円陣、警察による解散、参加者リスト引き渡し
4	7/09	37	示威的円陣、「JA」[イエーナ出国共同体]のしるし付きの白い服装、警察による解散
5	7/16	49	「西の記者」による最初の注目、テレビ(ARD)や新聞が報道、出国申請者の行動への合図効果
6	7/23	185	最多参加者による示威的円陣各参加者をシュタジが撮影、警察による解散
7	7/30	34	円陣形成の試み、参加者全員とほかの出国申請者の逮捕

(出所) Lembke 2024:140。〔典拠はたぶん夫などメンバーからの情報やシュタジ文書だろう。円陣各回の特徴と人数には当事者を含む諸説がある(旧稿4節)。〕

5 節 事態が大きく動く(S.116ff.)

首謀者たちの西メディア接触と先行秘密出国

白い円陣について東ベルリンのARD事務所に通報したという説はあったが、通報者には異説があり、日付も不明であった。著者が示したシュタジ文書 6180 によってシュツダンズキー夫妻ら 3 人が 7 月 13 日に西独常駐代表部や ARD、南ドイツ新聞に通報したことが分かった(3 節)。続けて著者は、シュタジによる 3 人の逮捕と取引を次のように記した(典拠は記されていないが、おそらく同じ MfS XX/AKG 6180)：

当日 3 人は東ベルリンで逮捕され、「刑事訴訟上の措置」に身をさらした。しかしシュタジはその措置が「西で発表されることを恐れ」拘留を躊躇した。他方 3 人も「拘留を避けるために今後示威行動を組織せず、また今後のそれに参加しないことを約束し」、またイエーナで「従来実行された行動と計画されている行動を教えた」。それで「彼らは即座の出国が保証され」た。

〔特に西独の常駐代表部とマスコミ駐在所、米国大使館は常に警察とシュタジが監視していた。〕

その際シュタジは「首謀者たち」を出国させれば「再び平穏が訪れるだろう」と考えたが、すでにイエーナでは「多くのほかのグループが出現し」、それぞれ「独自に行動し」たが、土曜日には「共同で円陣に立った」。

〔下線部分も従来知られていなかった。〕

つまり「中心組織が存在せず、存在したのは寄せ集めの窮境打開共同体のみ」であった〔だから「首謀者たち」の出国は運動の痛手にならなかった〕。このことをシュタジは理解していなかった。

〔首謀者たちの出国許可は著者が言うシュタジの「平穏」化見込みによるのではなく、「中央の…決定」(脚注 47)に基づく。当時、党「中央」は CSCE 進展に加え、特に西独政府への配慮を必要とした。外貨不足(末尾の図表 16)に悩む東独が切望した西独からの「Milliardenkredit」(10 億クレジット)供与が 7 月 1 日決まったばかりであり、その恩人である西独バイエルン州首相シュトラウス(Franz Josef Strauß)が 24 日から東独を訪問したからである(10 節・あとがき、旧稿 p.5・12・17 参照)。〕

図表 6 シュトラウス(中央)とホーネッカー(右端)



(出所)BArc:183-1990-0226-315(CC-BY-SA 3.0)。(注)

1987 年ライブチツヒ春季見本市。最後列左端は東独外貨調達担当シャルク、隣は経済担当政治局員ミッターク。

出国許可の噂が広がりサークル内に動揺広がる

「若干の者がすでに出国許可を得たという噂がその時電光石火にサークル内で広まった。それによってシュタジは全員が心配する状況を達成した。つまりサークル内の若干は出国でき、ほかはおそらく逮捕されるという不安が我々にはその時とても大きかった」。

〔シュタジは出国許可者に出国申請中の者との接触を禁じ、実行状況を監視した(7 節参照)。〕

第 5 回沈黙円陣(7 月 16 日)

「連邦共和国から記者とカメラマン各 1 人が第 5 土曜日に現場で白い円陣の写真を撮り、それらを連邦共和国に持ち帰り、そこで公表することに成功した」。

〔下記シュタジ文書ではカメラマン 2 人である。〕

シュタジ文書によれば(著者による抜粋)：

「1983 年 7 月 16 日にイエーナ中心部の宇宙飛行士広場で合計 49 人の違法な移住要請者の集まりが確認された。その人物たちは円陣を作ろうとした。示威行動の一部は「JA」の文字が入ったシャツを着用した。「JA」に明らかに問題があるのは、それが西のマスメディアによって広められた名称イエーナ出国共同体(Jenaer Ausreisegemeinschaft)の略語だからである。ドイツ人民警察の要求後に集合は解散した。彼らはこの要求に即座に応じた。解散を要求された際に市民 XX が投入警官チームに氏名記入済みの参加者リストを手渡した。さらに彼〔上記 XX〕は次のような意味のことを言った：「君らが悩まされなくなければ、BRD への我々の出国を許可せよ」。この集合は DDR に信任状付きで派遣された ARD 事務所の委託で許可なく 2 人のカメラマンによって写真撮影された。2 人は当日早朝「ドレヴィッツ」検問所からイエーナに来て昼に「ハイネ通り」検問所から戻った。「この示威的集合は、ARD その他西のマスメディアのニュース報道や論評の温床になり、その種の違法な行動の模倣が鼓舞された。特に積極的に関与したのは ARD 特派員と南ドイツ新聞の正式特派員であった〔すべての名前は黒塗り〕」(MfS-HA XX/AKG 6180)。

〔黒塗りは BStU による。両検問所はベルリンの壁のそれ。特派員が地方へ行くには許可を要したので代わりのカメラマンを手配したのだろう。〕

第 4 回(7 月 9 日)までの円陣についても警察は「集合」と記録し解散させた。その法的根拠は東独刑法 217 条(1)であり⁴⁶、シュタジは「集合」を「2 人よりも多くの参加」と規定した(MfS-HA IX 13075)。

他方シュタジ内では第 4 回(7 月 9 日)までの白い円陣について「いかなる指示もなかった」。プラカードや演説など示威的様子が見えなかったからである。

〔そうではなく、脚注 47 のように対策はすでに指示されていた。〕

西メディアによる白い円陣の「公表によって突然イエーナを越え DDR 全土に予期せぬ推進力が発生した」。

⁴⁶ 「刑法第 217 条(1)公の秩序および安寧を害する人々の集合に参加し、かつ公安機関その他の管轄国家機関による催告後遅滞なく集合から立去らなかった者は、2 年以下の自由刑または保護観察の言渡し、拘留刑または

罰金刑をもって処罰される。(2)徒党を組むことを組織し、または指揮した者(首謀者)は、1 年以上 8 年以下の自由刑をもって処罰される。(3)同未遂は処罰される」(山田 1982 下:96)。

それは今やシュタジにも見過ごされることはなかった」。ようやく「シュタジが目覚める」ことになり、第 5 回円陣の「あとに初めて宇宙飛行士広場での敵対的否定的な集合を"繰り返される集合"として記録した」。

〔西メディアの円陣「公表」は 7 月 18 日(下記)だから、著者の考えではシュタジが「目覚め」たのはようやく 7 月 18 日になる。しかし実際は半月以上前の 6 月 29 日にシュタジ大臣ミールケがその処理方針を幹部会議で報告した⁴⁷。それは「"イエーナ市民"の円陣」に関する「中央」〔党中央〕決定の伝達であるから「中央」の「目覚め」はもっと早い。

「中央」がいつ、どのように、どんな情報を得たかは報告にはない。まず考えられるのは著者が言う IM が準備段階から入っていたことである。彼らは円陣開始後も逐一通報しただろう。

円陣参加者が名簿を警察に渡したのは第 3 回(7 月 2 日)からだから、名簿は「中央」決定の情報源にならない。しかし円陣参加者が全員出国申請者だと「ある時 1 人の役所職員が気付いた」という証言がある(旧稿 p.11)。「気付いた」のが顔を見てのことなら、6 月 25 日の第 2 回に可能である。第 2 回は初めて円陣らしくなったので、出国申請者に詳しい市役所内務係職員かつシュタジ大尉ボック(7 節参照)か、その部下が駆けつければ確認したかもしれない。市役所は近いし、シュタジは前年の平和共同体の円陣(図表 4 や旧稿 p.6)の

経験から円陣に敏感であっただろう。

著者はシュタジが白いサークルを「敵対的否定的な集合」と位置付けたと言うが、6 月 29 日のミールケ報告(脚注 47)のようにシュタジはそれを当初は「敵対的否定的」と規定しなかった。著者や私が収集したシュタジ文書の中ではその規定が登場するのは 7 月 22 日の MfS-BdL-Dok 7019(旧稿 p.12-13,17 のミッティヒ b) やそれに基づく同日のゲラ県責任者レーマンの指示(5 節)からである。

「敵対的否定的」と規定が生じた理由は、私見では 7 月 13 日に白いサークルの「首謀者たち」3 人が敵(西独の政府機関やマスコミ)への情報提供により逮捕されたこと以外にない。その罪は刑法第 100 条(国家裏切りの情報活動)に該当した。

にもかかわらず 16 日と 23 日の円陣が阻止されなかったのはシュトラウス来訪への配慮である。彼の帰国翌日の 28 日にミッティヒが 30 日の円陣阻止を指示した。]

西のラジオ・テレビ・新聞が報道(S.122f.)

白いサークルについての「西のマスメディア」の報道はすべて記録され ZKG⁴⁸に集積された。

そのうち特に、RIAS〔リアス、西ベルリン米国地区のラジオ放送〕が 7 月 18 日に ARD 特派員レントゲンの解説を放送したことによって「真実が明るみに出た」。

その内容は以下の通り(MfS-ZKG 18625 からの著

⁴⁷ 1983 年 6 月 29 日のシュタジ幹部会議(Sitzung des Kollegium、大臣・同代理や主要部門責任者等の会議)における国家保安相ミールケ(Erich Mielke)報告は、「国際情勢評価の若干の視点」、「BRD における発展に関連する若干の課題」、「高度な国内保安のために重要な若干の問題と課題」(違法な移住要請者にも言及)を長々と論じたあと、次のように「再度短く違法な移住要請者に触れ」た(MfS-SdM 1567:60ff.)。

その際彼は最近の「中央の一連の政治的決定(「イエーナ市民」の円陣)」、つまり党中央の白い沈黙円陣対策を念頭に置いた。この「中央の…一連の決定」の日付は不明であるが、当然白い沈黙円陣登場後であり、円陣姿がはっきりした 6 月 25 日から 28 日までと推測される。。

その特徴はこの行動に対して「違法な」という文句はあっても「敵対的・否定的」と規定しなかったことである。実際の扱いも反体制的な「平和共同体」とは大きく異なった。

ミールケ報告の該当部分(S.74ff.)は以下の通り:

「違法に非社会主義諸国家ないし西ベルリンへの移住を要請する人物たちのグループは、すべての関係諸機関および諸社会的勢力による著しい抑止努力にもかかわらず、以前同様に少なくない」。対策としては、「違法な要請の取り消し・撤回をさせ…全社会的努力が以前同様に中心」であり、そのために MfS からの「党と国家の指導的幹部への情報提供の質を一層改善し…有効な諸決定に寄与する提案を行うことも必要である」。ところが「MfS の当該職務単位にまだその時々々の重要な事実がすべて届いているわけではない…ためにその時々々の管轄者の軽薄な行動の見分けが困難になっている」。

「重要なことは、実際の理由と動機を綿密に明確にし、真の人道的な願いと、明らかにわが社会主義国家に害を及ぼすことが問題になるそれを注意深く区別することである」。

「すべての社会的可能性を利用」しても違法な要請を撤回しない人物たち、「つまりいわゆる改善の余地のない連中に関わる場合には、より迅速に相応の決定案が提示されるべきである。はれものの発生は許されない。そのような場

合には、何ごと引き延ばしてはならず、迅速に行動しなければならない」。但し「秘密保持義務者」や「敵」には「移住についての定められた期限内の例外決定はあり得ない」。

「最近[SED]中央の一連の政治的決定(「イエーナ市民」の円陣)により、社会主義国家の一層の強化と安定化のためにわが社会主義国家権力がいかに最も役立つように決定するために十分強力であることが立証された」。

上記の「"イエーナ市民"の円陣」(Kreis der "Jenaer")は「中央」すなわち SED 政治局の決定のテーマを指し、最終盤にあった西独との 10 億クレジット交渉(あとがき参照)や CSCE 進展を念頭に置いた出国許可基準を定めたのだろう(シュタジ内の特例許可論争は旧稿 5 節参照)。

「国家に害を及ぼす」人物は従来通り追放である(例えばヤーンやフックス、ピアマン)が、人道上やむを得ない場合には出国許可とした。白いサークル員は「人道的な願い」による出国許可であった。例えばレムプケ一家は 2 回とも出国申請理由を家族合流とし(Lembke 2024:186, 207)、家財の西独搬出も可能であった。だから上記のように 13 項目綱領原文の持ち出しにも成功した。ほかにルッツ夫妻のうな西独の自由買いもあった(8 節ほか)。

報告は「国際情勢評価の若干の視点」(S.60ff.)の中で 10 億クレジットにも触れ、「DDR の利益」だとしつつ、「社会主義国家共同体の統一と団結を掘り崩す計画」(つまり東独のソ連からの離反促進)を警戒した(S.64)。

⁴⁸ 中央調整グループ。シュタジの出国運動・国外逃亡対策本部。1975 年 12 月に活動開始し、その最初の年次報告 ZKG 2164 はシュタジの対処を知る上で非常に重要で、旧稿(p.1-4)に紹介した。その末尾にリーザ市民権イニシアチブが西独テレビで 1976 年 10 月に紹介された直後にルードルシュタット(Rudolstadt)の 15 人が移住許可要求デモの許可を申請し、彼らはイエーナの移住希望者とも「結びつき」を維持したとあった(両市はともにゲラ県)。著者はリーザ市民権イニシアチブを当時は知らなかったそうだ(Lembke 2025.02.22)が、図書には紹介がある。

者による抜粋の全文)：

「イエーナにおける新しい示威行動。〔シュタジによる平和共同体"壊滅"にもかかわらず〕イエーナは平穏になることなく、再び世間を騒がせている。出国申請をしたイエーナ市民が 5 週間前から彼らの出国希望を公然と表明するために、毎土曜日の朝 9:00 に市の中心部にある宇宙飛行士広場に集合している。出国希望者たちはスローガンを書いたものもシュプレヒコールもなしに集まり円陣を作って黙って 1 時間立っている。

4 週間、警察はただ観察しただけだった。通常、出国申請を出した DDR 市民は無口であり、おとなしくしている。しかしイエーナの望ましくない平和共同体のメンバーに対する迅速な出国許可が明らかに、DDR 当局が予想しなかった効果をもたらした。

他の出国希望者とは対照的に、彼らは特に教会の平和活動への積極的参加によって〔国家にとって〕不快になるようにし、それによって出国を促進しようとはしなかった⁴⁹。また彼らは組織されず、いかなる団体も作らず、国家機関による報復によって結びつきの性格を持つ状態に置かれたと感じている。彼らは社会から閉め出されるか、政治的に差別される市民として互いのつながりを頼りとし、さらに物的ないし精神的にも互いに支え合っている。出国申請をしたほとんどの DDR 市民はその職を失うか、学生では退学になる。

イエーナの出国希望者は国家機関に介入の理由を与えないように法律や規則を厳守するつもりである。しかし彼らは公然と出国希望を表明するつもりであり、それは DDR では全く新しいことであり、諸政府機関もまだ彼らに対処できていない。

しかしこれらのイエーナ市民は人前に出る前に、通常の方法で出国許可を得ようと試みていた。

〔以上の内容では 16 日の円陣の様子をわずかであり(実像は西のテレビが放映)、主にレントゲンが 13 日にシュツダンスキーらから受け取った 13 項目綱領(3a 節)の主旨であり、彼らの考えが広く両独に伝えられた。〕

ARD も 7 月 18 日に「イエーナでは約 1 ヶ月来、懲罰のリスクの下でも DDR を去る意志を公然と示威する出国共同体〔=沈黙円陣〕が存在している」と報じた。

〔「今日のニュース」(Tagesschau)で約 2 分間放映し、13 項目綱領も伝えた(旧稿 p.11)。〕

ヴェルト紙も 19 日に「沈黙抗議」について「イエーナでは約 1 ヶ月来、懲罰の危険を冒してでも DDR を去る意志を公然と示威する出国共同体が存在している」と伝えた。〔南ドイツ新聞も大きな写真付きで第 1 面に報じた(Rutz 2015:13)。〕

⁴⁹ 「他の出国希望者」はイエーナ平和共同体内の出国申請者を指す。該当者 40 人にシュタジが 5 月に同共同体壊滅作戦「反撃」の一環として 3 日以内の出国を命じた(<https://www.jugendopposition.de/themen/145387/aktion-gegen-schlag>; <https://ngbm.hypothesen.org/5906>)。

これはシュタジ大臣命令 6/77 の 9 項にある「特別の場合」の適用であった(特例許可のシュタジにとっての功罪論争は旧稿 5 節参照)。

脚注 47 で触れたシュタジ「幹部会議」のうち 1983 年 6 月 8 日の会議の主要議題は 6 月 17 日〔ベルリン暴動記念日〕対策であったが、冒頭で国家保安相ミールケが作戦「反撃」の成果を報告した：「イエーナの敵対グループ〔平

西の白い沈黙円陣報道についてシュタジは次のように記録した(MfS-HA XVIII 11165)：7 月 16 日の宇宙飛行士広場における行動を「西のマスメディアが報道したことが出国共同体メンバーをまさに駆り立て、さらなる行動へ勇気づけるだろう。…諸解説の中でその種の違法な行動を模倣するように促した…。敵対的・否定的な勢力の示威的な集合は阻止されるべきである。現在西ベルリンに住んでいる"フックス一味"や元イエーナ市民〔ヤーンら〕たちとの結び付きが作戦によって処理されるべきである」(著者の抜粋の抜粋)。

〔XVIII 局は「国民経済」担当だから、作成は別の部局である。引用に作成日がないが、白い円陣のうち阻止対象は 7 月 30 日が最初で最後だから、阻止を言うこの文書は 7 月 23 日までの円陣対策ではなく 30 日対策の文書に見える。しかし 7 月 28 に 30 日対策を「i.V.」(全権をもって)指示したミッティヒ b(MfS BdL-Dok 7019)は具体的な指示であり、そこにフックス一味やヤーンらとの関係を問題にしていない。〕

著者は続いてシュタジのグラ県支部責任者レーマンの 7 月 22 日の指示を引用した(MfS HA XVIII 11165 に収録)。それは白いサークルを「敵対的・否定的」と規定し「証拠を確保し刑法上の措置を断行する」とか「西のジャーナリストたちの活動」の監視などと常套句の指示をしつつも、「移住から DDR にとって重大な結果が生じない場合には、そうした人物たちの要請に同意し、可能な限り迅速に実現されるべきである」と指示した。

しかし円陣阻止を指示しなかった。これが上記の文書 11165 と異なることを著者は指摘しなかった。

著者は同じ 22 日にミールケの指示もあることを指摘し、より重要な文書と思われるが、なぜか内容に触れず、文書番号も記載しなかった。

6 節 最大の沈黙円陣(7 月 23 日)とメンバーの出国許可(S.125ff.)

バルト海沿岸のグライフスヴァルトに滞在していたレムプケ夫妻は 7 月 16 日に NDR⁵⁰の「白い円陣」ニュースを聞いて「すぐにイエーナに戻った」。

すると「宇宙飛行士広場に人々が立っているという噂が街中に広まっていた。…我々は絶対にこのチャンスを逃してはならなかった。いま何か失敗が起こらなければいいのだと思った」。

「街は正真正銘の混乱状態だった。すべての企業や施設で従業員が党〔SED〕の同志たちから宇宙飛行士広場へ行かないように求められた。そこには犯罪

和共同体)…は壊滅された。〔平和共同体参加者の一部の〕移住作戦を終わらせた。…グループの壊滅と移住によってすべての問題が解決されたわけではなく、イエーナにはまだ敵対的・否定的な勢力が残っている」として、今後の対策を多く挙げた(MfS- SdM 1567:S.51)。しかしこの会議の 10 日後から、彼が全く想定しなかった新形態「白い沈黙円陣」が登場し、シンボル「白」「JA」が全国に波及した。

また平和共同体も壊滅ではなく、下記のように 8 月 6 日に広島への原爆投下への 1 分間の黙祷を企画した。

⁵⁰ Norddeutscher Rundfunk(西独の北ドイツラジオ)。リアスの報道も ARD の放映も 18 日だからどこか別のニュースソースによる。

者や反社会分子が立っているそうだから、と」。

これまで 5 回の円陣すべてに参加したある友人から 7 月 22 日に、我々夫婦が参加しなかった第 4・第 5 回円陣の様子を聞いたが、その際彼は、シュタジが自分の住むアパートを監視していると語り、「逮捕されることを心配してわが家に泊まった」。しかも翌 23 日(第 6 回円陣の日)の「早朝に警察車両がわが家の前を通り過ぎ」た。〔7 月 2 日の円陣から参加者リストを警官に渡したので、シュタジが住所も突き止めただろう(7 月 23 日にはりすとに住所も記した)。〕

シュタジが何を発見し何を予定しどのような方法を使うのかについて「我々はまだ何も知らなかった」ので、ひたすら第 6 回円陣について「西のメディアの報道が恣意的な弾圧に対する盾」となってくれることを願った。

シュタジにとって「状況は今やもっと複雑になった」。というのは白い沈黙円陣問題に加え、平和共同体が宇宙飛行士広場での 8 月 6 日〔土曜日〕の広島原爆投下への 1 分間黙祷(プラカードや横断幕持参、63 人規模)の許可を当局に求めたからである。

そのためシュタジは「平和共同体と出国共同体〔白いサークル〕の両方に同時に行動することを余儀なくされると判断した」が、「"差別化された解明と取り締まり"のための指示がイエーナのさまざまな職務単位に届くのが遅すぎたため、作戦行動が妨げられた。…この"事態"により、我々が 7 月 23 日に宇宙飛行士広場で妨げられることなく 6 回目の白い円陣を形成することが可能になった」。

〔実際に強力な「盾」により「妨げられることなく」23 日の第 6 回円陣が形成されたのは「西のメディアの報道」でも、シュタジの「作戦行動が妨げられた」からでもなく、そもそもシュタジは阻止行動を予定しなかった。それは東独政府にとって最重要であった西独からの 10 億 DM クレジット供与締結とその功労者バイエルン州首相の東独訪問(7 月 24~27 日)を傷つけないためであった(旧稿 p.12・17 と増補 10 節・あとがき参照)。

シュトラウスは東独からの逃亡者の手厚い保護でも知られていた(10 節・あとがき参照)。

白いサークルは、7 月 13 日の首謀者 3 人の西への情報提供により「敵対的否定的」とされたが、メンバーは引き続き上記ミールケ報告の言う「人道的な願い」かつ「移住から DDR にとって重大な結果が生じない場合」に該当したのだから、反政府平和運動ゆえ「壊滅」と追放になった平和共同体とは扱いが異なった。だからシュタジにとって両者を区別して扱うことに複雑さはなかった。シュタジはシュトラウス帰国(27 日)後の第 7 回円陣(30 日)には市内に阻止線を張り、突破したものは連行したが、白いサークル員の殆どにすでに出国許可を与えていた(遅れたレムプケ一家でも 28 日に許可)。また連行後に有罪となったのは一部であった(8 節、旧稿 p.13-15)。この時に有罪となった者も自由買いされた⁵¹(詳しくは Rutz 2015)。

他方 8 月 6 日の「平和共同体」対策は全く違った。警察がイエーナに入る路上には釘の出た板を置いて車の進入を阻止し、駅も封鎖しただけではなく、早朝から広場を見渡す大学タワーのレストラン屋上に「機関銃を持った数人の警官」さえも配置して徹底粉碎の構えであった。機関銃装備の警官を発見して「すっかり興奮」し著者に伝えたのは夫であった(Lembke 2024:147)。発見したと思われる場所は末尾の図表 14 参照。

そもそも「平和共同体」の黙祷申請が許可になる可能性は全くなく、対策は力での阻止のみであり、複雑さはなかった。しかも 2 週間も時差のある案件について「同時に行動することを余儀なくされると判断」する理由も全くなかった。〕

図表 7 西独による東独囚人の「自由買い」
(「特別人道努力」)

年	人数	年	人数	年	人数
1963	8	1972	731	1981	1584
1964	888	1973	631	1982	1491
1965	1541	1974	1053	1983	1105
1966	424	1975	1158	1984	2236
1967	531	1976	1439	1985	2669
1968	696	1977	1475	1986	1450
1969	927	1978	1452	1987	1209
1970	888	1979	890	1988	1048
1971	1375	1980	1036	1989	1840
				合計	31775

(出所) Vesting (2011:279)

第 6 回沈黙円陣(7 月 23 日)

23 日に夫は友人とともに「あり得る逮捕を避けるために午前 6 時前に家を出た。その直後にシュタジのスパイを乗せた車がすでに我々のドアの前に止まった」。

「11 時頃に夫が無事に戻り、私はすべてを詳しく説明してもらった」。それによると:我々〔夫と友人〕はインターホテルで時間を過ごし、「8 時 45 分頃に膝をがくがくさせながらインターホテルを出て宇宙飛行士広場のすぐ隣にあるマルクトをブラブラした。サークルの他の戦友たちが広場にいないかどうかを注意深く探したが、まだ誰もいなかった。突然警官 2 人が…呼び止め、身分証明書を要求した」が、何事もなかった。

警官に注意しながら広場に入った時「一瞬ほかに誰もいないと思った。ところが次々にあらゆる方向から人々が広場に流れ込み、若干の人たちは子連れであり、再び白い T シャツを着たり、イエーナ出国共同体を示すシンボル"JA"を付けていた」。

「夫は私に、彼が 180 人以上の巨大な円陣を見た時に感じた力強い気持ちを語った。何も叫ばず、何も

⁵¹ 西独政府による東独の「囚人の自由買い」は 1963 年に始まり 1989 年まで続いた(「3.3 万人以上」)。ほかに分断家族合流のための「人道分野における特別努力」

のための出国許可(21.5 万人)への支払いがあり、合計 34 億 DM に達した(Wölbern 2015:160-161)(末尾の図表 7 参照)。

要求せず、プラカードもなく、ただ単に沈黙の平和的な白い円陣であった。その後、好奇心旺盛なイエーナ市民の第2円陣が形成された。〔「第2円陣」も知られていなかった〕

すると「シュタジ職員3人がカメラを隠したバッグを持って円陣のまわりをぐるぐる回った。そのあと1人が円陣の中に入って参加者各々の顔を撮影した。その間に参加者たちは再びリストを作成し、今回は名前と住所を記した」。

〔街頭シュタジは私服(図表8)でも一目瞭然。〕

図表8 私服のシュタジが睨む



(注) 東ベルリンで1981年5月7日。「解放」(ソ連の対独戦勝)記念行事準備中。彼らは睨んだだけで何も言わなかった(© Kunihiro AOKI)。

全員が警官から解散命令が出るまで立ち続け、命令にはすぐ従った。そのあと小グループ毎の話し合いが生じ、その際に参加者が「イエーナだけではなく…エアフルト、ナウムブルク、ケムニッツ[当時の名はカール・マルクス・シュタット]、ドレスデン、ライプツィヒ、さらにはブランデンブルク」からも来て、「全員が西メディアからイエーナの白い円陣を知った」ことが分かった。

〔23日の様子は旧稿 p.12-13 参照。それについて著者は ZKG(脚注 48)の報告書(178/83)も引用したが、新しい情報はない。〕

当日の参加者の「殆どは…30才から45才まで」で、安定した職業の子持ち家族が多く、しばしば「まさに良い暮らし」をする人々であった(旧稿 p.12)。重要なことは、引き続き「逮捕に代えて、"説得キャンペーン"が決定され、世論に訴える更なる行動を中止すれば早期に出国させることが約束され」、「まもなく何十人かの[白いサークルの]メンバーに出国許可が出た」ことであり、その数は文献により30、約40、約50、約70人と異なる(典拠等詳細は旧稿 p.12-13)。

この中にレムプケ家3人も含まれた。これら出国許可を通知された者は当然以後行動に参加せず、7月30日の円陣にも関与しなかった。

シュトラウスが27日に帰国するや否や28日に大臣代理ミッティヒが30日対策として「敵対的・否定的勢力の訴え行動の予防的防止のため」の指示、つまり阻止方針を出した(MfS-BdL-Dok 7019=旧稿のミッティヒb、詳細は旧稿 p.12-13,17)。それまでは円陣の「予防的防止」も逮捕もなく、せいぜい円陣形成後の警官による

解散要求やようやく7月23日実施の私服シュタジによる撮影のみの対処であった。〕

7節 レムプケ家の出国許可(S.131ff.)

〔7月23日は成功であったが〕「これまでに一体何を達成したのか？広場で6回の土曜日に円陣を作って立った——そして今度は？我々は必死に解決策を探した。すぐ、翌日曜日〔24日〕に夫は東イエーナのある住居へ行った。そこでグループの他のメンバーと陰謀的に会うためであった。今度はより激しいやり方が選ばれるはずであった。彼らはシュタジと内務係からの反応を2日間待つと決めた。それはその後東ベルリンの米国大使館の占拠を計画するためであった。今度は全力を尽くす決心であった！」。

〔「危険にさらすことなく」という著者の発案は吹き飛んだかに見えた。〕

ところが〔驚いたことに〕「すでに内務係への出頭命令を受けたサークル内の人々が、月曜日〔25日〕の日中に、次々と夫の店に姿を現した。我々はいわゆる首謀者たちがその出国〔許可〕を受け取ったことも知った。これは我々にとってさらなる不安を意味し、我々は自分たちに何が起こるのだろうか」と自問した。またも我々は何も知らなかった」。

「最初の出国許可証に関するシュタジの報告：確認されたグループ[白いサークル]の解体のために所与の方針に応じて、1983年7月14日に与えられた指示に従って1983年7月16日の集合に参加しなかった6人の成人並びにその子供1人は、国籍除籍のもとでのDDRからの出国許可を得る」(MfS-ZAIG, 27103⁵²)。

〔「7月14日に与えられた指示」は前日13日の事件、すなわち西マスコミ等に情報提供した首謀者3人の逮捕と出国取引(5節)に関連した指示と推測され、6月29日のミールケ報告同様に「中央」決定(脚注47)に沿っていた。出国許可の成人が首謀者3人以外も含む6人になったのは首謀者との取引隠ぺいのため出国許可の名目を16日の円陣不参加者とするためだろう。〕

そこで〔自宅に電話はなく夫が勤務先の電話を使うので〕「私は夫に内務係に電話するようせき立てた」。

すると「電話問い合わせさえも可能であった」〔これは以前はあり得なかった〕が、電話の「相手女性」は夫に一方的に「"あなたは冷静にしてください。我々からあなたに伝える"とだけ言った」。

他方「白いサークルのほかの活動家たちも内務係への召喚状を受け取った」ので、「我々は1時間ごとに郵便受けを覗いた。シュタジは事情解明のために個々人に召喚状を投函していたからである。我々の神経は張り裂けるほど緊張した」。

「重要な通知が書かれたバラ色〔＝幸福〕の紙切れ…をようやく7月26日火曜日18時30分に郵便受けに見つけた。通知には"あなた方は事情解明のため明日、1983年7月27日水曜日午前9時に内務係に出頭しなければならない"とあった。そうした召喚状

⁵² ZAIG は Zentrale Auswertungs- und Informationsgruppe(中央評価・情報グループ)の略称で、国家保安相のための参謀役(BStU 2015:86)。引用されたこ

の文書はシュタジのゲラ県支部がイエーナ市役所内務係に与えた文書であり、それがZAIGにも通報されたと思われる。

はほとんどの場合に出国期限と結びついていたので、今や我々はほぼ目的を達成したと思った。

内務係にて

「1983 年 7 月 27 日…夫とともに内務係へ行き、9 時きっかりに煙が充満する部屋に入った。…私は興奮していたが、気付かれないようにした。左側には、ややしわだらけの老婦人が記録係としてタイプライターの前に座っていた。…我々はテーブル席に座った。私の左に大尉ボック(Wilfried Bock)が座っていた⁵³。彼の名前は我々の友人アントン・フリーデル[脚注 37]からすでに聞いていた。…夫の向かいにはすでに鉛筆を用意したシュタジの女性が座っていた。

その様子から我々は今や出国できるようになるだろうと推測した。大尉ボックは我々に今すぐすべての非合法活動や陰謀的な会合、あらゆる種類の集合をしないように求めた。夫が"そうすることはできるが、その代わりに我々はいま出国を待っている"と答えた。同志ボックはとげとげしく"あなたたちはそうすることができる"と言った。夫が向かいに座る女性の指示でいま一度、新たに我々の出国申請書を書いた⁵⁴。

「まだ我々の出国期日が欠けていた。だから私は"そうすると我々はいつ出発できるのか?"と質問した」が、ボックは「再びとげとげしく…クリスマスかもしれないし、イースターかもしれない」などと言った。

「現場のシュタジとしては出国許可を与える悔しさゆえの「とげとげ」した発言だっただろうが、一家は 2 週間後の 8 月 10 日に出国した。」

出国準備

「我々はあきらめない」という決意を示すために、「座って待つ」のではなく、「すぐに家財処分の貼り紙を書き木々に貼り付け始めた」。これは「イエーナの多くのほかの出国者たち」から学んだもので、さらに新聞に「家財処分の広告を掲載することさえもできた。新聞の女性担当者はすでに事情を知っていた」。

タイプライターを手に入れ、「内務係の要求に応じて、我々が持って行きたい家財リストを 6 枚のカーボンコピーで私がタイプした」。「我々は突然協力してくれる多くの手伝いを得た。目が回るような時間だった」が、「私の気分は軽かった」。「我々がアパートを退去するまでの間、繰り返し誰彼が来て、好奇心から"君らは一体どうやったのか、一体誰がそれを組織したのか"と詮索した。我々は一言も答えなかった」。

「[突然協力]したのは家財売却広告(上記の貼り紙と紙面)への関心か、出国許可を得る方法への関心によるだろう。サークル員との接触はシュ

タジが禁じ、かなりがすでに出国した。一般に出国の噂はすぐに広まり、出国が増えると西のテレビがそれを報じてさらに出国願望を刺激した。

自動射撃装置撤去が知られると逃亡も増えた(レムプケ 2025 に追加した付録 2 参照)。

「我々は出国期日をいまだに受け取っていなかった」ので、シュタジの「嫌がらせ」を疑った。それでも「我々は、行動せず集まりにも参加しないという[シュタジの]要求に従順に従った。…刑務所に入るのは嫌だった」からである。現にシュタジ文書には「その後 D.レムプケ[私の夫]はもはや宇宙飛行士広場に行かず、レムプケ一家は彼らの出国までの知り合いの申請者たちを非常に十分に遠ざけた」とあった。「だから我々は 7 月 30 日の出来事のことは何も知らなかった」。

「従って内務係の仮面をかぶったシュタジの要求には「行動せず集まりにも参加しない」だけではなく、「知り合いの申請者たち」を遠ざけることも含まれたことになる。出国許可を得る手法や許可の際の手続きなどの伝播予防のために当然あり得る措置であった。シュツダンスキーらが隠密裏に出国したのもこうしたシュタジの要求のせいだったのだろう。なおこの文書の BStU 分類番号は記されていない」。

8 節 第 7 回沈黙円陣と逮捕(7 月 30 日)(S.137 ff.)

7 月 30 日「午前 9 時に宇宙飛行士広場で一部の[出国]申請者たちが再び円陣を作ろうと試みた」。

彼らは「西メディアから土曜日の出国希望者による沈黙抗議のことを知り」東独各地から来たが、「内務係内のシュタジの警告と脅し」や我々の「毎週の陰謀会合や逮捕への不断の不安も全く知らなかった。…ただ単に輪になって立っているだけだと考えていた」。

「出国申請者の藁をもつかむ気持ちを知らないはずのない著者が彼らをこのように扱うのは妥当ではない。彼らはサークル内の内幕を知らなくても、東独で当局が非公式街頭集合をどう扱うか、また出国希望者をどう扱うかを十分知っていた。当時東ベルリンにいた日本人留学生からさえ 1 クラスに少なくとも 1 人のシュタジ協力者(IM)がいると聞いた。シュタジは周知による威嚇効果も狙った。

しかし実際に 7 月 23 日までの白い沈黙円陣が平穩に実施された事実を見て 30 日に参加しようとした者が平穩が続くと考えたとしても無理はない。

当局は 30 日の円陣には阻止措置を取ったが、

⁵³ 「ボック大尉は市役所内務係で出国申請の処理を担当し、同時に彼は MfS の常勤職員であり、特別投入将校(OibE)の一員でもあった」(Lembke 2024:107)。

特別投入将校はシュタジ将校でありながら表向きの職業に就く者(ボックは市役所内務係)で、もっとも有名かつ高位はシュタジ大佐かつ外国貿易省次官のシャルク(Alexander Schalek-Golodkowski)であり、外貨調達担当としてバイエルン州首相シュトラウスなどと交渉して西独から東独へのいわゆる 10 億クレジット供与を実現させた。

⁵⁴ レムプケ一家の DDR 国籍除籍と西独への出国の申請は最初が 1982 年 9 月 23 日、2 回目が 1983 年 7 月 28 日であり、いずれも理由は壁建設以前に西独に移住したモニカの父(Schmidt)の子である「義兄弟」(2 人)と

「義姉妹」(1 人)との「家族合流」であった(文面は Lembke 2024:186,207)。両申請の違いはその間に自殺を余儀なくされた長男インゴが欠け(詳しくはレムプケ 2025)、夫妻と次男フィリップの 3 人になったことのみであった。2 回の申請はほぼ同じ書式で白紙に書かれたが、1 回目はタイプ打ち、2 回目は内務係面談の場での手書きであった。ともに家族の姓と住所、宛先(市役所内務係)、申請目的(DDR 国籍除籍の上での家族合流)、家族合流先、家族の氏名(1 回目は各生年月日も)という構成であった。その後に公式書式が作られ、「政治的ではなく」、「西にいる親戚または友人」との合流を理由とするよう指示された(旧稿 p.13(Nawrocki 1983))。

それでも連行された者のうち有罪は少なかった。

著者は、平和共同体への壊滅作戦とは異なるこうした対策が主として 10 億クレジットへの SED「中央」の配慮による特例であったことを当時「全く知らなかった」し、今も気づいていない。]

しかし「十分な人員の人民警察と MfS によって午前 6 時から警備されていた」。

[旧稿ではその時の様子やシュタジの当日の対策である上記のミッティヒ b などを紹介した (p.12-14 と 16-17)。ミッティヒ b 発令はバイエルン州首相シュトラウスの帰国 (7 月 27 日) の翌 28 日であったことも東独政府の配慮を示した。]

図表 9 1983 年 7 月 30 日警察による連行



(出所) MfS, HA XX/Fo/211-Bild 76 (<https://www.jugendopposition.de/themen/145402/weisser-kreis-jena> [2017/10/25]。Lembke (2024:138) にも掲載)。

図表 9a 1983 年 7 月 30 日連行バスと見物人



(出所) MfS_HA-XX_Fo-0211_Bild-005 (<https://www.stasi-mediathek.de/medien/demonstration-der-aktion-weisser-kreis-in-jena-und-aufloesung-durch-volkspolizei-im-juni-1983/>)

著者が引用するシュタジのゲラ県支部責任者レーマン署名の記録 (MfS, 008-1832/83) によると:

当日「午前 8 時 50 分頃にいろいろな方向から幾つかの小グループが宇宙飛行士広場の方向に移動した。周りには約 200 人の見物人」等がいた。9 時には他の小グループも加わって円陣を作ろうとしたが、警察が「用意したバス」に乗せて連行し、見物人が広場に入ることは警察と「他の人員」[私服シュタジ]が阻止した。「合計 5 分後には秩序が回復した」。警察を野次った見物人も「何人か」連行された (図表 9・9a)。「連行された者の中には「[イエーナ以外からの]外

来者が多かったことが気付かれるべきである。連行措置は SED の指導下に行われた。全員が頑固に出国に固執し、その要請の実現のためにはなはだしい行動を展開する違法な移住要請者だということが重要である。…合計 34 人が連行された。

連行された 34 人の内訳は、イエーナ 9 人、ライプツヒ 10 人、ザールフェルト 2 人、ハレ 1 人、ブランデンブルク 1 人、ロシュツク 1 人、ドレスデン 4 人、[東]ベルリン 3 人であった。

イエーナの連行者 [9 人] のうち 8 人は、実際の円陣形成には参加しなかったが、人民警察投入の際に周りに立って挑発的に叫んだり、写真を撮影した」。

1983 年 7 月 31 日イエーナ人民警察から内務省への通報 (MfS 5506) によると、[34 人のうち]「18 人が勾留状の導入と提示ののち行刑施設に引き渡された。引き渡しは午前 10 時 30 分に完了した」。

[この文書にはわざわざ「連行措置は SED の指導下に行われた」とある。従って今回に限らず SED「中央」決定 (脚注 47) 以後、白い円陣の対処に「SED の指導」があったと推測される。

これまでと異なり、この日は「予防的保安措置」として 34 人が連行され、うち 16 人はすぐ釈放され、18 人に刑法 214 条 (国家活動等侵害) や同 219 条 (不法な結び付き) による捜査手続きが開始され、有罪となった者も翌年に西独政府に自由買いされた (旧稿 p.14)。Rutz (2015) はその回想である。]

シュタジ (ZKG) は白い沈黙円陣行動対策の結果について「…違法な移住要請者たちのグループ形成の敵対的行動の抑止と断固たる禁止のための全社会的諸措置によって効果が得られたと評価され得る。導入された刑法上の諸措置および移住の実施と実施予定も肯定的に作用している」と評価した (MfS-ZKG 13157)

[著者はこのあと「1983 年 8 月 2 日付けの [シュタジ] ゲラ県支部と職務単位イエーナの情報報告書」 (MfS-ZKG 13157) を紹介し、その末尾に上記の ZKG の自己評価と同様の記述があることをとらえて次のように勝ち誇った:]

「イエーナの MfS は、我々の土曜日毎のプラカードなしの沈黙示威行動が住民に与えた影響を明らかに過小評価した。この無比の、これまでにない行動は、模倣者を見つけたにちがいがなかった。我々はシュタジの鼻面を引き回したのだ。シュタジは機能しなかった」。

「[イエーナのシュタジの機能不全] の詳論が続くが、省略する。というのは実際に「シュタジの鼻面を引き回した」のは著者らではなく SED「中央」の決定 (脚注 47) であったからである。]

9 節 出国手続きと出国 (S.146ff.)

ようやく「我々は、8 月 4 日に通関期日確定のためゲラのドイツランス [東独のトラックによる国際運輸会社] および内国税関に出頭するよとの通知を 8 月 2 日に受け取った。通関期日に基づいて国境通過期日が確定されるだろう」ともあった。

そこでゲラのドイツランスへ行くと、出国者が多いためコンテナ (図表 10) が足りないと言われ、「我々の家財

(Inventar) は他の出国者たちのがらくた (Habse-
ligkeiten) とともに 1 つの鉄道車両でギーセンに輸
送される予定になった」が、「それはどうでもよかった。
最も大事なことは我々がようやく出国できるということ
であった」〔下線部分に注目〕。また貨物駅へ持っていく
トラックも「調達することができた」。

〔トラック調達先は夫の勤務先 (私営家庭用品店)
が考えられる。〕、

図表 10 ドイトランスのコンテナ
(1971 年ライプツヒ春季見本市)



(出所) (CC-BY-SA 3.0)

https://commons.wikimedia.org/w/index.php?title=File:Bundesarchiv_Bild_183-K0315-0001-025

「我々は…至る所で規則通りに届け出をしなければ
ならなかった⁵⁵。我々には 8 月 10 日の午前 10 時頃
の列車でゲルストウンゲン (Gerstungen) 国境検問
所を経由してギーセン (Gießen) へ行く予定だと通知
された⁵⁶。当時は毎日地区間列車〔東独国鉄による
両独間列車〕がこの線を 1 本のみ走っていた」。

出国前日の 8 月 9 日にはアパートを片付け、「木箱
やトランク」に荷造りをし、その他の持ち物を売った。
DDR 通貨は持ち出し不可だったので使い切ろうとし
たが、「店は残念ながら空っぽのようだった。この時期
にはイエーナから 143 人もが出国できたので、追加の
トランクも買えなかった。でも隣人が段ボール製トランク
を 2 つ譲ってくれた。そのうちの 1 つが現在ライプツィ
ヒの現代史フォーラムで我々の証拠書類とともに常設
展示されている」。

この日、夫は朝 7 時にトラックを取って来て荷物を積
み込み、イエーナ西駅の「貨物用ホーム」に降ろした。
2 人の出国者との共用車両になった。

このホームは本来は「イエーナ製菓とショットの労働
者」用であった⁵⁷。「DDR 税関を待って何時間も暑さ
の中でぼんやりと立っていた」。やっと来た「税関は各
木箱を厳密に調べるのに多くの時間をかけた」。

⁵⁵ 追放と異なり出国許可の場合は無債務証明書など多
数の証明書類が必要であった (青木 2009: 132 以下)。

⁵⁶ 緊急受け入れ収容所が西独本土ギーセンと西ベルリ
ンのマリエンフェルデにあり、イエーナなど南部からの出国
者の多くは前者に収容 (各収容所参照文献は旧稿 p.13)。

⁵⁷ 両企業はイエーナ西駅に隣接した。レムプケ一家の荷
物の税関検査を「隣接したイエーナ製菓」の労働者が「意
図せずに目撃した」 (Lembke 2024:152)。イエーナ製菓

終わると「ようやく西への輸送のための家畜車両が
やって来た。おそらく以前は其中で豚あるいは牛が
輸送されただろう。それは糞ただけで、悪臭を放って
いた。これもどうでもよかった。肝心なことは、すべてが
うまくいったことだった。我々は応急的に車両内を掃
除し、我々の家財を積み込んだ」

9 日の夜は「空っぽの」わが家でマットレスを敷いて
寝た。翌 10 日朝に内務係に出向いて DDR 国籍除
籍証明書を受け取った (図表 11)。そのために「1 通
あたり 30DDR マルクを喜んで支払った」。

図表 11 モニカ・レムプケの国籍除籍証明書

URKUNDE

Monike Lembke geb. Schmidt	
geboren am 18.04.1946	in Zockau
wohnhaft in Jena, Quergasse 6	

wird gemäß § 10 des Gesetzes vom 20. Februar 1967 über die Staatsbürgerschaft der Deutschen Demokratischen Republik (GBL I S. 3) aus der Staatsbürgerschaft der Deutschen Demokratischen Republik entlassen. Die Entlassung erstreckt sich auf folgende kraft elterlichen Erziehungsrechts vertretene Kinder:

Philipp Lembke	
geboren am 03.02.1978	in Jena
-	
geboren am	in
-	
geboren am	in

Die Entlassung aus der Staatsbürgerschaft der Deutschen Demokratischen Republik wird gemäß § 15 Abs. 3 des Staatsbürgerschaftsgesetzes mit der Aushändigung dieser Urkunde wirksam.

G e r a

den 02.08.1983

Ausgehändigt am 10. Aug. 1983

(出所) Lembke (2024:208)

図表 12 西独ギーセンまでの切符

DEUTSCHE REICHSBAHN	
Preis 77,80 M	
Gültig 2 Monate vom 10.08.83	
Ausgabestelle Bureau d'embaux Leipzig office	
DR Jena West (U) 10. AUG 1983 444083	

(出所) Lembke (2024:152)。(注) 料金は
77.80DDR マルク。著書に貨物の料金の記載はない。

「1983 年 8 月 10 日、我々は 5DM (西独マルク) を
持って西へ旅立った (図表 12)。

〔DDR マルクとハードカレンシーであった西独マル

(Jenapharm) は東独政府が 1950 年創設した国営企業。
ドーピングにも関与したと言われる (en.wikipedia)。ショットは Otto Schott が設立したガラス製造企業 (Schott Glaswerke) で、東独政府が国有化した (VEB Jenaer Glaswerk)。創業者の息子が西独で再建し、両独統一後東独工場も統合した (in: https://www.biancahoegel.de/jena/geschichte/schott_geschichte.html)。

ク(DM)の関係は青木(2019)参照。]

イエーナの西駅からヘッセン州のギーゼンまでの旅路であった。私の隣には息子が座り、マッチ箱の車を握りしめていた。…突然税関が現れ、我々の書類を要求した。その緊張感は一だけでなく、すべての旅行者に見られた。…彼らは傲慢な表情ですべてをゆっくりと、非常にゆっくりと検査した。]

やがてギーゼン駅に到着し、「DDR 難民収容所」に入った。ラストット(Rastatt)、ハイデルベルク・キルヒハイム(Heidelberg-Kirchheim)の施設を経て、1984年4月に夫が就職先(工科大学の研究助手)を得たアーヘン(Aachen)に移り住んだ。

[一家は「職業上の理由から」2006年に旧東独地域のうち最初はエアフルト、次にライプツヒにへ「帰還」した(レムプケ 2025:7)。]

[本稿末尾に1972~88年出国者(逃亡を除く)の種類別比重推移(図表15)を掲載した。]

10節 西独バイエルン州首相シュトラウス来訪

以上のように東独当局の白いサークルへの7月23日までの対策は円陣形成阻止ではなく出来上がった円陣への警察の解散要求のみであり、しかも円陣の担い手に出国を許可した。極めて慎重かつ穏便であった。旧稿もこの増補もその決定的な原因を西独から東独への10億クレジット供与(長い交渉の末7月1日実現)と、その恩人である西独バイエルン州首相シュトラウス一家(本人、妻、長男)の東独来訪予定への配慮と見なした。

その例証たり得るのはシュトラウスの東独訪問の際の東独側の配慮である。その様子はシュタジ文書から読み取ることができる(MfS, ZAIG 5094, Bl.2-22)。

この文書にある主な政治的出来事はシュトラウスと出国申請者の出会いである。

1979年9月16日夜に両独国境南東端近くのペスネックからバイエルン州ナイラ郊外まで手作り熱気球で逃亡した2家族8人⁵⁸をシュトラウスが熱烈に歓迎し生活を支援したことを東独当局も出国申請者もよく知っていた。だから多くの出国申請者が彼に会いに来たし、それは当局にも予想された事態であったが、シュタジは周辺から監視したのみで一切手を出さなかった。明らかに SED 中央が死活的に重要と思う10億クレジットを御破算にしないためその旨指示した。

この文書に作成日付はないが、内容からシュトラウス一家の帰国(7月27日)直後の作成である。内容はシュトラウスの東独滞在中の出来事のうちシュタジの関心事の記録である。この文書にはその場では手出しできないシュタジの悔しさがにじんでいる。

この文書の長い表題は「…シュトラウスの DDR 私的滞在に関連する政治上および作戦上重要なし注目すべき出来事や行動、現象に関する報告」(…部分はシュトラウスの全肩書と苗字)で、本稿に関わる主な部分を以下に紹介する：

来訪日を旧稿では諸文献に基づき7月23日とした

が、この文書によると「1983年7月24日午前10時25分」であり、ポーランドとの国境検問所ポメレン(Pomellen)から東独に入った。

滞在の名目は家族の私的な観光旅行であったが、西独官僚や多数のマスコミが付き添った。ZDF(西独第2公共テレビ)は大掛りな資材を持ち込んだ。

図表13 ドレスデンでのシュトラウス夫妻



(出所) <https://www.csu-geschichte.de/themen/detail/der-milliardenkredit-rettete-strauss-die-ddr> (注)中央の黒服がシュトラウス、左が夫人。出所には「通行人」が囲むとあるが、様子からすると記者たちである。出所には10億クレジットにブレジネフが聞き耳を立てる風刺画もある。

まずホーネッカー自身が近くのフバーツストック(Hubertusstock)の迎賓館(元狩猟用別荘)で彼と会談し(24日)、続く観光旅行(25~26日)の間も一家とマスコミの行動への目につく東独側の介入がなく、何人もの出国申請者がシュトラウスに接触し得た。

「観光プログラム」の行き先は「ドレスデン、マイセン、ナウムブルク、ワイマール」であり、ドレスデンとエアフルトのインターホテルに宿泊し、一行は27日午前9時30分エアフルト空港から自家用機で帰国した。

「DDR 市民並びにシュトラウスに同行するジャーナリストたちによる世論に訴える活動」が行われたのは、①「ドレスデンのインターホテル"ネヴァ"前、ツヴィンガー、解放通り(Straße der Befreiung)」、②「マイセンの磁器工場と大聖堂訪問中」、③「ナウムブルクの大聖堂前と大聖堂の中」、④「エアフルトのインターホテル"エアフルター・ホーフ"前」であった(番号は青木)。

全体として、a)「訪問客の前に集まった違法な移住要請者並びに物見高い DDR 市民は100人から450人の間」であり、b)到着と出発に際して拍手や妻に花束を贈るなど歓送迎した者は「それぞれ約30~50人」、c)シュトラウスないしジャーナリストへの違法な移住要請者による文書(手紙、メモ)の手渡しは23人(うち17人はドレスデン)、d)市民からシュトラウスのサインや写真の要求と受け入れ、e)西独ジャーナリストたちへの主に「違法な移住要請者」の質問、両ホテル前での西独の「ラジオ・テレビチームの示威的行動(車両上の目立つ社名表記、取材対象を注目させる照明、インタビューの際の示唆的な設問)があった。

「上記の活動以外にはシュトラウスの DDR 私的滞

⁵⁸ 飛行経路図は Petschull(1980:191)にある。この冒険成功は西のテレビにより東にも知れ渡り、東独市民の手作り機器による逃亡を刺激した。そのため ZKG はまさに1979年9月からその種の逃亡統計を作成した(1989年

1月の MfS ZAIG 4591, Bl.18ff.所収)。すぐにディズニーが映画化し(「風に乗って西へ」)、私は西独フランクフルトでの封切りの際に見た。怒ったシュタジは逃亡者が開いた店を破産に追い込む工作をした(青木 2018:10)。

在の経過に影響したか、あるいはシュトラウスが訪問した諸県の国家保安を損なった国家敵対的な事件や行動、現象はなかった」。また彼の滞在中の出来事に「関連して誰も逮捕されなかった」し、「警察に連行された者もたいていは忠告の上で秩序を守ることはないし故郷に戻ることを条件に釈放された」。

〔以下の「滞在中の出来事」には通常なら「刑法第 2 章ドイツ民主共和国に対する重罪」(第 96 ~ 111 条)(山田 1992:63-67)が適用される可能性があった。〕

「観光プログラム実施の間に個別的には以下の重要な出来事や行動、現象が生じた」〔そのうち出国希望者関連のみを紹介〕:

・24 日夜インターホテル「ネヴァ」前(約 80 人。バイエルン放送のチームがインタビュー。ARD やヴェルト紙などの新聞、ロイター通信):「1981 年以来違法な移住要請者」である夫婦が「我々はシュトラウスと話すために、わざわざ[パウツェンから]来た。我々は 3 年間申請者です。その時以来私の妻は失業です。彼女は教師ですが、職業禁止です。難民の動きは東側ブロック諸国の中だけであり、西側諸国には存在しません。色々原因があるに違いありません」。

ノイシュタットから来た夫婦(ともに 26 才、1982 年から「違法な移住要請者」)がシュトラウス宛の手紙をジャーナリストたちに託した。

・25 日午前ツヴィンガー美術館前(約 100 人):ドレスデン住宅建設コンビナート[国有企業]の技術者(39 才、「違法な移住要請者」)が群衆から抜け出し「シュトラウスに歩み寄り握手して歓迎し、彼は 2 年前からオーストリアへの出国を待っていて、差別待遇にさらされていると告げた」が、「保安要員」によってシュトラウスから離された。すると「彼は逮捕されると想って、大声で"首相閣下、ここでは人々が逮捕されています。どうか我々を助けてください"と叫んだ」。

〔出国申請済みなら国営企業はすでに解雇されていたはずである。〕

「同時に、エデランから来た別の市民(30 才の牛飼育女性、違法な移住要請者)がツヴィンガーの出口でシュトラウスにメモを渡そうとした」。それは「ドレスデンのある企業の同志」が阻止したが、彼女が大声を出したのでシュトラウスが近寄って「手紙(明らかに移住要)」を受け取り、「住所も書かれている」ことを確認した。さらに二人が「大聖堂の方向に歩く間に彼女は自分の願いを説明した」。この経過全体が「映像と音声で記録され、BRD のメディアによって放送された」。

・26 日マイセン磁器製作所:展示ホール前にいた約 200 人(参観者を含む)のうち 35~40 人が実演室にいるシュトラウスらに気づき、その窓際に行き「メモ用紙 9 つと 2 通の手紙」を投げ、シュトラウスが受け取った。「シュトラウスに"我々が逃げるのを助けてください"と呼びかけた」者もいた。

・26 日夕方、ナウムブルクの大聖堂:大聖堂前の広場では約 450 人のうち約 30 人がシュトラウスらの到着に拍手した。同地の「女性市民(33 歳、縫い子、VEB ナウムブルク小型革製品工場、違法な移住要

請者)が「私はすでに 3 年間出国を待っている」と叫んだが、「シュトラウスは反応しなかった」。

「中庭ではイエーナから来た市民(37 才、博士、違法な移住要請者)」が手渡した手紙を「シュトラウスは何も言わずに受け取った」。

・次のワイマールでは「いかなる出来事も確認されなかった」。

・26 日夜、宿泊ホテル「エアフルターホーフ」入口から 50 メートルに規制線が張られ、そこに約 60 人の人垣ができていた。「米国での相続」を理由とした「違法な移住要請者」1 人が規制線を抜けてシュトラウスに「ありがとう、私はやってのけた」という手紙を渡してすぐ戻った。

同ホテルの「近く」に「導入された保安措置の結果」レームヒルトから来た看護婦が「連行」された。彼女は「政治的に迫害」されているなどと記した〔が、全体としては意味不明の〕メモをシュトラウスに渡すつもりであった。彼女は出国申請者ではなかった。

・27 日午前時 15 分頃、ワイマール近くのアウトバーン駐車場で「交通・トランジット取り締まり要員」の検問によって「違法な移住要請者」であるドレスデン市民 2 人(23 才と 22 才)のうち 1 人が「PM 12a」⁵⁹所持者であり、〔2 人とも〕連行された。シュトラウスに渡すための手紙を持っていて、それは「DDR からオーストリア共和国への移住を申請する」とあり「理由」として「DDR には民主主義がないこと」や「DDR における人間の白痴化」、「ロシアの SS-20 ミサイル」撤去のために「相互軍縮に取り組む DDR 内の平和運動への支持」を記した。

このシュタジ文書を収録した編者 Münkler(2021: 216)は 10 億クレジットについて以下の解説も載せた:ホーネッカーとシュトラウスは「バイエルン州立銀行の責任下での西独銀行連合による DDR への 10 億 DM のクレジット供与を取り決めた。それは連邦政府が西側債権者に対する東ドイツ国家の支払い不能を回避するための保証を引き受けるためであった。その見返りとして DDR は自動射撃装置をさらに撤去し、最低交換義務を若者むけには廃止し、出国および家族合流を容易にし、西独人にとって国境手続きをより人道的にすることを約束した」。東独の当時の外貨危機の背景として社会主義経済体制の一般的欠陥を指摘した上で、直接の原因として「1981 年 10 月にソ連が援助的な石炭・石油年間供給量を予告なしに減らした」ことを挙げた。

〔東独の外貨「支払い不能」の状況は末尾の図表 16 参照。「直接の原因」はその通り(特に石油)だが、「予告なし」ではなく、ソ連の事前通告に対してホーネッカーはブレジネフを困惑させたほど猛反発した。しかし供給削減となった。詳しくは青木(2016)参照。

自動射撃装置撤去についてはあとがき参照。〕

このように編者がシュトラウス一家の DDR 訪問を 10 億クレジット問題と関連づけたように、ホーネッカーら東独首脳部の穏便な白いサークル対策も 10 億クレジット絡みであった。もし白い円陣の開始がシュトラウ

⁵⁹ PM12a は西独への出国を前提として身分証明書供託のもとに警察が発行したが、発行遅延が繰り返された(こ

のシュタジ文書への編者注記)。PM12 についてはレムブケ 2025 参照。

スの帰国後であれば違った対応だっただろう。

11 節 著者について

1946年4月生まれの彼女は出国申請まで東独随一の有名企業カール・ツァイス・イエーナのグループリーダーであった(Lembke 2024:70)が、生い立ちは体制への反感・反抗に満ちていた(以下は同前 34ff.による)。

父と離婚した母は東独の東南端、チェコとの国境の町グロスシュヴァイトニッツの施設で介護助手をしていた。父は音楽家で、すでに1956年に西独カールスルーエに移住し、「私はほぼ定期的に〔父からの〕小包を郵便局から受け取ってこれることができた」。

彼女は「大きくなり、政治的な脈絡を理解するにつれて、より強く社会主義的学校制度におけるイデオロギー教育」を嫌悪し、父から送られた「ジーンズをはいて挑発的に授業の中へ進軍した」。「アメリカ帝国主義者や階級敵の衣服」着用ゆえ退学になった。

〔しかし著者は通常の義務教育(10年制のOberschule)を卒業した。私の知る例では職務上西側への出張が多い父がジーンズを土産に持ち帰った子供は放課後のみ着用した。〕

RIASなど西のラジオを聞き、学校でエルンスト・ブッシュの「Ami Go Home」(アメ公帰れ)を歌えと言われても「ロシア人も帰国すべきだ」と言って歌わなかった。

10年生(日本流には10年卒が中学卒)の成績表には「私は快活な生徒であるが、生産現場授業日(UTP)にはしばしば不快な仕事をさぼる」とあった。

例えば農業生産協同組合(LPG)では、「農民から25頭の牛をきれいにしたり、豚舎を掃除したり、重くて臭い糞尿を一輪車で押し出したりするように急ぎ立てられ」たことが気に入らなかったで、「私は〔成績表にある〕この批判をかなり誇りに思った」と言う。

これには驚いたが、それを今も「誇り」に思っていることに一層驚いた。日本の現場体験教育ではこういう感想をあまり聞かない。むしろ現場は「大変なんだ」という感謝の感想が普通である。

彼女はもちろん1961年8月のベルリンの壁建設にも反発し、「西のラジオ」から情報を得て、「公民の授業で常に挑発的な質問」をした。父親との間に「壁」ができたのだから、当然怒り心頭だっただろう。

末尾(Lembke 2024:175)では、「私は罰せられた。なぜなら私が私の父、つまり西の階級敵からジーンズをもらったからであり、私がこの体制に合わない服を自分で縫ったからであり、私が連邦共和国〔西独〕に住む私の家族の所へ旅行したがったからであり、私が2つの小さなアパートの部屋を1つの大きなそれと交換しようとしたからであり、私がもはや二枚舌を使わず嘘をつきたくなかったからであり、私がこの体制の中で私の息子を生んだからであった」。

著者は1983年8月10日に静かに東独を去ったが、その「白いシャツ」という発案は、シェーネの歌(旧稿末尾)のように、白いリボンという形でカバンや車のアンテナなどにつけて全国に広がり、また「A」も車の後窓などに貼られ、出国派の闘いに勢いを与えた。

あとがき

レムプケの著書(Lembke 2024)は、従来不明であ

ったこと、特に白いサークルの内情やメンバー出国の許可と準備の様子を明らかにし、従来の諸説の正否判断の基準も提示したので、大変意義深い。

しかし事実説明に付した著者の解釈はかなり批判せざるを得ず、本文中にその都度指摘した。以下では最も気になった2点を多少詳しく説明したい：

(1) 著者は「DDRの社会変革のための政治的関与を馬鹿げている」とまで極端なことを言う。彼女は自身の出国申請理由を「内政上の反目」ではなく「個人的動機」と言い、現に申請書に家族合流を記した。

しかし著書が示すように著者が東独を出たい真の理由は体制への強い嫌悪であった。その点では国内改革派と共通であったが、「馬鹿げている」と片付けた。7月30日に円陣を作ろうとした人たちを「何も知らない」連中と見下したり、シュタジについて自身の誤解のもとに無能と見たのと似ている。

その後の現実では出国派と改革派(反体制派)の共闘が生じた。1988年1月15日のローザ・ルクセンブルクデモ事件(青木 2016a)では出国派の企画に改革派の一部が協力した。著名人では人気歌手クラウチクが協力者であった(青木 2021)。レムプケの知人であった改革派ヤーンも出国派の重要性を理解し、出国派との提携工作をした(旧稿 p.9-10)。

「ローザ・ルクセンブルクデモ」はデモ開始直前に鎮圧されたが、翌1989年1月ライブチヒ中心部で数百人(諸説あり)による約1時間の無印沈黙行進として継承、実現され、「秋の有名なライブチヒ月曜デモを準備したところの"革命のための総稽古"と位置づけられる」(青木 2016a:166-7)。出国派も改革派とともに旧来の東独政権打倒に大きな役割を果たした。

白いサークルは自らの出国のみを目指したが、その際に象徴化した色「白」と文字「A」が声なき声のシンボルとして全国で活用された。また出国派自体の行動も「おとなしい示威」から本来の示威行動に変化した。それに伴い出国申請処理係である市役所内務係は申請書をその場で破り捨てていた1970年代から、受け付けるが厳しく対処する時期を経て1980年代後半には集団で押し掛ける申請者に怯え、攻守逆転した。これも国内改革への貢献でもあった。

言うまでもなく出国派や改革派だけではなく逃亡も東独政府に強い政治的・経済的打撃を与えた。

その防止のためベルリンの壁だけではなく西独本土との国境線には守備隊と有刺鉄線等の設備、地雷に加えて秘かに自動射撃装置 SM-70 も設置された。SM-70 の最多は1983年8月末の439.5kmに約6万台であった(1km当たり7台以上)。その実物を世界に暴露したのがガルテンシュレーガー(M. Gartenschläger, 1944-1976)である。彼は壁建設に怒って実際に抗議行動を起こした少年5人の1人で、終身刑となったが、西独に自由買いされ、ガソリンスタンドを営みながら実費負担のみで東独からの逃亡を援助した。さらに東独国境線に忍び込み SM-70 の実物を奪取しシュピーゲル誌を通じてその実在を世界に暴露した。そのため西独政府による撤去圧力が強まり(10億クレジット交渉の際にも)、CSCEの進展もあって1984年11月までに撤去された。地雷撤去も併行したが技術的理由でこの時点の完了は28%のみであった(以上の典拠は青木 2018a 参照)。

かつての学生運動に「別個に進んでともに打て」というような言葉(正確ではない)があった。

(2) シュタジの白いサークル対策を著者は鈍感や失敗、無策などに見なし、肝心の政治的背景、すなわち白いサークルによる円陣期間(6 月 18 日開始)が西独の東独への 10 億クレジット供与に関係する重要時期と重なったことに注意を向けなかった。そこには終盤の CSCE マドリード会議も念頭にあった。

7 月 13 日に白いサークルの「首謀者」3 人が西独に情報提供した[刑法第 100 条違反]あとに、シュタジは初めて白いサークルを「敵対的否定的」と規定した。従って本来はその団体は壊滅の、行動は阻止の対象であった(5 節)。それでも当局が 16 日と 23 日の円陣を阻止せず、それどころか次々と同サークル員に出国許可を与えた(遅れたレムプケ一家でも 28 日に許可)。それは 10 億クレジット絡みの西独への配慮の結果以外ではあり得ない(10 億クレジットは旧稿 p.12 参照。その後新たな研究も出た)。

10 億クレジット問題はテレビが大きく報じたのだから著者も知っていたはずである。10 億クレジットの長い交渉がまとまり供与が決まったのは 7 月 1 日であり、7 月 24~27 日にはその実現に寄与した西独バイエルン州首相シュトラウスが東独に滞在したのだから、それはちょうど白い円陣期間と重なった。

また東独訪問中のシュトラウスに出国申請者が陳情することも、随行した西独マスコミがそれを取材することも阻止されなかった(10 節)。この躊躇は、白いサークルへの穏便な対策も 10 億クレジットとシュトラウス対策であったことを間接的に裏付ける。

こうした対処は、東独政府がシュトラウスは東独からの出国希望者への熱心な支援者であること(10 節参照)を知った上で取られた措置であったにちがいない。

円陣阻止方針が出たのはシュトラウスが帰国した翌日 28 日のシュタジ次官ミッティヒの指示が初めてであり(6 節)、30 日にそれが実施された。8 月 11 日には一層強硬なシュタジ大臣ミールケの指示が出た(旧稿 p.17-18)。これらも 7 月 23 日までの穏便な扱いと 10 億クレジット・シュトラウスの東独訪問の関連を間接的に裏付けている。

著者が白い沈黙円陣を発案したのは、「すぐに逮捕されるようなきっかけを与えたくなかった」(2 節)からであるが、その意図が 7 月 23 日の円陣まで実現したのはたまたま 10 億クレジット実現の前後の時期と重なるという偶然に助けられた(旧稿 p.12)。

さもないとシュタジから役割が「決定的」と見られていた著者も、シュタジが「敵対的否定的」と規定した 7 月 13 日以後には逮捕された可能性がある。そうすると著者の一家のその後はルッツ夫妻(Dietrich & Heidelore Rutz)の場合(Rutz 2015)と同じかそれよりも重い有罪となっただろう。

7 月 30 日に逮捕され有罪となったルッツ夫妻は西独政府の自由買いによって 1984 年 5 月 28 日に国籍除籍、30 日[西独への]「釈放」となるまでシュタジ管理の「U-haft」(未決勾留施設)で就労した。

著者は 7 月 30 日の第 7 回円陣に参加しようとして連行された人々をシュタジの危険性を知らなかったと嘲笑した(8 節)。しかし東独にそういう無知はいなか

った。また実は著者も、当初「危険にさらすこと」を避ける方法を考えた(2 節)が、仲間の出国許可に焦ると、東ベルリンの米国大使館占拠という危険な計画さえも決意した(7 節)。それは 30 日に阻止線を突破しようとした者たちと同じ心境であり、彼らを嘲笑することはできない。

増補引用文献(本文中記載の URL と Lembke(2024)引用のシュタジ文書を除く。すべての URL は現時点有効だが、jugendopposition のみ画面デザイン変更前による。)

- 青木國彦(1985)社会主義計画経済体制と私的営業、東北大学『研究年報経済学』46-4
- (1991)『壁を開いたのは誰か』化学工業日報社
- (2009)東独出国運動の発生:逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た、東北大学『研究年報経済学』70-2
- (2016a)学会報告「ソ連政治局ブレジネフ・ドクトリン放棄(1981 年 12 月 10 日)のその後」(比較経済体制学会 6 月 4 日、弘前大学)(当該 pptx 送付可)
- (2016a)ローザ・ルクセンブルクの「異論の自由」の意味と衝撃:1988 年 1 月 17 日東独でのローザ・デモ事件に関連して、『ロシア・東欧研究』45
- (2018)元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険:東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界、『社会主義体制史研究』1 号、in: <https://journal-hsss.com/>
- (2018a)東独国境の射撃停止命令(1989 年 4 月 3 日)の混乱とハンガリー国境フェンス撤去:ベルリンの壁ジョッサー通り検問所事件の支配党への衝撃、『社会主義体制史研究』5 号、in: 同前
- (2019)東独通貨マルクの対外関係:最低交換義務、公式・ヤミレート、末期状況、『社会主義体制史研究』9 号、in: 同前
- (2020)アンソロジー「ベルリン物語」をめぐる東独作家たちの野望とシュタジの陰謀:東独ホーネッカー政権初期の自由化について(3)一、『社会主義体制史研究』13 号、in: 同前
- (2021)東独体制転換過程の起点となった演出家クラーアと歌手クラウチクの闘い、『社会主義体制史研究』20 号、in: 同前
- (2021a)東独秘密警察(シュタジ)の作戦規定と組織:ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して、『社会主義体制史研究』21 号、in: 同前
- 山田晟(1982)『ドイツ民主共和国法概説』上・下、東京大学出版会
- レムプケ(2025 年)モニカ・レムプケの“忘却に抗して:わが息子への手紙”(青木國彦訳、『社会主義体制史研究』37,in: <https://journal-hsss.com/>) 原文:Lempke, Monika (2023) Gegen das Vergessen: Brief an meinen Sohn, in: *Gerbergasse 18*, Nr.106.
- BStU MfS-SdM 1567 (BStU で入手)
- BStU MfS-ZAIG 4591(同前)
- BStU MfS, ZAIG 5094, in: Daniela Münkler (Hrsg., 2021) *Die DDR im Blick der Stasi 1983*, Vandenhoeck & Ruprecht.
- BStU (2015) *Abkürzungsverzeichnis: Häufig verwendete Abkürzungen und Begriffe des Ministeriums für Staatssicherheit*.
- Lembke, Monika (2024) *Wir dulden noch viel zu viel: Der Weiße Kreis - ein stiller Protest, der in die Freiheit führte*, Paramon
- (2025.02.25) 青木宛書簡
- Engelmann, Roger, u.a. (Hrsg., 2016) *Das MfS-*

Lexikon, Ch.Links

Graetz, Jürgen, U. Beate Teubert (2014) *Stadt, Land, Leben*, Mitteldeutscher,

Petschull, Jürgen (1980) *Mit dem Wind nach Westen*, Wilhelm Goldmann

Rutz, Heidelore (2015) *Klopffzeichen: Mein Weg in die Freiheit: vom DDR-Ausreiseantrag zum Häftlingsfreikauf*, Allitera

Vesting, Justus (2011) Nachwort. in: L. A. Rehlin-

ger, *Freikauf* (neue Ausgabe), mitteldeutscher

Wölbern, Jan Philipp (2015) *Der Häftlingsfreikauf aus der DDR*, in: Daniela Munkel (Hg.) (2015) *Staatssicherheit: Ein Lesebuch zur DDR-Geheim-polizei*, BStU.

Wolff, Frank (2019) *Die Mauergesellschaft: Kalter Krieg, Menschenrechte und die deutsch-deutsche Migration 1961-1989*, Suhrkamp Taschenbuch.

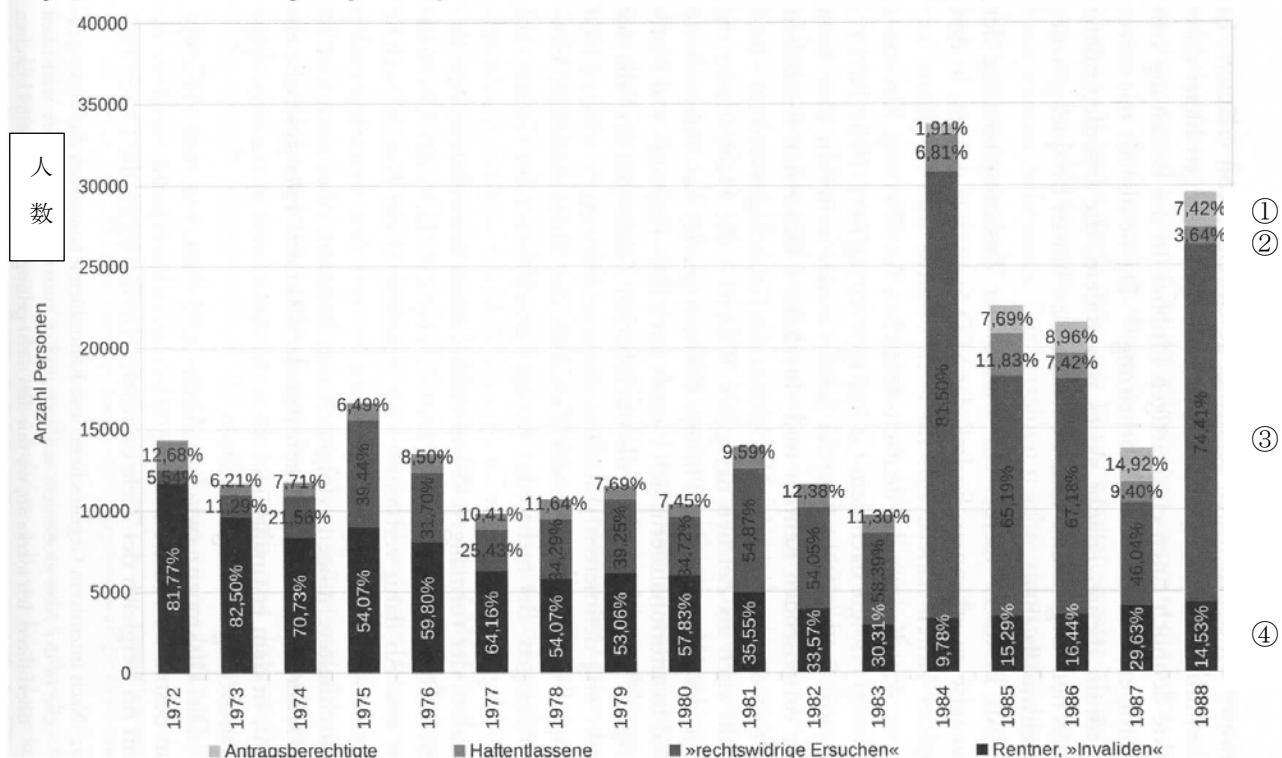
図表 14 オーク広場(当時宇宙飛行士広場)全景
JenTower(当時大学タワー)から見渡すオーク広場(Eichplatz)



(出所・注) [https://de.wikipedia.org/wiki/Eichplatz_\(Jena\)#/media/Datei:Eichplatz_2011.jpg](https://de.wikipedia.org/wiki/Eichplatz_(Jena)#/media/Datei:Eichplatz_2011.jpg) (CC BY-SA 3.0, 2021年)。カメラの位置付近に機関銃装備の警官たちが配置されたとみられる(6節)。今では駐車場。

図表 15 出国許可の種類別比率

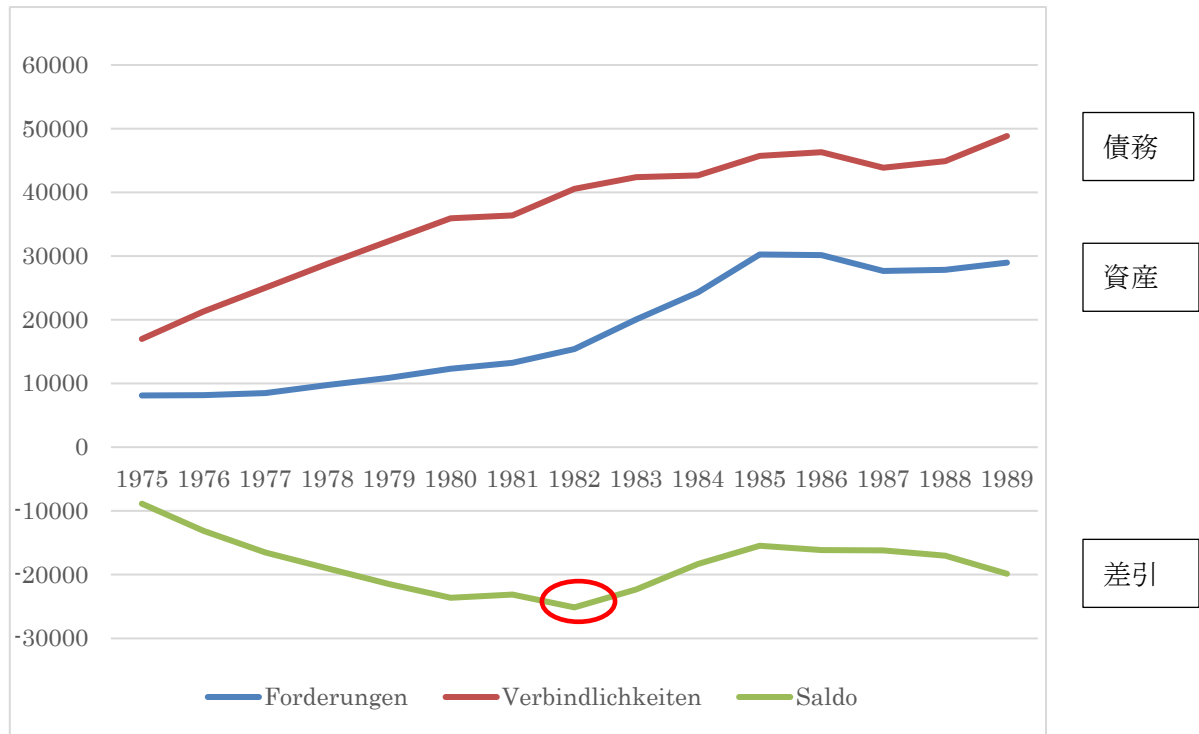
Tafel 37: Zusammensetzung der genehmigten Ausreise aus DDR nach Westdeutschland 1972-1988.



(注) 東独から西独への出国許可で、逃亡は含まない。棒グラフの最上段(薄灰色)から順に①合法出国者〔=年金生活者・身体障害者を除く東独法規の枠内での出国〕、②拘留釈放者〔西独による自由買い〕、③違法要請者〔レムプケー家のように出国申請を当局が許可した者であり非合法出国ではない〕、④年金生活・身体障害者。但し合法出国者はCSCEの進展に対応して1984年から実施。

グラフでは違法要請者の比率は1972年から順に、5.54、11.29、21.56、39.44、31.7、25.43、34.29、39.25、34.72、54.05、58.87、54.05(1983年)、81.5、65.19、67.18、46.04、74.41%であった。1981年から50%超となり、出国ラッシュの1984年には81.5%であった。(出所) Wolff(2019:590)。著者がシュタジZAIG資料から計算。

図表 16 東独の対非社会主義圏の資産と債務(単位:100 万 VM)



(注) 青:資産、橙:債務、黄緑:差引。ドイツ連銀資料から青木が作成。VM は DM (西独マルク) 相当。
(出所) 青木 (2016)

『社会主義体制史研究』既刊
Historical Studies of Socialist System (past issues)

in: <https://journal-hsss.com>

No. 38 (May 2025)

Yoji Koyama

Self-managing Socialism in former Yugoslavia: Its Ideal and Causes of Its Collapse

No. 38 (May 2025)

青木國彦

モニカ・レムプケの「忘却に抗して: わが息子への手紙」: 家族と東独イエーナの「白いサークル」の沈黙陣 (1983 年初夏)

No. 36 (Apr. 2025)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

独ソ不可侵条約への予備折衝 (ソ連外務次官ポチョムキン: 「ポーランドの第 4 次分割」1)

No. 35 (Feb. 2025)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

ナチ・ドイツの植民地回復要求

No. 34 (Aug. 2023)

Yoji Koyama

Peripheral Countries of the EU and Regional Policies

No. 33 (June 2023)

Yoji Koyama

Emigration from New EU Member States in Central and East European Countries

No. 32 (Jan. 2023)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

日独防共協定と付随秘密 9 文書と国内外の反応

Kunihiko AOKI

Der Antikominternpakt mit den 9 geheimen Dokumenten und die Reaktionen

No. 31 (Dec. 2022)

Yoji Koyama

Slovenia and the European Union

No. 30 (Sep. 2022)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

戦前期ドイツ共産党 (KPD) の変遷: 東独支配党 SED 指導部の背景

Kunihiko AOKI

Die Veränderungen der KPD vor dem Krieg : Die Hintergründe der DDR-Führung

No. 29 (26th May 2022)

Eva Hanada

(BOOK REVIEW) "The EU's Eastward Enlargement: Central and Eastern Europe's Strategies for Development" by Yoji Koyama

No. 28 (21st May 2022)

青木國彦 (Kunihiko AOKI)

プーチンとスターリン

Putin und Stalin

プーチンとスターリン

Putin und Stalin (Ergänzung))

No. 27 (Feb. 2022)

青木國彦

【資料検討】米国ノエル・ フィールド関連粛清に関する東独 SED の声明 (1950 年 8 月 24 日)

Kunihiko AOKI

Dokument-Überprüfung: "Erklärung des ZK und der ZPKK der SED zu den Verbindungen ehemaliger deutscher politischer Emigranten zu dem Leiter des USC Noel H. Field" (24. Aug. 1950)

No. 26 (Feb. 2022)

Yoji Koyama

What was Soviet and East European Socialism: Its Historical Lessons and Future Society

No. 25 (Dec. 2021)

Benon Gaziński

Roman Dmowski on relations with Russia at the turn of the 19th and 20th centuries and in the interwar period. "Historia magistra vitae est" - what could be learned from that history lesson?

No. 24 (Dec. 2021)

Benon Gaziński

System transformation vs. European integration.: A case study of Poland and her agriculture in historical retrospection

No. 23 (Oct. 2021)

青木國彦

東独秘密警察をめぐる女優グレルマンと元夫・俳優ミューエの争い: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI

Der Streit Jenny Gröllmanns mit Ex-Ehemann Ulrich Mühe über die Stasi-Verstrickungen: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

No. 22 (Sep. 2021)

Yoji Koyama

Emigration from and Immigration to Poland: A Typical Case of Central Europe

No. 21 (Sep. 2021)

青木國彦

東独秘密警察 (シュタジ) の作戦規定と組織: ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI

Operative Bestimmungen und Organisationen der Staatssicherheit der DDR: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der andere"

No.20 (Sep. 2021)

青木國彦

東独体制転換過程の起点となった演出家クリーアと歌手クラウチクの闘い

Kunihiko AOKI

Der Kampf F. Kliers und S. Krawczyks für die Wende in der DDR

No.19 (Aug. 2021)

青木國彦

東独における職業禁止と自由業:ドイツ映画「善き人のためのソナタ」に関連して

Kunihiko AOKI

Das Berufsverbot und die Freiberufler in der DDR: Im Zusammenhang mit dem Film "Das Leben der anderen"

No. 18 (July 2021)

青木國彦

脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(2): 批評の批評

Kunihiko AOKI

"Das Leben der anderen" im Filmbuch von F. H. von Donnersmarck (2): Rezension der Rezensionen

No. 17 (February 2021)

Yoji Koyama

Germany: Core of EU-Visegrad Economic Relations

No. 16 (December 2020)

Yoji Koyama

Political Economy of the Baltic States

No. 15 (December 2020)

Yoji Koyama

Slovenia: the Best Performer of the Former Yugoslavia

No. 14 (December 2020)

青木國彦

脚本に見るドイツ映画「善き人のためのソナタ」(原題「他人の生活」)(1): 宣伝と実際

Kunihiko AOKI

"Das Leben der anderen" im Filmbuch von F. H. von Donnersmarck (1): Werbung und Wirklichkeit

No. 13 (June 2020)

青木國彦

アンソロジー「ベルリン物語」をめぐる東独作家たちの野望とシュタジの陰謀: 東独ホーネッカー政権初期の自由化について(3)

Kunihiko AOKI

Die heimliche Kämpfe um die Anthologie »Berliner Geschichten« in der DDR: Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (3)

No. 12 (Feb. 2020)

青木國彦

東独文化政策の規制と緩和(1963-1976年)ー東独ホーネッカー政権初期の「自由化」について(2)ー

Kunihiko AOKI

Die schwankende Kulturpolitik in der DDR (1963-76): Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (2)

No. 11 (Nov. 2019)

Yoji Koyama

Emigration from Lithuania and Its Depopulation

No. 10 (Sep. 2019)

青木國彦

1973年第10回世界青年学生祭典(東ベルリン)に見る自由化百景ー東独ホーネッカー政権初

期の「自由化」について(1)ー

Kunihiko AOKI

Hundert Ansichten der X. Weltfestspiele der Jugend (Ostberlin, 1973): Über Honeckers „Liberalisierung“ (1971-75) in der DDR (1)

No. 9 (Aug. 2019)

青木國彦

東独通貨マルクの対外関係: 最低交換義務、公式・ヤミレート、末期状況

Kunihiko AOKI

Auswärtige Beziehungen der DDR-Mark: Das Mindestumtausch, die Kurse und die letzte Zustände

No. 8 (June 2019)

青木國彦

東独通貨マルクのヤミレートの暴落(1987年1月)

Kunihiko AOKI

Der inoffizielle Kurs der DDR-Mark purzelte dramatisch (Jan. 1987)

No. 7 (May 2019)

Yoji Koyama

Emigration from Romania and Its Depopulation

No. 6 (Jan. 2019)

青木國彦

ケネディのベルリン演説(1963年6月)再考: ブラント東方政策との比較

Kunihiko AOKI

A Rethinking of J. F. Kennedy's Address at the West Berlin Town Hall (June 26, 1963): In comparison to the "New Ostpolitik" of Willy Brand

No. 5 (Dec. 2018)

青木國彦

東独国境の射撃停止命令(1989年4月3日)の混乱とハンガリー国境フェンス撤去: ベルリンの壁シュッセー通り検問所事件の支配党への衝撃

Kunihiko AOKI

Die ungeordnete „Aufhebung des Schußbefehls“ in der DDR (03.04.1989): Die SED war schockiert über den Fall „Grenzübergangsstelle Chausseestraße“ und den Abbau von Grenzsicherungsanlagen in Ungarn

No. 4 (Nov. 2018)

Yoji Koyama

Migration from New EU Member States in Central and Eastern Europe and Their Depopulation: Case of Bulgaria

No. 3 (Nov. 2018)

青木國彦

ベルリンの壁最後の射殺ギュフロイ事件(1989年2月)の詳細とその意味: 「1988年12月にホーネッカーが射撃命令を制限」(少尉ハンフ法廷証言)の真偽

Kunihiko AOKI

Was war der Fall Chris Gueffroy in der DDR: Eine Überprüfung der Aussage des Unterleutnant Alexander Hanfs „Honecker habe im Dezember 1988 den Schießbefehl eingeschränkt“

No. 2 (Aug. 2018)

青木國彦

CSCE (全欧安保協力会議) ウィーン会議へのホーネッカーとシュタジの対応：東独の新外国旅行行政令と「壁は 100 年存続」発言

Kunihiko AOKI

Die Reaktion der DDR-Führung gegen Abschlissendes Dokument des Wiener Treffens der KSZE

No. 1 (May 2018)

青木國彦

元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険：東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界

Kunihiko AOKI

Abenteuer des ehemalige politische Häftlings der DDR Michael Gartenschläger: Warum und wofür montierte er die Selbstschußanlagen SM-70 ab?